令和元年6月宮崎県定例県議会 **商工建設常任委員会会議録** 令和元年6月19日~21日

場 所 第5委員会室

令和元年6月19日(水曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- ○議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正 予算(第1号)
- ○議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一 部を改正する条例
- ○議案第11号 建築基準法施行条例の一部を改 正する条例
- ○議案第14号 宮崎県観光振興計画の変更につ いて
- ○議案第17号 みやざきグローバルプランの策 定及びみやざき国際化推進プラ ンの廃止について
- ○議案第18号 みやざき産業振興戦略の策定に ついて

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及 び調停について(別紙2)
- · 平成30年度宮崎県繰越明許費繰越計算書(別 紙3)
- ・平成30年度宮崎県事故繰越し繰越計算書(別 紙4)

○その他報告事項

- ・県内経済の概況等について
- ・次期指定管理者の指定について
- ・一ツ葉有料道路に関する有識者会議について
- ・宮崎県自転車活用推進計画の検討状況について
- ・広域的景観の保全及び創出に関する方針(景域マスタープラン)の策定について
- ・高速道路等の整備状況と主な課題について

出席委員(8人)

委 員 長 日 高 博 之 委 員 長 坂 本 康 郎 副 委 員 中野一 則 委 員 衛 外山 委 員 山下博 委 員 窪 薗 辰 批 委 員 田口雄 委 員 前屋敷 恵 美

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 井 手 義 哉 商工観光労働部次長 文 横山 浩 企業立地推進局長 高 幹夫 H 観光経済交流局長 酒 匂 重 久 商工政策課長 内 野 浩一朗 経営金融支援室長 長 倉 佐知子 企業振興課長 雅博 矢 野 食品・メディカル産業推進室長 山下 栄 次 雇用労働政策課長 川端 輝 治 企業立地課長 山下 弘 観光推進課長 大 衛 正 直 スポーツランド推進室長 飯塚 実 オールみやざき営業課長 髙 山 智 弘 工業技術センター所長 弓 削 博 嗣 食品開発センター所長 柚木崎 千鶴子 県立産業技術専門校長 金子洋士

県土整備部

県土整備部長 瀬戸長 秀美

県土整備部次長 重黒木 清 (総括) 県土整備部次長 蓑 方 公 (道路•河川•港湾担当) 県土整備部次長 明 利 浩 久 (都市計画・建築担当) 高速道対策局長 中 尾 吉 宏 孝 二 管 理 課 藤 斎 用地対策課長 紀美朗 鎌 \blacksquare 技術企画課長 石 井 川岡 工事検査課長 Ш 野 福 道路建設課長 野 康二 矢 彦 道路保全課長 森 英 河 川 課 橋 健一郎 長 高 ダム対策監 博 # 野 降 防 課 治 砂 長 原 П 耕 港 湾 長 江 藤 彭 課 泰 空港・ポート 笠 否 友 紀 セールス対策監 都市計画課長 甲 斐 彦 隆 美い自崎文り推断長 部 隆 典 平 建築住宅課長 孝 賀 守 志 営 繕 長 藤 和生 課 後 設 備 室 長 日 髙 誠 高速道対策局次長 多 田昌 志

事務局職員出席者

議事課長補佐鬼川真治議事課主任主事石山敬祐

○日高委員長 ただいまから商工建設常任委員 会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お 手元に配付いたしました日程案のとおりでよろ しいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前9時59分休憩

午前10時1分再開

〇日高委員長 委員会を再開いたします。

おはようございます。当委員会に付託されま した議案等について、部長の概要説明を求めま す。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終 了した後にお願いいたします。それでは、よろ しくお願いいたします。

〇井手商工観光労働部長 おはようございます。 商工観光労働部でございます。どうぞよろしく お願いいたします。

本日は、お配りしております商工建設常任委員会資料の表紙下目次にありますとおり、令和元年6月定例県議会提出議案、令和元年6月定例県議会提出報告書及びその他報告事項について御説明させていただきます。それでは、座って説明させていただきます。

委員会資料の1ページをお開きください。

今回提出しております商工観光労働部の関係 議案の概要でございます。

一番上でありますけれども、まず、議案第1 号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第1 号)」でありますが、人口減少など本県が抱える 喫緊の課題に的確に対応を図るため、肉づけ予 算として編成したものでございます。

商工観光労働部の一般会計歳出につきましては、表の左、補正前の額416億1,120万1,000円に、補正額1億2,380万3,000円を増額し、補正後の額が417億3,500万4,000円となります。

続きまして、3ページをごらんいただきたい

と思います。

商工観光労働部の6月補正後予算案の各課ごとの内訳を示しております。

表の下のほうになりますが、今回、特別会計の補正はございませんので、一般会計と特別会計を合わせた商工観光労働部の合計は、表の一番下、左から、当初予算額421億125万7,000円に、先ほど申しました6月補正1億2,380万3,000円を増額し、補正後の総額は422億2,506万円となります。

表の右端の対前年度の欄にありますとおり、 金額で69億円の減、平成30年度当初予算比で85.9 %となっております。

前年度からの主な変動要因につきましては、 5月の常任委員会でも御説明をさせていただき ましたが、立地企業が「ふるさと融資」を活用 するための先端産業高度化支援事業30億円や、 平成30年度に造成いたしました「観光みやざき 未来創造基金」20億円などの臨時的経費の主な 減でございます。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。 令和元年度における商工観光労働部の新規・ 重点事業を、今回議案で上げております「宮崎 県総合計画アクションプラン(案)」におけるプ ログラム別の体系に整理したものでございます。

各プログラムごとに商工観光労働部関連の重 点項目がございまして、その下にお示ししてお ります新規・重点事業のうち、下線を引いてあ る事業が6月補正予算に計上している事業でご ざいます。

続きまして、7ページから13ページまでありますが、6月補正予算に計上している事業の概要を掲載しております。1つずつ事業を1ページ程度にまとめておりまして、この内容につきましては、後ほど担当課長から説明をさせてい

ただきます。

恐れ入りますけれども、もう一度1ページに お戻りいただきたいと思います。

予算議案以外の議案といたしまして、2段目からになりますが、議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、これにつきましては、下にありますとおり、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、関係する手数料の改定を行うものでございます。

その下にあります議案第14号「宮崎県観光振興計画の変更について」、そして、議案第17号「みやざきグローバルプランの策定及びみやざき国際化推進プランの廃止について」と議案第18号の「みやざき産業振興戦略の策定について」につきましては、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の第3条の規定によりまして、議会の議決に付するものでございます。

議案の概要は以上でございます。

もう一度、表紙にお戻りいただきまして、表 紙下の目次をごらんいただきたいと思います。

二重丸の2番目からになりますけれども、報告事項といたしまして、平成30年度宮崎県繰越明許費繰越計算書及び損害賠償額を定めたことについて、さらに、その他報告事項として、県内経済の概要等について説明をさせていただきたいと存じます。

議案及び報告事項の詳細につきましては、この後、担当課長から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○内野商工政策課長 商工政策課でございます。 私から、まず議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」につきまして御説明いたします。 お手元の冊子、令和元年度6月補正歳出予算 説明資料の青いインデックス、商工政策課のと ころ、57ページをお開きください。

今回の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計2,440万円の増額補正をお願いしております。補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄にありますとおり、347億3,044万円となります。

ページをめくっていただきまして、59ページ をお開きください。

補正の内容でありますが、表の中ほどの(事項)新事業・新分野進出支援事業費につきまして、その下の説明欄の、新規事業、地域課題解決型起業支援事業を増額するものでございます。

事業の詳細につきましては、常任委員会資料 で御説明いたします。お手数ですが、常任委員 会資料の8ページをお開きください。

新規事業「地域課題解決型起業支援事業」であります。まず、1の事業の目的・背景でございます。

本県では、人口減少等により、地域活性化やまちづくりを担う人材が不足しており、さまざまな問題が生じておりますことから、本県のさまざまな社会課題に対し、地域の課題解決に資する社会性や事業の継続性及び地域におけるサービス供給の必要性の観点をもって、その解決に取り組む起業者を支援することで、地域社会が抱える課題の解決等を図るものでございます。

2の事業の概要ですが、予算額は2,440万円で、 財源は、地方創生推進交付金及び人口減少対策 基金を活用することとしております。

3の事業期間は、令和元年度から4年度まで でございます。

(4)事業主体は、公益財団法人宮崎県産業 振興機構を予定しておりまして、事業内容は (5)の①、②にありますように、社会課題の解決に取り組む起業者に対し、起業に必要な経費の一部を補助いたしますほか、事業の立ち上げや事業継続等に関する伴走型支援、例えば、資金計画の策定や労務管理の指導助言、マーケティング、販路開拓等の経営支援、広報といった支援を実施し、起業者の事業の安定化を図ることとしております。

支援の対象となる起業者は、そのページの下の図の左側にありますように、産業振興機構が公募をいたしまして、専門家等による外部審査会等の審査を経て選定をいたします。

なお、資料には記載をしておりませんが、支援の対象となる事業分野は、例えば、地域産品を活用したフードビジネスやグリーンツーリズム等の観光関連といった社会づくりに資する分野としておりまして、起業者に対する補助は、補助率2分の1、補助上限額200万円を予定しております。

次に、3の事業効果ですが、本県の社会課題の解決に取り組む起業者に対し支援を行うことで、社会課題の解決だけでなく、雇用の拡大や人口減少の歯どめなど、本県経済のさらなる活性化が期待できるものと考えております。

補正予算案についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第18号「みやざき産業振興 戦略の策定」につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の25ページをお開きください。 まず、1の策定理由ですが、本格的な人口減 少社会の到来を迎え、顕在化するさまざまな課 題や情勢の変化の中、本県経済の活性化や良質 な雇用の確保がますます重要となっております ことから、今後4年間に取り組むべき商工業に 関する施策の基本的方向等を示すために策定す るものでございます。

2の計画期間は、令和元年度から4年度までの4年間で、3の本戦略の位置づけは、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」を具現化するための商工業に関する分野別計画としております。

4の策定の経緯でございますが、昨年の6月 以降、商工建設常任委員会におきまして、適宜 策定に係る報告を行ってまいりました。

ことし3月の委員会で戦略の素案を御報告いたしましたが、その後3月から4月にかけてパブリックコメントを実施し、県民の皆様等の御意見を募集したところでございます。

資料にございませんが、パブリックコメントでは、支援機関の機能としての異業種との連携の役割を担いPRすることが必要、または、人材確保のためには仕事と生活を両立できる企業の環境づくりが必要など、5名の方からの御意見をいただいたところでございます。この御意見を踏まえまして、最終案を作成しております。

次に、戦略の内容につきましては、その次のページ、26ページからの概要版で御説明をいたします。1枚おめくりください。

まず、ページの一番上、戦略概要と書かれた 枠の中ほどの欄をごらんください。時代の潮流 にありますとおり、人口減少による国内市場の 縮小や労働力不足、グローバル化の進展や技術 革新など情勢が大きく変化する中で、その右側、 本県の課題にありますように、県外、国外から 外貨を稼ぎ、企業間の取引拡大等により地域経 済の好循環を起こすこと。

また、人口減少時代への対応として、円滑な 事業承継や企業の魅力をしっかりと若者に届け ることが重要と考えております。

そして、若者が県内に残り、あるいは本県に

住みたいと思えるような地域としていくためには、人口減少時代の中にあっても、地域経済の活性化を図り、将来にわたって安心して働ける環境を目指す必要がございます。

このため、次の段の本戦略の目標といたしまして、付加価値の高い産業の振興と、良質な雇用の確保の2つを掲げたところでございまして、今回、戦略の目標を達成するため、大きく3つの方針を掲げて施策に取り組むこととしております。

ページの中ほどの枠、取り組む施策をごらん ください。

まず、方針1の将来にわたって地域の経済と 雇用を支える企業・産業の振興でございます。 これは、戦略のいわゆる基本施策に当たるもの でございます。

まず1の中核企業の育成につきましては、関係機関と一体となった成長期待企業への集中支援により外貨を稼ぎ、地域経済の好循環を図ってまいります。

次に、2の中小・小規模企業の振興ですが、 本県企業の約9割を占める中小・小規模企業は、 地域経済の活性化や地域の雇用の受け皿として 大変重要な役割を果たしておりますことから、 商工団体等の経営支援機関を通じた伴走型支援 により新事業の展開などの中小・小規模企業の 意欲的な取り組みを促進してまいります。

その下、3と4になりますが、フードビジネスや医療機器関連産業など、本県の特性や強みを生かした成長産業については、技術指導や技術相談、販路開拓を、また、戦略的な企業立地等により、その育成の加速化と集積を促進してまいります。

さらに、5と6といたしまして、地域社会、 経済を支える商業・サービス業の振興を図るた め、まちづくりと一体となった商店街再生の取り組みや、キャッシュレス化など、生産性向上の取り組みを支援いたしますととも、観光につきましても、マーケティングに基づき、魅力的な観光地づくり等を総合的に推進してまいります。

次に、その右側27ページをごらんください。 方針の2、みやざきで暮らし、みやざきで働 く人財の育成・確保であります。

人財の育成・確保につきましては、前回の戦略では方針として整理しておりませんでしたが、本格的な人口減少時代に伴う人材不足の課題に、産学金労官が一体となって対応するため、今回、新たに方針として位置づけたものでございます。

人材不足の課題に対し、1の誰もが働きやすい職場づくりを推進するとともに、2になりますが、小中学生の早い段階からみやざきで暮らし、みやざきで働くことの意識づけを行いながら、高校生、大学生等の県内就職促進と離職防止に取り組み、若者の県内定着を図ってまいります。

また、その下、3のUIJターンの促進を図るため、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターを活用した支援のほか、県外大学や民間企業等との就職支援協定の締結による県内就職への支援、本県企業の魅力や本県の暮らしやすさなど、宮崎で働く魅力の発信などに取り組んでまいります。

また、不足する人材に対応するためには、4 にありますとおり、女性、高齢者など多様な方々に御活躍いただくことも重要となりますことから、多様な人材が働き続けられる職場環境づくりを推進するとともに、5になりますが、本県に就労する外国人材が地域で安心して働き暮らせるよう国や市町村とも連携を図りながら、 しっかりと受け入れ体制を整備してまいります。 さらに、6にありますように、技能者の育成 ・確保を図り、高い技能を次の世代へ継承して まいります。

次に、方針3の企業の成長等を促す各種支援 であります。

人口減少社会の中で企業が成長していくためには、新事業や新分野など、新たなステージに 積極的に挑戦することが重要となってまいります。

このため、1の海外展開や、2の新技術の開発・活用、3の事業承継、4の起業・創業といった企業の新たなステージへの挑戦を後押しするとともに、企業の成長を促すため、5の産学金労官の関係機関からなる支援ネットワークで一体となって支援することを、方針として位置づけたものでございます。

また、右下に、本県の主な支援ネットワークを記載しておりますが、県内企業の成長を促す土壌としての役割を果たすため、県内の支援ネットワーク同士が重層的に連携することで、その支援機能の強化を図りますとともに、多様な主体との関係性を積極的につくり、広げることで新事業、新分野への展開へとつながる機会を誘発して、企業の成長や創業等を促す仕組みづくりを目指してまいります。

これらの取り組みにより、ページー番下のイメージ図がお示しするように、一つ一つの企業を木や植物にたとえ、支援ネットワークの連携強化により企業を育むことによって、豊かな森のように、それぞれが関係し合い、持続的な経済の連鎖や循環を目指してまいりたいと考えております。

最後に、本戦略の進捗を確認するための主な 成果指標といたしましては、左側の26ページの 中ほどにありますように、売上高が新たに30億 円以上に達した企業や、製造品出荷額等、観光 消費額などを設定するものでございます。

今後、この戦略を着実に推進することによりまして、人口減少社会の中にあっても、将来にわたり持続可能な力強い産業づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○矢野企業振興課長 企業振興課でございます。 企業振興課の6月補正予算につきまして御説明 をいたします。

令和元年度6月補正歳出予算説明資料の企業 振興課のインデックスのところ、61ページをお 開きください。

今回の補正は、補正額は左から2列目の欄にありますように、一般会計1,776万5,000円の増額をお願いしておりまして、補正後の額は右から3列目にありますように、33億2,994万3,000円となります。

63ページをお開きください。

今回、お願いをしております補正は、(事項) 地域産業・企業成長促進事業費の説明欄のとこ ろ、新規事業「地域を支える未来企業育成事 業」1,776万5,000円であります。内容等につき ましては、別冊の常任委員会資料で御説明いた します。

恐れ入りますが、常任委員会資料の9ページ をお開きください。

まず、1の事業の目的・背景でありますが、 現在、県内13の関係団体で構成する企業成長促 進プラットフォームにおきまして、本県の経済 を牽引する中核企業の育成に取り組んでいると ころでありますが、地域の経済や雇用を支える 県内企業のさらなる成長を実現していくために は、各企業における担い手の確保が重要となっ ております。

このため、県内の中小企業等の将来性や魅力 を高める取り組みを支援することによりまして、 若者等の県内企業への就職や定着の促進を図る ものでございます。

2の事業概要でありますが、予算額は先ほど 御説明をいたしましたとおり、1,776万5,000円 をお願いしております。財源は、全額、宮崎県 人口減少対策基金を活用することとしておりま して、事業期間は令和元年度から令和3年度ま での3カ年を予定しているところでございます。

(5) の事業内容でありますが、恐れ入りますが、下の図をごらんください。

図の中ほどになりますが、企業成長促進プラットフォームに、新たに地域企業育成コーディネーターを配置いたしまして、図の上の段にあります地域の経済を支える成長期待企業を目指す企業100社を訪問し、設備投資や技術力向上など、それぞれの企業が抱える課題やニーズ等につきましてヒアリング調査を実施いたします。

このヒアリング調査の結果を踏まえまして、 企業にとって最適な支援策を見出し、図の一番 下にありますような商工団体、金融機関といっ た支援機関とのマッチングを行い、各支援機関 と連携して企業の新事業展開や生産性向上等の 取り組みを支援するものであります。

3の事業効果でございますが、県内企業の将来性や魅力を高める取り組みを支援することによりまして、若者等の県内企業への就職や定着の促進、県外からの人材の呼び込み等が図られるものと考えております。

補正予算につきましては、以上であります。 続きまして、議案第5号「使用料及び手数料 徴収条例の一部を改正する条例」について御説 明をいたします。 議案書では65ページから84ページにかけて記載されているところでございますが、常任委員会資料で概要を御説明させていただきたいと存じます。

常任委員会資料の14ページをお開きください。 1の手数料の名称でございますが、改正の対 象は(1)の採石業務管理者試験手数料と(2) の砂利採取業務主任者試験手数料であります。

2の改正の理由でありますが、本年10月1日 からの消費税率引き上げによる地方公共団体の 手数料の標準に関する政令の改正に伴い、その 額の改正を行うものでございます。

3の改正の内容につきましては、(1)の採石 業務管理者試験手数料、(2)の砂利採取業務主 任者試験手数料ともに、現行の8,000円から8,100 円に改正を行うものでございます。

(4) の施行期日は、本年10月1日からであります。

企業振興課からの説明は以上でございます。 〇川端雇用労働政策課長 雇用労働政策課の6 月補正予算について御説明いたします。

お手元の令和元年度6月補正歳出予算説明資料の雇用労働政策課のインデックスのところ、65ページをお開きください。

今回の補正は3,429万7,000円の増額補正であります。補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように13億3,291万6,000円となります。

それでは、主な事項について御説明します。 67ページをお開きください。

まず1番目の(事項)地域雇用対策強化費1,829 万7,000円であります。これは、県内各地域の雇 用対策強化に要する経費であります。

説明欄の1、新規事業「宮崎で働くキッカケづくり~「30歳のハローワーク」事業」ですが、

これは後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)働きやすい職場環境づくり整備事業費1,600万円であります。これは、労働相談や労働セミナーの開催などにより働きやすい職場環境づくりを支援するために要する経費でありますが、説明欄の1、新規事業「みやざき女性・高齢者就業促進事業」につきましても委員会資料で御説明いたします。

それでは、新規事業について御説明いたします。常任委員会資料の10ページをお開きください

新規事業、みやざき女性・高齢者就業促進事業であります。

1の事業の目的・背景でありますが、この事業は就業を希望しながら現在職についていない女性や高齢者の就業を促進するため、官民が連携して多様な人材が働きやすい職場づくりの推進を図るものであります。

2の事業の概要でありますが、(1)予算額は1,600万円をお願いしております。

- (2)の財源ですが、国の地方創生推進交付 金及び宮崎県人口減少対策基金を活用すること とし、事業期間は、令和元年度から令和4年度 であります。
- (5)の事業内容についてでありますが、①にありますように、官民連携型の協議会を設置し、関係機関が一体的・包括的に支援対象者となる女性、高齢者の掘り起こしや、職場環境の改善支援、就業に向けたマッチング支援を実施するほか、②にありますように、人事労務管理、経営戦略、人材戦略などを多角的にアドバイスできる人材を養成するため、社会保険労務士や企業の人事労務担当者等を対象に働き方改革に関する研修を実施することとしております。

また③にありますように、働きやすい職場づ

くりのノウハウや成功事例を伝えるための企業 向け啓発動画を作成するとともに、④にありま すように、これまでの取り組みを踏まえ、今後 の効果的な支援策を検討するため、女性・高齢 者及び企業を対象とするアンケート調査を実施 することとしております。

3の事業効果でありますが、現在職についていない女性・高齢者等の就業が促進され、県内企業における人材不足が解消されるとともに、県内におけるワークライフバランスがさらに促進され、多様な人材が働きやすい社会の実現が図られるものと考えております。

続きまして、11ページをごらんください。

新規事業、宮崎で働くキッカケづくり~「30歳のハローワーク」事業であります。

1の事業の目的・背景でありますが、東京、 大阪、福岡など、都市部に住む本県出身の若者 を対象に、人生の節目となる30歳前後に、ふる さと宮崎へのUターンが選択肢となるよう、きっ かけづくりのイベント開催や情報発信の強化等 を実施することにより、県内への回帰を図るも のであります。

2の事業の概要でありますが、予算額は1,829 万7,000円をお願いしております。

- (2)の財源ですが、全額、宮崎県人口減少 対策基金を活用することとし、(3)事業期間は、 令和元年度から令和3年度までであります。
- (5)の事業内容でありますが、①にありますように、都市部に住む県内出身者を対象とした若手県人会組織等と共同で、宮崎で働くきっかけとなるイベントやキャリア形成につながるセミナー、県内若手社員との交流会等を開催するとともに、②にありますように、産業人財掘り起こしコーディネーターによる県外大学との連携強化や①のイベント参加者のフォローアッ

プ等による県内就職の支援を実施することとしております。

3の事業効果でありますが、大都市部に住む30歳前後の本県出身者に対し、各種イベントやインターネットで宮崎の地域情報と就職に関する情報を織りまぜて発信することで、本県への関心とUターンへの機運を高め、県内企業への就職促進が図られるものと考えております。

補正予算については以上であります。

続きまして、議案第5号「使用料及び手数料 徴収条例の一部を改正する条例」につきまして、 雇用労働政策課分を御説明いたします。

委員会資料の15ページをお開きください。

今回、改正いたしますのは、技能検定試験手 数料のうち、実技試験に係るものでございます。

改正の理由でございますが、ことし10月に実施されます消費税率の引き上げにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されることに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、改正後の政令に 基づきまして、通常の実技試験手数料を現行の 1万7,900円から1万8,200円に改正いたします。

また、技能検定試験の2級または3級の実技 試験受験者のうち35歳未満の者につきましては、 国の助成制度の適用により試験料が減額されて おりまして、現行8,900円となっておりますが、 これを9,200円に改正いたします。

また、訓練校等の在校生が技能検定3級の実 技試験を受験する場合につきましても、国の助 成制度の適用により受験料が減額されておりま して、35歳以上の在校生につきましては、現行 1万1,900円から1万2,100円に、35歳未満の者 につきましては、現行2,900円から3,100円に改 正いたします。 施行期日は、令和元年10月1日を予定しております。

雇用労働政策課の説明は以上であります。

○大衛観光推進課長 観光推進課でございます。 まず、当課の補正予算について御説明申し上げます。

お手元の令和元年度6月補正歳出予算説明資料の青色のインデックスで観光推進課のところ、69ページをお開きください。

一般会計、左から2列目の補正額の欄でございますが、1,027万5,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の一般会計予算額は、右から3列目、8億7,961万3,000円となります。

ページをめくっていただきまして、71ページ をごらんください。

補正の内容でございますが、(事項) 国際観光 宣伝事業費、説明の欄、新規事業「油津港ファ ーストポート化事業」であります。事業の詳細 につきましては、常任委員会資料で説明させて いただきます。

常任委員会資料の12ページをお開きください。 1の事業の目的・背景でございますが、外国 クルーズ船の誘致活動を強化するため、国や日 南市と連携し、油津港を海外から日本で最初に 入港できる、いわゆる「ファーストポート」と して受け入れできるよう港湾衛生業務の強化や 関係機関との連絡体制の整備等に取り組むもの であります。

2の事業の概要ですが、予算額は1,027万5,000 円、財源は、観光みやざき未来創造基金を活用 します。

飛びまして(5)の事業の内容でありますが、 まず、港湾衛生業務等の強化としまして、アの 平時から病原体の侵入や定着を防止するため、 感染症を媒介する可能性のあるネズミや蚊の検 査等を専門機関へ委託して実施します。

また、イの国・県・日南市等の関係機関で構成する連絡会議を組織しまして、先ほど申しましたアで実施した検査結果の共有や非常時の連絡体制の構築を行います。

さらに、ウの検疫感染症患者等を発見した場合の患者搬送に必要な備品の整備等を行います。

②でございますけれども、セールスプロモーション強化としまして、今回のファーストポート化を契機として重点的なセールスプロモーションに取り組みたいと考えております。

3の事業効果でありますが、ファーストポート化により増加するクルーズ船による経済効果が見込まれるだけではなく、乗船客にも本県の魅力を知っていただくことで、リピーターとしての誘客促進にもつながっていくことが期待されると考えております。

続きまして、議案第14号「宮崎県観光振興計画の変更について」でございます。

別冊で、宮崎県観光振興計画案をお配りして おりますが、常任委員会資料で説明させていた だきます。

17ページをお願いいたします。

まず1の変更の理由でございますが、当計画は、「神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例」に基づき定めるものでありまして、現行計画が終期を迎えましたことから、今回、所要の見直しを行い、変更を行うものであります。

2の計画期間は、本年度から令和4年度の4年間としております。

3の位置づけは、宮崎県総合計画「未来みや ざき創造プラン」を具現化するための観光に関 する分野別計画であります。

4の変更の経緯でございますが、観光審議会

を初め、市町村、関係団体との意見交換を実施 したほか、パブリックコメントを実施しました。 パブリックコメントにつきましては、11名から24 件の御意見をいただきました。

主なものとしましては、マーケティングについて、DMOに県内の観光事業者への情報共有をしてほしい。あるいは、隣県との相互連携を行うような取り組みをしてほしい。超高齢化社会を迎えるに当たり、観光地のバリアフリー化は欠かせないといった御意見をいただいたところでございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。 計画案の概要でございます。

計画策定に当たって、まず、本県の観光の現状と課題の分析等を行ったところでございます。

まず、観光を取り巻く環境の変化では、全国的に見ますと、本格的な少子高齢化と人口減少時代が到来する一方で、外国人観光客が急増しているほか、観光ニーズや旅行形態の変化、情報流通ルートの多様化、LCCの就航拡大を初めとする交通環境の変化などが上げられます。

そういった中で本県の観光の現状では、観光 入込客数が九州で一番少なく、宿泊客の割合が 2割程度であるということや、閑散期や客室稼 働率が低い水準でございまして、繁忙期との差 が大きいということ。

それから、訪日外国人の延べ宿泊者数が九州 で最も少ない状況でございます。

その一方で、スポーツキャンプ、合宿の受け 入れ実績は、おおむね増加傾向にあることなど を上げております。

これらの状況を踏まえた本県観光の課題でございますけれども、宿泊に結びつくような魅力ある観光メニューづくりや国内外への効果的な情報発信、多様化するニーズに対応した人材の

育成や外国人観光客の受け入れ環境整備などの 取り組みが必要であると考えております。

続きまして、本県の観光の目指す姿と数値目標でございます。

記載のとおり、①に地域が潤う、②多くの観光客でにぎわう、③にまた来たくなる「観光みやざき」、こういった姿となるよう取り組みを進めまして、目指す姿としましては、世界から選ばれる「観光みやざき」を掲げているところでございます。

そのために、本計画におきましては、その下にありますように、視点としまして、マーケティングに基づく観光地経営を加えたところでございます。この視点を関係者とも共有しながら、1人当たりの観光消費額、それから、観光客数、訪問回数をそれぞれ増加させることによりまして、観光消費額の増加につながるよう各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

右側のページ、19ページをごらんください。 主な数値目標でございますが、観光消費額、 延べ宿泊客数、観光入込客数の4年後の目標値 を右側に掲げております。

観光消費額につきましては、1,660億円に増加させたいと考えております。この目標を達成するためには、消費単価の高い宿泊客をふやすことが重要でありますので、今回、延べ宿泊者数の増加についても目標として掲げております。

日本人と外国人を合わせまして455万人に、うち九州最下位の訪日外国人延べ宿泊客数につきましては、約2倍の57万人に増加させたいと考えております。

なお、別冊の計画案におきましては、このほかスポーツキャンプ、MICEなどに関する個別の指標と数値目標を掲げておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

それから、目指す姿と数値目標を実現するための具体的な施策展開についてでございます。

本県観光の振興に向けて普遍的に取り組む基本施策と今後4年間で特に力を入れて取り組む3つのプロジェクトに分けて整理をしております。

まず、基本施策では、マーケティングに基づく持続可能な観光地域づくりを掲げまして、本 県観光が抱える課題を踏まえながら、宮崎版D MOの確立推進など基本となる7つの施策を推 進したいと考えております。

次に、3つのプロジェクトにつきまして、まずは宮崎の強みを生かすという基本的な視点から、1番目のプロジェクトとして、みやざきの強みを生かした誘客の促進を掲げたところであります。

(1)の「神話の源流みやざき」を生かした 観光誘客など5つの項目を掲げたところでござ います。

続きまして、ゴールデンスポーツイヤーズ等の観光事業拡大の好機を生かし、集中的に取り組む2つのプロジェクトとしまして、外国人観光客の誘致の強化・推進と、「スポーツランドみやざき」の進化を掲げたところでございます。

最後になりますけれども、計画の推進に向けまして、計画を着実に推進していくための各主体の役割などを整理したところでございます。 今後、当計画に沿って各施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本県観光の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

当課からの説明は以上でございます。

○高山オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課の提出議案について御説明いたします。 まず、お手元の歳出予算説明資料、オールみ やざき営業課のインデックスのところ、73ペー ジをお開きください。

オールみやざき営業課は、今回の6月補正額 として3,706万6,000円の増額補正をお願いして おります。

補正後の額は、右側から3番目の欄になりますが、7億1,408万4,000円となります。

75ページをお開きください。

(事項)国際交流推進事業費の説明欄1のところ、新規事業「外国人材受入環境整備事業」3,706万6,000円でありますが、詳細は別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

恐れ入りますが、常任委員会資料の13ページ をお開きください。

1の事業の目的・背景でありますが、新たな 在留資格、特定技能の創設に伴う外国人材の増加に対応するため、国や市町村、関係機関等と 連携し、生活・就労等に関する情報提供・相談 を行う一元的な相談窓口を設置するとともに、 外国人住民のニーズ等を踏まえ、日本語教育体制を拡充することで、外国人材の円滑な受け入れ・共生を図るものであります。

2の事業の概要でありますが、予算額は3,706 万6,000円をお願いしております。

財源は、国庫補助の外国人受入環境整備交付金、文化芸術振興費補助金と宮崎県人口減少対策基金を活用することとしております。

(5)の事業内容についてでありますが、2 つの事業がございまして、まず、①にあります ように、外国人住民等の相談窓口として、多文 化共生総合相談ワンストップセンター(仮称) を県内に1カ所設置することとしております。

このワンストップセンターでは、下のイメージ図にありますように、外国人住民等から寄せられる在留手続、雇用、医療、福祉等、生活に係るさまざまな疑問や悩みに関する相談を11カ

国語以上の多言語で受け付け、適切な情報提供 や国や市町村、関係機関等の窓口への取り次ぎ を行うこととしております。

また、生活や防災に関する情報についてもホームページ等を活用して幅広く発信することとしております。

なお、ワンストップセンターにつきましては、 今年度できるだけ早い時期に設置したいと考え ており、場所につきましては、宮崎市内で外国 人住民にとって利便性が高く、関係機関等との 連携が図りやすいところを検討しております。

また、②にありますように、外国人住民に対する日本語教育を推進するため、県内4地域を それぞれ担当するコーディネーターを配置する こと等により、地域や外国人のニーズを踏まえ た日本語教室を県内各地で開催することとして おります。

なお、①のワンストップセンターの運営及び ②の日本語教育の体制整備につきましては、外 国人支援のノウハウやネットワークを有してい る外部の機関への業務委託を考えているところ でございます。

最後に、3の事業効果でありますが、全国的に産業人材の確保が喫緊の課題となっている中、外国人が安心して暮らせる受け入れ環境を整備することで、外国人材から働く場所として、宮崎が選ばれることにつながるものと考えております。

続きまして、資料の21ページをお開きくださ い。

議案第17号「みやざきグローバルプランの策 定及びみやざき国際化推進プランの廃止につい て」御説明いたします。

まず、1の策定及び廃止の理由についてでありますが、経済連携協定の進展や外国人材の受

け入れ拡大等を踏まえ、経済を初めとする多様な分野における世界の国、地域との交流や、地域社会における外国人との共生など、グローバルな視点から取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進するため、昨年度末で終期を迎えましたみやざきグローバル戦略と推進中のみやざき国際化推進プランを統合し、みやざきグローバルプランを策定するものでございます。

また、グローバルプランの策定に伴い、推進 期間を令和2年度までとしております現行のみ やざき国際化推進プランを前倒しで廃止するも のであります。

次に、2の計画期間につきましては、令和元 年度から令和4年度までの4年間としておりま す。

次に、3の位置づけでございますが、本グローバルプランは、県総合計画「未来みやざき創造プラン」のグローバル関連施策に関する部門別計画としております。

次に、4の策定の経緯についてであります。 このグローバルプランにつきましては、こと し3月、当委員会に素案を御報告させていただ いており、その後、パブリックコメントを実施 しております。パブリックコメントでは、海外 への販路拡大のためには、海外現地在住のコー ディネーターの配置が今後とも必要である。

食品輸出に係る成果指標の設定が必要ではないかなど、12名の方から18件の御意見をいただき、それらの御意見を踏まえ最終案を作成したところでございます。

次に、プランの内容につきまして、22ページ からの概要版で御説明いたします。

ページを1枚おめくりください。

下段の施策の方向性と施策体系ですが、まず、 目指す姿としましては、これまでの取り組みに よって築いてきた基盤などの活用や、外国人材の受け入れ拡大に向けた動き等を踏まえ、「挑戦」から「成果」へ、「共存」から「共生」へという視点に立って、世界に開かれ、世界を舞台に躍動するみやざきとし、世界の活力を取り込む、世界とつながる、世界とともに歩むという3つの理念のもと、施策の展開を図ることとしております。

具体的な施策の展開につきまして、23ページ の上段をごらんください。

まず、施策Iのグローバル経済交流の強化に おきまして、県内生産品の輸出の促進や外国人 観光客誘致の推進、航空・海上のネットワーク の維持・充実など、経済交流に係る取り組みを さらに推進してまいります。

その下、左側の施策 Ⅱ のグローバル人材の育成・確保では、グローバル社会に対応できる幅広い人材の育成と産業分野における人材の育成・確保に努めます。

また、その右、施策Ⅲの多文化共生社会づく りの推進では、外国人住民に対する生活面の支 援や外国人と共生する地域社会づくりに取り組 みます。

そして、一番右の施策IVの国際交流・国際協力の促進では、国際交流・国際協力に関する取り組みを行い、海外とのネットワーク拡大も図ります。

これらの4つの施策を推進することによりまして、下段の概念図にありますように本県の強みであるグローバル資源を活用しつつ、豊かな土壌を育み、海外との交流拡大を図りながら、力強い宮崎県という木を大きく育て、外貨の獲得やビジネスチャンスの創出という果実を実らせていくというイメージで施策を推進してまいりたいと考えています。

また、右下の表にありますとおり、プランの 推進に当たりましては、経済交流に係る施策 I に関して、輸出額に加え、今回追加しました農 林水産物・食品の輸出額や訪日外国人延べ宿泊 者数など 5 項目、施策 II からIVに関しては、外 国人住民が暮らしやすいと感じる割合や県民の パスポート所有率など 4 項目、合計 9 項目の成 果指標を定めまして、毎年しっかりと進捗管理 を行いながら、国や市町村、関係機関、団体と の緊密な連携のもとプランを推進していくこと としております。

オールみやざき営業課の説明は以上でござい ます。

〇日高委員長 執行部の説明が終了しました。 質疑はございませんか。

〇中野委員 順次、質問していきたいと思います。

まず、資料10ページのみやざき女性・高齢者 就業促進事業ですが、これは就業希望をしなが ら、現在、職についていない女性・高齢者とい うことですが、女性は年齢には関係なく、何歳 でもいいということですかね。

それと、高齢者は65歳以上を対象にしている ということですか。

〇川端雇用労働政策課長 委員御指摘のとおり、 女性については全年齢で、高齢者につきまして は65歳以上で考えております。

○中野委員 女性は、それでいいと思うんですが、男性の高齢者ですよね。高齢者も女性を含めてと読めると思うんですが、例えば、自衛隊の方は、早ければ満53歳、54歳になった日から、もう退職して職を探す人もいるわけですけれども、前、知事が自衛隊との取り組みを何かやりましたよね。そういう65歳未満の方で定年を迎えなければならない職種の人もいると思うんで

すよね。そして、なかなか職業が見つからない 人もいると思うんですが、そういう人たちへの 対応は、これではできないわけですかね。何か また別の制度があるんですか。

○川端雇用労働政策課長 この事業で対象としているのは65歳以上ではございますけれども、それ以外の比較的シニア層で退職される方、例えば、自衛隊の方でしたら、自衛隊の地方協力本部のほうで再就職のお世話をしております。

昨年度、自衛隊と本県とで就職連携協定も結んでおります。そういった支援関係も県のほうで――こちらは主に現役の任期制の自衛官の方を中心に就職のお世話をするということでやっておりますけれども、再就職のお世話は一般の対策としてやらせていただきたいと考えております。

〇中野委員 就業を促進するのが目的ですから、 いろいろ幅広く対応していただきたいと思いま す。

次に、12ページのクルーズ船の件ですが、国と日南市を含めて、これに取り組んでいくと。地域活性化ということですが、最近はもうクルーズ船が何隻入港したとかは聞かないですけれども、ことしを含めて――ことしは現在わかっている範囲内でいいんですが、大体何隻ぐらい入港したんですかね。平成27年から教えていただけませんか。

○大衛観光推進課長 クルーズ船の本県への寄港の状況でございますが、まず、平成30年、1年間の数字でございますけれども、細島港と油津港合わせまして、外国クルーズ船で9隻ございます。それから、国内の運航会社による寄港が10隻、合計19隻でございます。

○中野委員 平成27年から。外国船だけでいいです。

○大衛観光推進課長 外国船が平成27年は6隻 でございます。28年が21隻、29年が30隻、30年 が9隻となっております。

〇中野委員 ことしのデータはわかっていませんか。

○大衛観光推進課長 予約も入っておりまして、まだ未確定な部分がございますが、前年並み、 大体10件前後の外国船の予約となっております。 ○中野委員 ことしは もう10件前後入ってい

〇中野委員 ことしは、もう10件前後入っているんですか。

〇大衛観光推進課長 予約としまして10件程度 と聞いております。

〇中野委員 ひところからすると最近少なく なったのではないかなという意見を聞いたもの で聞きました。

港湾衛生業務の強化を図ったり、連携を強化して、整備すれば、少しでも油津港を経由して日本の各地に行こうとする政策ですよね。国も入っているということですから、ファーストポートとしての位置づけが確立されるようによろしくお願いしておきたいと思います。

それから、13ページの外国人材受入環境整備 事業ですが、予算が3,706万6,000円で、これは 国庫補助と人口減少対策基金も入っているんで すけれども、国庫補助の外国人受入環境整備交 付金、文化芸術振興費補助金、この分は全て財 源は国になるんですかね。

そして、その金額が、さっき言った数字のう ち幾らになるか教えていただけませんか。

○高山オールみやざき営業課長 外国人材受入環境整備事業の財源でございますが、国庫補助につきましては、外国人受入環境整備交付金、これは下の事業内容の①のワンストップセンターの設置・運営に係るものでございまして、これが1,687万円。文化芸術振興費補助金につきま

しては、下の②の日本語教育体制整備の関係で ございますが、666万3,000円、合計で2,353 万3,000円でございます。

それ以外に、人口減少対策基金で1,353万3,000 円という財源内訳になっています。

- 〇中野委員 この歳出予算説明資料の国10分の10、国2分の1、県2分の1、この2分の1というのは、どの部分が2分の1になるんですかね。
- **○高山オールみやざき営業課長** 済みません。 この事業を詳細に御説明させていただきます。
- (5)の事業内容で申し上げますと、①の外国人住民等相談窓口設置事業は、ワンストップセンターの設置運営でございまして、設置と運営と2つ分かれております。設置につきましては、このワンストップセンターを整備するための設置費用でございまして、今回予算額としては1,000万円、先ほどの外国人受入環境整備交付金で、国10分の10の財源でございます。

それから、ワンストップセンターの運営につきましては、予算としては1,374万円になっておりまして、これにつきましては国の2分の1の交付金ということで、外国人受入環境整備交付金が2分の1、残りは、人口減少対策基金でございます。

それから、下の②の日本語教育に関しましては、予算としては1,332万6,000円でございまして、この内訳が国の文化芸術振興補助金は2分の1、残り2分の1が人口減少対策基金でございます。

- ○中野委員 いわゆるこの整備事業は、ほとんどが国の補助でやっているわけですが、全ての都道府県が対象でこの事業を進めるんですか。
- **○高山オールみやざき営業課長** 国におきましては、全国で100カ所、このワンストップセンタ

ーを設置したいと言っておりまして、都道府県、 それから、政令指定都市、それから、外国人が 多く住んでいる市町村、そういったところが対 象でございますので、都道府県については各県 とも1カ所設置ということでございます。

○中野委員 これから外国人の受け入れがどん どんふえていくと思いますが、ひとつ他県に負 けないように、他県のモデルになるような取り 組みをお願いしておきます。

続きまして、14ページのいわゆる手数料ですが、勉強不足で申しわけありません。消費税が引き上げになることで改定するわけですかね。 それで、いわゆる県が受け取る手数料も消費税がかかっているということですかね。

- ○矢野企業振興課長 内訳が、人件費及び印刷 製本費及びその他の経費、通信運搬費でござい ますが、印刷製本費及び人件費については、消 費税の単価がかかっているところでございます。
- ○中野委員 県はちゃんと税務署に消費税を 払っているということですか。
- ○矢野企業振興課長 これにつきましては、必要経費の部分については消費税がかかっているので……。済みません、後からもう一度お答えさせていただきます。
- **〇日高委員長** 後からということで、他に質問 ございませんか。
- ○中野委員 なら別の質問をします。17ページの観光振興計画でパブリックコメントがあったということですが、ほかにもありましたよね。例えば、25ページで質問したいと思うんですが、5名の方からパブリックコメントがあったという説明でしたよね。それは、この振興戦略案の中にどのように反映されたんでしょうか。反映された箇所を5名分、具体的に教えてください。
- **〇内野商工政策課長** パブリックコメントです

が、まず、1つ目の意見といたしまして、県産業振興機構の強化の一つとして異業種連携の旗振りをもう少しやっていただきたい。今でもやっているんですけれど、そのコーディネーター役を担っていただきたいということで、そういった窓口設置等を幅広くPRしてくださいという御意見がございまして、そこのところは、この戦略の中で産業振興機構の中小企業への支援の取り組みとして、異業種連携の取り組みを、改めて追加で記載をしたところでございます。

〇中野委員 5名全部教えてよ。

○内野商工政策課長 5名、11件ございまして、例えば、商工業の現状と課題という項目で、その体裁として現状と課題を表記して分けたほうが理解しやすいのではないかという御意見がございました。そこのところは、また現状を踏まえての課題ということで、関連性があることから、このような表記、回答にしております。

それから、あと多様な人材の活躍促進の中で、 障がい者の就職促進を記載しているんですが、26 ページの概要版の方針の2、女性や高齢者など の多様な人材の活躍促進の中に「障がい者」と いう単語を加えてほしいという御意見をいただ いたところであります。

〇中野委員 言いたいのは、私は前年度も委員

でしたが、文言とかがちゃんと反映、修正はされているんですかね。そこが聞きたいんですよ。 **〇内野商工政策課長** 先ほど申し上げた、女性 や高齢者など多様な人材の活躍促進の中に「障がい者」という単語を加えてほしいということ は、障がい者を初め外国人の多様な人材が活躍 できる職場環境づくりを掲げておりますので、 タイトルは変えておりませんけれども、その中

に「女性や高齢者など」ということで、その中

に「障がい者」という言葉を含めて書いている

ところでございます。

それから、売上高30億円を指標にしております。この指標にすることで、その企業が特定されてしまうので、ほかの数値を指標にできないでしょうかという御意見もございました。

これにつきましては、今、成長期待企業の要件として30億円以上の売り上げを目指すということで想定しておりますので、この県が取り組む中核企業の育成が図られているかどうかを示す指標としては、この30億円以上を指標にしたいということで設定しております。

その次に、先ほど申し上げた産業振興機構強化の1つとして、異業種連携の旗振りコーディネーター役を担っていただき、窓口設置を幅広くPRしていただきたいという御意見がございまして、これにつきましては、先ほどの概要の方針の1の2の中小・小規模企業の振興の中で、県産業振興機構の中小企業の支援への取り組みの記載ということで追加をさせていただいております。

次に、1から3の項目、先ほどもちょっと申し上げましたが、それぞれの施策の書きぶりといたしまして、現状と課題というものを表記して分けたほうが理解しやすいということがございました。これについては、現状と課題から基本的方向となっておりますが、現状と課題から施策・対応のほうがしっくりくるのではないかという御意見でございました。

これについては、現状を踏まえた課題を書いてございますので、このような表記をしておりますが、改めてこの中で現状と課題、それから、その次に、基本的方向、それから、実施内容ということで、それぞれ表題を新しく設けまして、見やすくというか、御意見の趣旨をとらまえて、そういう書きぶりにしたところでございます。

○中野委員 パブリックコメントをした人には、 こういうふうになりましたよとか、こんなふう に修正をしたとか、加えたとか、あるいは、知 らなかったけれども、等の中に入っております よとか、ちゃんとその人には回答はしているん ですかね。

〇内野商工政策課長 いただいた御意見で、その反映の方法、方向性につきましては、県のホームページで掲載をしております。

それぞれ御意見をいただいた方に対して、こういう取り扱いをしましたという、返事といいますか、そこまではしておりませんが、今のところはホームページで、その整理について、県の考え方、対応について掲載をしているところでございます。

○中野委員 形として聞くだけ聞いたということにはならないように。せっかくやっているわけですから、県民の声を少しでも反映して、こういう計画を立てていくわけですので、県民のためにしていることですからね。意見を言ったら、ちゃんと取り上げてもらったとか、その辺がわかるようにしていくと、もっと目的が達成されるのではないかなと思うんですよね。

なかなかパブリックコメント、多いようで少ないのが現実ですから、何のために、そういうプロセスを踏んで、こういう計画を立てたよということを、やがては県民からいろいろ言われた場合には、いや、ちゃんと県民の声を聞こうとしてパブリックコメントを求めたんだよということは、もう間違いないわけですから、言ったかいのあるような取り組みをしていただきたいと思っております。

〇内野商工政策課長 いただいた御意見、大変 貴重なものでございますので、ホームページの 掲載に今とどまっておりますけれども、今後の 対応について、また検討してまいりたいと考え ております。

○矢野企業振興課長 失礼いたしました。先ほどの消費税の関係でございますが、今回の手数料の増額につきましては、県が実費相当分を相手方から徴収しておりまして、実際受験票の用紙でありますとか試験用紙につきましては、こちらのほうで購入する。その分で消費税がかかっておりまして、その分を増額しているところでございます。

県が直接消費税を払っているのは、業者にその用紙代、消耗品代、等々を払っている分で、 その消費税の上乗せ分を増額しているところで ございます。

○中野委員 例えば、8,000円が8,100円になったということは、消費税は2%上がるんですよね。そして、8,000円の2%は160円ですよね。それを100円上げたということになれば、差額の60円の消費税はどうなるんだろうかなと思ったもので聞いたところでしたが、何も税金に関してその辺のそごはないわけですかね。きちんと納税はされていると。とるものはとって。そうしないと消費税を値上げする目的を達成しないわけですからね。

○矢野企業振興課長 先ほどの政令につきましては、地方自治法の第22条の規定によりまして、全国的に統一の基準で定められているところでございまして、国のほうで100円単位でまとめて増額ということでの政令改正になっておりまして、100円増額になっているところでございます。 ○中野委員 それでクリアしているわけですね。わかりました。

それから19ページの本県観光の目指す姿と数値目標ですね。令和4年の数字は目標としてわかりましたが、来年はオリンピック・パラリン

ピック、そして、国文祭、芸文祭がある年です よね。物すごく人がふえるんですが、令和2年 の数字は、訪日外国人の宿泊客数の現況の30万 人が何名になるわけですかね。令和2年だけ教 えてください。

○大衛観光推進課長 延べ宿泊客数の伸びですが、まず、単純にふえるのかどうかはあれなんですけれども、令和4年をターゲットにしたときに、毎年、これぐらいの伸びを期待しながらというところでございまして、まず、国内に関しましては、年率で0.5%から6%程度の伸びを期待しておりまして、約2万人程度の伸びというふうに考えております。済みません、ちょっと整理させていただいてよろしいでしょうか。

〇日高委員長 後でお願いします。(「後ほどお答えします」と呼ぶ者あり)

ほかに質問ございませんか。

○中野委員 いわゆる九州で一番外国人宿泊者 が少ない宮崎県ですよね。それで、入込客もも ともと一番少ないんですが、来年度が一番ター ゲットにする年ですから、これがどの程度伸び るものかなと。ここ辺に照準を合わせて、いろ いろ政策をずっとしてきていると思うので聞い たところでした。後で回答してください。

それから、その下のプロジェクトの中の、世界ブランド等を生かした観光誘客の推進。この世界ブランドとは、例えば、高千穂の何とかとか、ああいうことを指しているんですか。

○大衛観光推進課長 今、委員御発言のとおり、 高千穂等で展開されております世界農業遺産高 千穂郷、椎葉山の地域でありますとか、綾ユネ スコパーク、祖母・傾のユネスコパーク、ある いは、現在、環境森林部で進められております 霧島錦江湾国立公園満喫プロジェクト、こういっ たものもターゲットとして考えております。 ○中野委員 その下のMICEの推進ですよね。 これは、最近、あんまりぱっとしないような気がするんですが、何年度はどういうのを目指しているとかはないんですかね。あれば、二、三教えていただけませんか。

○大衛観光推進課長 MICEにつきましても、 現在、観光協会等とも連携しながら取り組んで いるところでございます。

現在の状況としましては、過去、大きな国際大会等々のイメージがございまして、その意味からいいますと、なかなか目を引くような大会が、最近、宮崎ではないんですけれども、その一方で、それこそ現在、来年のオリ・パラ等々の中で、首都圏、東京であるとか大阪等で開催したいと言っているMICE等がなかなか会場が確保できないということで、地方のほうにできないかというような、いろんなお問い合わせもいただいていますので、そういったところもしっかりターゲットにしながら、本県でも誘致できるよう、しっかり対応していきたいと考えております。

○中野委員 昔はよく国際何とかということで、 よく来ていて、我々も行っていたような気がす るんですが、最近余りぱっとしない気がします から、ぜひ取り組んでほしいなと思っていると ころです。

○大衛観光推進課長 実績ベースでございます けれども、平成28年度が件数としましては194件 でございました。これが平成29年度が224件に伸 びており、それから、平成30年度はまだ最終的 な確定値ではございませんけれども229件で、わ ずかですけれども伸びている状況でございまし て、引き続き件数獲得に向けて頑張ってまいり ます。

○中野委員 26ページで、さっき課長がちょっ

と触れられましたが、この主な成果指標の中の 売上高30億円の企業の目標が3社とありますよ ね。もう既にターゲットにした会社があるとい うことで理解すればいいんですか。

○矢野企業振興課長 今の3社の考え方でございますが、ことし3月に一部改正した未来みやざき成長創造プラン長期ビジョンにおきまして、2030年度までの12年間に、売上高が新たに10億円以上に成長した企業を10社つくろうということで、新たに数値目標を設定しておりまして、この数値目標の2020年度までの中間値として、3社を計上しているものでございますが、今現在3社ターゲットとしてあるかと言われると、実際は20億円台の会社が今成長期待企業の中で2社ございますけれども、3社全部ターゲットがあるわけではございません。ただ、成長期待企業に対する支援をしながら、30億円の会社を3社つくっていきたいと考えているところでございます。

○中野委員 せっかくの目標ですから、そういう企業がどんどん成長することは、雇用の促進にもつながることですし、また、輸出もふえたりして外貨も稼げるわけですから、ぜひ3社と言わずにもっともっとふやすような、5社にも10社にもなるように、ひとつよろしくお願いしておきます。要望にしておきます。

〇山下委員 8ページの地域課題解決型企業支援事業ですよね。宮崎県は、御案内のとおり、中小企業、零細企業が多くて、毎年300社から350社も事業所を閉鎖していくという大きな課題があって、それを何とか継続ができるような体制づくりだろうなと思うんですが、これを産業振興機構に委託していくということですので、今ここを中心に6次産業の推進とか、さまざまな事業展開をしてきましたよね。起業家もふえた。

この対象者は、新たに起業をする人たちなのか。 今まで企業を起こした人たちとか、どういった 人を対象にしているのか、わかっていたら教え てください。

○内野商工政策課長 この事業の起業者の要件、 支援対象者の要件は、もちろん事業をやっていただくということなんですけれども、新たに法人を設立していただくとか、あるいは個人として開業届を出していただく。まさしく業を起こしていただく手続が必要になってまいりますので、予算を認めていただければ、これは、また産業振興機構のほうで公募しますけれども、例えば、それまでにもう法人を立ち上げているとか、個人開業届を出しているとか、そういう事業者は、この事業の対象外となります。

〇山下委員 産業支援機構にもちょこちょこい ろいろなお願いを私もしているんですが、今ま でに県の政策の中で、いろいろ6次産業とか、 企業を起こす人たちのいろんな相談支援事業に 乗ってきたですよね。

だけど、その中で3年、5年したときに、みんなここに書いてあるように、資金計画やら労務管理やら販売戦略やらで行き詰まってくるんですよ。だから、私が今まで問題を指摘してきたのは、皆さん方は、何でも事業を起こすときにはこういう事業がありますよと。こういうパッケージをやったらいいですよとか、ある程度出口までいろいろ指導してくれるんですよ。それが、スタートした後は、なかなか後が続かないんですよ、相談支援が。

だから、今まで事業を起こした人たちに対して、この辺のサポートが最も必要だろうと、そんな話をしてきたんです。結局、商品開発をしたときに、それがずっと長く売れるもんではないんですよね。ある程度、やっぱり新たな商品

もつくっていかないといけない。

例えば、初めて農業法人でも立ち上げて、経験したことがない、ものをつくることは一流でも、人を雇って、労務管理から資金繰りから販売戦略から、商品の継続、これを一番サポートしてやらないといけない事業かなと僕は思っていたんですが、今聞いてみると、新規でやる人たちの対応ですから、過去にやってきた人の対応は、何かやっていますか。

○矢野企業振興課長 私のほうからお答えをさせていただきたいと存じますが、中小企業・小規模企業者への支援ということでございますけれども、やはり産業振興機構におきまして、商品開発関係の新商品の開発、販路開拓への高談につきましては、フードビジネスステーションで相談を承っておりますし、さまざまな企業の中の問題、課題につきましては、総合支援窓口や、よろず支援拠点というのが国の事業でございますが、その拠点が本部と、あとサテライトとして宮崎、都城、延岡、日南に設置されておりまして、そこにコーディネーターが参りまして、さまざまな相談を受けているところでございます。

現に、いろいろな相談があっているところで ございますので、ここらあたりを活用していた だき、機構のほうもこの部分での支援をしっか り行ってまいりたいと考えているところでござ います。

〇山下委員 だから、私が言いたいのは、今い ろんなよろず相談とかがあることも知っている んですが、スタート時点ではいろいろな政策を 持ってやってきたけれども、果たしてどれだけ 利益が出て、販売戦略が順調にいっているかど うかとか、それは把握していますか。

〇矢野企業振興課長 今のところ、委員がおっ

しゃるような形では、私のところでは把握していないところでございます。

〇山下委員 あなたが今言われたように、今までの相談支援でしっかりとやっているんだったら、新たにこれを起こさなくてもいいわけですよ。だから、やっぱり新たにこういう事業を組んでくるということは、新たな事業者に対してこういう問題が出たときにしっかりとサポートしていこうということでやったわけでしょう。

だから、せっかく6次産業とか、新たな事業を展開した人たちに対してのフォロー、しっかりとサポートして、どれぐらい利益が出てきているのか。その調査をしていかないと悲劇を与えるわけですよね。

例えば皆さんで研究して、ブルーベリーもやりました、イチゴでも商品化しましたとか、それがあると思うんですよ。そのときの商品化は非常に夢を持ってやるんですが、例えば、2%でも3%でもふえていくと、あとの労務管理も賃金が上がったら、それだけの対応ができるんですが、またしっかりとそこをサポートしていかないといけないと思うんですよね。そのことをしっかりお願いをしておきたいと。

〇内野商工政策課長 この地域課題解決型企業 支援事業において、産業振興機構を執行団体と しておりますのが、まさに委員が言われたよう に、事業を立ち上げた後の伴走型支援、要は事 業の安定化を図っていくところもセットで、企 業支援金の支給もセットで、伴走型支援をしっ かりやっていくという狙いもございます。

当然、産業振興機構だけではなくて、どの地域で起業するかによりますけれども、例えば、地元の商工会、商工会議所といったところも当然関与してくるのかなと。

この事業におきましては、事業スキーム上、

交付決定事業の完了後5年間は事業の状況を県 や機構に報告する必要がありますので、その報 告状況を見ながら、何が今ネックになっている のかとかを見ながら、要は継続的な支援をやっ ていく必要があろうかと思っております。

〇山下委員 ぜひ。この県産業振興機構の中の スタッフは何名ぐらいを入れようとしているわ け。

○矢野企業振興課長 産業振興機構の中が、5 課1室ございまして、役員3名を除いた職員が、 正職員、非常勤職員含めまして38名、あとコー ディネーター、アドバイザーが48名、計89名で ございます。

〇山下委員 今回2,440万ですが、悪い表現で言 うと機構に丸投げ。私は、本庁の人たちは、こ こに預けたら、皆さん方がしっかりやれよと、 そういうスタンスでいろんな事業は組まれてく ると思うんですが、再度言っておきますけれど、 しっかりと実証していくことをお願いしておき たいと思います。

それから、今は、時代の流れなんですが、スーパーとか、私もいろんなところから相談が来るんですけれども、今までのスーパーのあり方というのは、青果物市場とか魚の市場とかで1円でも安ければいいという、安いたたき合いの商売をしていたんですが、今ちょっと時代は変わってきているんですよ。

今、スーパーは、いわゆる宮崎ブランド、宮崎は農業が基盤ですから、その中で生まれてくる農産物のストーリーを求めているんですよ。

例えば、今いろいろ農家も紹介しながら、私 もずっと取り組みをやっているんですが、とに かく農産物ができるまでの物語、そこにはどう いうドラマがあるのか。そのストーリー性を商 品化して売りたいというのが、今スーパー側の 考え方ですから、しっかりと皆さんも出口のところをいろいろ市場調査して、そして、機構の皆さん方もスーパーとの連携を一生懸命とって、やっぱり今市場がどういうものを求めているのか。その辺のこともしっかりと皆さん方も農政と連携をとって、こういう支援だったら、そういう対応もしていってくれるとありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〇井手商工観光労働部長 さまざまな御指摘、 御指導いただきました。

私もフードビジネスにかかわっていた者として、少しだけお話をさせていただければと思います。

本県、フードビジネスということで、6次化、 農商工連携を合わせた形で構想をつくって、計 画、プロジェクトをつくってやってきました。

今、山下委員がおっしゃったとおり、やはり 出口が大事だろうと。最終的に売れなければ、 何にもならないということで、これを構想の中 ではマーケットインという言葉であらわして、 まず出口からさかのぼっていくんだよと。最終 的には生産者にきちんとその利益がどうにかこ うにか結びつくようなことを考えていかなけれ ばならないというのが、大きなテーゼでありま した。

フードビジネスの考え方は、この商工においても同じだと私は思っておりまして、売れる商品をつくっていく。その売れる商品とは、やはりマーケットに受け入れられるものをまず考えていくということで、そこで商品の売り方も含め、商品の中身の開発そのものも含めて考えていくんだろうと思っております。

フードビジネスにおきましては、そのように して支援した企業に対して、コーディネーター を派遣したり、その後の売り上げ等も調査をし ておりました。

商工全体の企業全部を抑えていくのは、なかなか難しいですけれども、この新規事業で掲げています地域を支える未来企業育成事業の100社でありましたり、成長期待企業の22社でありましたり、商工団体等とも十分連携しながら、一つ一の地域を支える企業を見つめながら、そこの企業がきちんと利益を上げられるような体制で進めていけるように、商工行政としてもしっかり取り組んでまいりたいと存じます。

〇山下委員 ぜひよろしくお願いします。

11ページですが、これも新規事業の「宮崎で働くキッカケづくり」ですが、今回、国の政策の中でも東京圏から地方にUターン、Iターンすれば、100万円金を出しますよという大きな事業が出てきたと思うんです。本県でも30億円の基金を組んで、人材確保のためにさまざまな取り組みが展開されるんですけれども、事業の目的、背景の中に、東京、大阪、福岡などと限定して書いてありますが、いわゆる国の事業を入れるんだったら東京圏ですよね。そして、その100万円とこの事業のつながりですよね。これを同じに考えていいのかどうかをお聞きしたいと思いますけれど。

〇川端雇用労働政策課長 委員御指摘の100万円、国の地方創生推進交付金でUターン、Iターンで移住してきたら支払う助成金につきましては、今回、総合政策部の中山間地域政策課のほうで予算計上しておりまして、その制度につきましては、東京から帰ってくるときには、国費を入れて100万円ということで、中山間地域政策課の事業ですけれども、それ以外の地域から来る場合には、県単で予算措置をしております。

中山間地域政策課と私ども、移住とかUIJ ターンではいろいろ協力しておりまして、その 交付金の事業に関しましても、就職に関しては、 移住で戻って来られる方も、企業に就職するの が要件に入っておりまして、その就職に関しま しては、雇用労働政策課のほうでマッチングに 協力させていただくような取り組みになってお ります。

今回、この「30歳のハローワーク」事業で考えております事業につきましては、どうしても大都市のほうに本県の出身者が集中して住んでおりますので、県外事務所と協力しながら、そういったUターンするきっかけになるイベントを開催して、県人会の若手といいますか、そういった方を束ねていこうというふうな取り組みで考えておりまして、どうしても場所が大都市になるんですけれども、東京ですとか、大阪事務所には名古屋も含めて、福岡事務所は広島も含めて、取り組んでいこうと考えております。 〇山下委員 私が聞きたかったのは、いわゆる

〇山下会員 私が聞きたかったのは、いわゆる 東京が100万円ですよね。大阪とか福岡は100万 円は無理ですよと。だから、今言われた県単の 枠組みの中でやるという理解でよろしいですか。 〇川端雇用労働政策課長 はい。そのようにやっ

〇山下委員 であれば、これは「30歳のハロー ワーク」事業ですから、働く世代の人たちを特 別に呼び込もうという事業ですよね。

ております。

○川端雇用労働政策課長 30歳に限らないんですけれども、要は就職して10年ぐらいの、30歳ぐらいの年ごろだと、特に、親が定年退職したりとか、子供が生まれたりということで、仕事でもちょうど10年働いて、東京生活に疲れてきたりとか、そういうちょっと自分を見つめ直すきっかけに当たるのではないかと。

実際、本県にUターンして帰ってくる方は30 代に入ってからふえてきますので、そういった ところで、宮崎に帰るというか、人生を見直す きっかけといいますか、イベントの場でそうい う見直しを促していきたいと、そういう趣旨で ございます。

〇山下委員 わかりました。

○大衛観光推進課長 先ほどの中野委員からお 尋ねの延べ宿泊者数の令和2年度の数字でござ います。

この計画の中で、令和2年度は、まず訪日外国人の数としまして48万人を計画しております。この数字につきましては、本年度は42万人を想定しておりますので、6万人の増、約14%の増で考えております。

それから、訪日外国人含む延べ宿泊者全体になりますけれども、令和2年におきましては445万人を目指すということで、令和元年は437万人を目指しておりまして、宮崎県としましては8万人の伸びというようなことで、日本人から外国人を除いた場合の国内の宿泊者数として2万人増を目指している状況でございます。(「よくわからないですね、今のは」と呼ぶ者あり)

申しわけありません。繰り返させていただきます。令和2年は、宿泊者数445万人を目指しております。そのうち訪日外国人の宿泊客数は延べ48万人を目指すということで考えているところでございます。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○窪薗委員 まず、12ページの油津港ファーストポート化事業ですが、検疫等の話があるわけですが、本県は口蹄疫、鳥インフルエンザを経験している県でございます。

一番心配なのは、検疫の度合いといいますか、 どの程度のものをされるのか。それと、専門機 関に委託するということですが、委託先はどう いったところがあるのか。専門の機関があるの かどうか、教えていただきたいと思います。

○大衛観光推進課長 まず、検疫の度合いでご ざいますけれども、まず、基本的には検疫その ものは国の検疫所のほうで実施します。県とし ましては、港側の日常の衛生状況の確認、チェッ クを行うことになっております。

したがいまして、基本的には、国が行う規定の中でしっかり対応することになるわけですけれども、本県におきましては、先ほど委員がおっしゃられたとおり、口蹄疫あるいは鳥インフルエンザ等々、農産県としまして非常に神経もとがらせているところもございますので、これに上乗せして、消毒マット等であったりとか、いろんなチラシを配って、船内からの食品の持ち込みをしていただかないように呼びかけをしたりとか、農政部局とも連携をしながら対応していくこととしております。

○窪薗委員 この前新聞等で、肉の加工品の持ち込みがあったとかも問題になっていたようですし、余り厳しくしても、観光客のイメージがどうかなという気もします。しかし、ある程度していかないと――さっき言われていた国のほうでの基準はどうなっているんでしょうか。港での人とか物とか、検疫の基準は。

○大衛観光推進課長 国の基準といいますか、 基本的には人の健康状態の部分が基本でござい ますので、例えば、熱があるとか、体調に異変 がある方がいる場合には、基本的には船にお医 者さんが乗っておられますので、そういった方 と連携をとりながら、例えば、下船されないよ うに配慮したりとか、そういったチェックをす ることが基本でございます。

今おっしゃった食べ物の持ち込みに関しましては、基本的には持ち込めないことになってはいるんですけれども、どうしても皆さん、やっ

ぱり持ち込まれることもあると聞いております ので、そこは啓発を行うことで、これは県とし ても積極的に国と連携しながらやってまいりた い部分でございます。基準につきまして、申し わけございませんが、明確になっていないとこ ろでございます。

○外山委員 今の件ですけれども、検疫は空港でやるじゃないですか、国際線で。あの程度と同じようなものではないんですか、船内でやるのは。

〇大衛観光推進課長 基本的には同じでございます。

○外山委員 あの感じですね。赤外線とか、いわゆる熱を関知されたりと、ほぼ、あれを船内を出るときにやるんですよね。自己申告とあれて。

○大衛観光推進課長 今、委員がおっしゃるとおりでございまして、そういう検知器であったりとか、体調が悪い方に関しては、さっき申しました特別な対応をしますけれども、通常の対応の中では、空港で入国する際のチェックのあり方と基本的には同じでございます。

また、専門機関の委託先についてでございますが、蚊とかネズミの持っている感染症となる病原体のチェックでございますけれども、宮崎大学に産業動物検疫リサーチセンターというところがございまして、こちらに非常に立派な設備がございますので、そちらで検査をしていただくことになっております。

○窪薗委員 ちょっと具体的な方法がわからないんですが、現地で検査しないとだめですよね。 それはどうなんですか。今言われたネズミとか蚊とか、ハエとか。

○大衛観光推進課長 県が今回担う業務としま しては、先ほどから申し上げているとおり、船 の中ではございませんで、港側のほうにすみついているネズミであったり、飛んでいる蚊、こういったものを捕獲して、検査を行って、どういった病原体を持っているのかを確認して、その中にいわゆる重篤な病状につながるような病原体を持っていないかどうかを確認するのが、港湾衛生業務として県に求められていることでございまして、今回はこちらをやるということでございます。

〇窪薗委員 半年か、1年ぐらい前ですかね。 ヒアリだったですかね。あれが港でかなり見つ かったこともニュース等で再三しているんです が、やっぱり港が一番先に、いろいろな物流も 含めて人も交流しますから、十分お願いしたい なと。お願いでございます。

それと、18ページの、いろんな観光の状況で、 宿泊者が少ないとか、稼働率が低いとかですが、 2月、11月以外は他県と比べて低い水準で、2 月からキャンプの間は非常に多いということで すが、1年を通した場合はどうなっているんで しょうか。

○大衛観光推進課長 これは宮崎県観光振興計画の12ページをごらんをいただければと思います。

ちょっと白黒で大変見にくくて恐縮でございますけれども、熊本、鹿児島と本県の比較を載せておりまして、宮崎県は四角のグラフで、一番濃く出ているやつでございます。

29年の実績でございますけれども、客室稼働率の月別の、宮崎県が四角いポツを引っ張ったグラフでございまして、一番太く出させてもらっておりますが、こちら見ていただきますと、本県は2月がとんがっておりまして、あとそれから、8月は夏休みシーズン、それから、11月、5月もとんがりがあるということでございまし

て、それ以外の月につきましては、10%を下回 るような月もある状況でございます。

1年間の平均の稼働率としましては54.5%という稼動率になっているところでございます。

○窪薗委員 この表を見てみますと、4、5、6月が、やっぱり少ないので、何かメニューを考えたほうがいいのかなと。それともう一点、下の観光の課題ということで、5番の②、2次交通アクセスの充実に向けた取り組みが必要だという課題がございます。

これを見てみますと、12ページでも東九州自動車道のことに触れておりますが、私もいつも感じますのは、やっぱり宮崎県は、昔から陸の孤島と言われるぐらい交通アクセスがおくれている感じがしてならないんですよ。通常の物流の中でも、やはり非常に問題がたくさんある道路がありますし、国道、県道もちろんですが、横断する道路は、特におくれている感じがしてならないんですけれども、こういった課題に取り組める部分はあると思うんですよね。

例えば、観光客が志布志に来たときに、それを運ぶ道路のアクセスが悪ければ、やっぱりその会社としてはメニューを組みにくいということもあるかもわかりませんので、やっぱり全庁を挙げて横断的に、解決に取り組んでいただきたいんですよ。

これは通常の物流にも関係しますから、大事なことだなと思っていますので、横断的に県を挙げて取り組んでいただきたい。観光ばかりではなく、お願いしたいなと。これについて何かございましたら、お願いします。

〇井手商工観光労働部長 総合交通網の整備は、 本県の従前からの最大の課題であると考えてお ります。これは、全庁一致した意見だと思って おります。 もちろん交通網は、産業振興の最も大切な基盤、インフラでございます。観光といたしましても、東九州自動車道が大分を経由して北九州まで結ばれて以降、延岡、高千穂への観光入込客数がぐっとふえるというインフラの効果をきっちり見せておりますので、総合交通網しておりますのではなく、空港、港湾、そして、さまざま課題がありますけれど、JRも含めて全庁挙げて、きちんとした整備をしていかなければならないと執行部としても考えております。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

○中野委員 訪日外国人の宿泊客数が、オリンピックがある来年は48万人ということでしたよね。私は、令和4年の目標の57万よりも来年のほうがうんと高くて、そしてあとはオリンピックもないから下がるのかなと思ったんだけれど、まだ上がるという計画ですよね。絵に描いた餅にならないかなと思うんですよね。

いわゆる今、県内の交通網の話等もありましたが、台湾航路は1航路減った。香港はなくなった。皆さん方は、担当課じゃないですけれど、 非常に懸念しているんですよね。本当に海外から来るのかなと。

いわゆるオリンピックの年だったら、一応オリンピックだから東京周辺にほとんど行きますよね。その流れで来るから幾らかふえるということでしょうが、令和4年の57万人という数字は、それがどんどん上がって、通年で上がるという見込みですからね。オリンピックを機に、どんどん宮崎がいいところだったということで、リピーターもふえてくる想定だと思うけれども、肝心の平年でふやすには、海外との航路がたくさんないとふえないと思うんですよね。

沖縄なんかは九州では福岡の次ですよ。沖縄

の空港は、今、一生懸命もう一つ滑走路を沖合に完成させつつありますが、あれがいつ完成するのかちょっとわかりませんけれども、ああいうのが充実してきたら、一段と、沖縄だけはふえるが、宮崎県は立ちおくれていくのではないかなという懸念もあるんですよね。沖縄と宮崎の航路も今1便だけですよね。あれをどんどんふやしてもらって、沖縄の準ハブ空港みたいに、那覇と宮崎を結ぶとか。那覇と福岡、東京、大阪を結んでもらっては来ませんからね。沖縄にどんどん来て、そこから、また国内に行くと。それは沖縄から、次は宮崎だよと。

ところが、航路が1便しかなければ、沖縄からはほかに飛ぶと思うんですよ。だから、総合交通課ではないから関係ないとは思うけれど、その辺をもっと積極的に航路をふやしてほしいなと。そうしないと、これは画餅に帰すよと思うんですよ。ぜひ、そのあたりを全庁を挙げて取り組んでほしいなと。

鹿児島県は全然減っていないですよね、いろいろあってもですよ。だから、鹿児島にもおくれる。もともと多いわけですからね。ぜひ全庁的に取り組んでほしいなと。そうしないと、この令和4年の外国人の57万人の宿泊者数は、可能性が薄いなと思いますけどね。

〇日高委員長 暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時57分再開

〇日高委員長 委員会を再開いたします。

ここでお諮りいたします。質疑が続いておりますが、残りの質疑につきましては、本日の午後1時5分から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 異議がないようですので、1時 5分の再開といたします。お疲れさまでした。 暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時5分再開

- 〇日高委員長 委員会を再開いたします。
- ○大衛観光推進課長 恐れ入ります。訂正とおわびを申し上げたいと思います。

先ほどごらんいただきました宮崎県観光振興計画案のページにずれがございまして、訂正をお願いしたいと思います。あけていただきまして、目次とページが合っていない状況でございまして、1ページに当たる部分が2ページでございまして、1ページずつずれが生じておりますので、大変申しわけございませんけれども御了解をいただきたいと思っております。

〇日高委員長 よろしいですか、皆さん。御了 解していただけますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○大衛観光推進課長 それで、休憩前に中野委員から御発言があったことについてでございます。

中野委員から御指摘があった点は、大変重要な視点と私どもとしても考えております。観光推進、特に誘客促進におきまして、海外からのお客様を誘致する上で、直行便の充実は非常に大きな課題であります。

私どもも、これまで総合交通課とも連携しながら、一緒に航空会社等へのプロモーション等をやってきているところでございます。今後、誘客を促進するためにも、引き続き総合交通課や関係部局と連携しながら、直行便の充実に向けて、当課としても一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

- ○前屋敷委員 委員会資料 9 ページの地域を支える未来企業育成事業ですが、事業内容で、地域企業育成コーディネーターを配置するとなっているんですけれども、この企業育成コーディネーターは委託をされるのか、それとも県の職員の方がコーディネーターを務めるのか。
- ○矢野企業振興課長 この事業につきましては、 事業主体は県でございますが、地域プラットフォームの事務局を運営しております産業振興機構 を委託先として考えておりまして、そこにコーディネーターを4名配置で考えているところですが、中小企業診断等ができるコーディネーターを配置したいと思っております。
- ○前屋敷委員 先ほどの御説明で、100社のヒア リング調査という説明がありましたけども、こ れも機構のコーディネーター、もしくは職員が されるんですか。
- ○矢野企業振興課長 ただいまお話いたしました4名のコーディネーターが、一応100社を回らせていただくことで考えております。
- ○前屋敷委員 やはり、言われたように中小企業が宮崎の経済の中心なので、100社では足りないぐらいだと思うんですけれども、やっぱり、今の現状だとか、要望だとか、そういうのをしっかり受けとめた形で生かされることが大事なので、そこのところはよろしくお願いしたいと思います。

次の10ページのみやざき女性・高齢者就業促進事業ですけれども、これは国の予算、それから、人口減少対策基金が含まれるということなんですが、ここでは協議会を立ち上げるとなっております。みやざき女性・高齢者就業促進協議会、これは仮称ということですが、どういうふうな構成といいますか、官民連携型での協議会を設置ということなので、その中身を少し詳

しく聞かせてください。

- 〇川端雇用労働政策課長 今、想定しておりますのは、経済団体と労働団体、それと、その他の団体となっていますが、経済団体に関しましては、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会など、労働団体については連合宮崎、関係団体としては、シルバー人材センター連合会ですとか、高齢・障害・求職者雇用支援機構、こういった労働関係の就職支援をしている団体を考えております。
- **○前屋敷委員** メンバーは何人ぐらいで構成されますか。
- 〇川端雇用労働政策課長 20名ぐらいです。
- ○前屋敷委員 ここでは、仕事をしたいと言われる女性や高齢者を掘り起こすということなんですけども、具体的には、この協議会の中でどういうふうに掘り起こしをしていくのか。各方面でこういう方々を受けとめないといけないんですけども、そのあたりはこれからということでしょうか。具体的な方策として。
- ○川端雇用労働政策課長 労働者の掘り起こし に関しましては、いろんなセミナーを開いたり とか、相談に来られたりした方を、就職説明会 などを開きながら集めると。

就職先につきましては、やはりマッチングの ところを、一つ一つ企業等を回りながら開拓し ていったりという形になります。

ただ、実際にマッチングする取り組みにつきましては、今年度ではなくて、次年度以降に取り組む予定で考えております。

○前屋敷委員 やはり、そういう働きたい方々を把握するという点では窓口も必要になってくるんですけれども、それは県に置くことになるわけですか。県が事業主体にはなっているんですけど。

○川端雇用労働政策課長 まだ決まっている話ではございませんけれども、県のほうで何がしかの窓口が必要ではないかとは考えております。 ○前屋敷委員 同じ10ページの(5)の②ですが、働き方改革アドバイザー養成事業ということで、社会保険労務士や企業の労務担当の方々を対象に研修を行って、アドバイザーを養成す

○川端雇用労働政策課長 済みません。ちょっと数字を調べさせていただいてもよろしいでしょうか。

るということですけども、目標としてはどの程

度養成をしたいと思っているんですか。

○前屋敷委員 13ページの外国人材受入環境整備事業ですが、私は一般質問でもこの課題は取り上げたところだったんですけれども、今から外国人の方々が宮崎の職場で働くためには、安心して働く職場というか、環境も整えることが非常に大事なので、こういう事業は必要かと思います。

それで、宮崎市にワンストップセンターを置くことを、今、検討されていらっしゃるようなんですけれども、センターの体制はどんなふうに考えていらっしゃるんですか。

○高山オールみやざき営業課長 ワンストップ センターの体制の件でございますが、このワン ストップセンターにつきましては、外国人住民 からのさまざまな相談にきちんと対応するとい うこともございまして、相談体制につきまして は、2名の相談員を常駐させるような形で考え ております。相談につきましては、それ以外に も県内各地への出張相談とかも予定しておりま すので、相談員3名体制で考えております。

○前屋敷委員 3名体制ということなんですけれども、宮崎に2名、あとは地方に1名配置ということですか。

○高山オールみやざき営業課長 ワンストップ センターにつきましては、宮崎市内に1カ所と 考えておりまして、相談員の勤務場所につきま しては、基本、そのセンター内で考えておりま す。

○前屋敷委員 宮崎市ということで、出向いて 行って、いろいろ相談も受ける体制も考えられ る。宮崎の窓口は、センター1カ所ですか。

○高山オールみやざき営業課長 センターの窓口としては宮崎市内1カ所になりますけれども、このセンターにつきましては、県内全域をカバーすることを考えておりますので、相談に当たりましては、実際に来られる方々に対する相談のほかに、電話とか、メール、SNSの相談対応も考えておりますし、また、必要があれば、各地に出張相談という形で対応していきたいということで、全県域くまなく、きちんと対応できるような体制をとっていきたいと考えております。

〇前屋敷委員 ぜひお願いしたいと思います。

それから、もう一つは言葉の問題なんですけれども、外国人の労働者の皆さん方の日本語習得という点では、いろいろ教室を開いたり、セミナーがあったり、そういう形で習得してもらうという話もあったんですが、ここのセンターのスタッフの皆さん方が、いろんな国から来られる方の言葉を理解して相談に乗らないといけないんです。その辺のところの手だては今後取られるんでしょうけれども、どう考えていらっしゃるんですか。

○高山オールみやざき営業課長 ワンストップ センターの窓口につきましては、11カ国語以上 の多言語対応が求められておりまして、相談に つきましても、外国語対応がある程度できる方 をもちろん考えています。 ただ、11カ国語以上の対応になりますので、 例えば対面型の翻訳機とか、場合によっては多 言語コールセンターを活用しながら対応してい くイメージで考えております。

- ○前屋敷委員 ここのスタッフの皆さん方は、 現職の県職員の方というよりは、そういう語学 に長けた方を採用するという形で体制は整える ということでしょうか。
- ○高山オールみやざき営業課長 このワンストップセンターの運営につきましては、外国人支援のノウハウ、ネットワークを持っております外部の機関に委託をすることにしておりまして、その委託先におきまして、そういった人材の雇用をしていただくということで考えております。
- ○前屋敷委員 ぜひ、このワンストップセンターの機能が充実して、労働者のみなさん方が安心して相談もでき、安心して働ける体制が整うような形で進めていただきたいと思います。

今回は改正入管法のもとで、新たな方も見え るんでしょうけど、技能実習生の方が引き続き 特定技能だったりで、働き続ける形も多いかと 思うんです。技能実習生の場合、宮崎の実例を 直接は把握していませんが、さまざまな課題が、 非常に人権問題も含めて発生していると聞いて います。御当人が弁護士に相談したりとか、相 談するところがなくて、相談したりしたときに 直接本国に送り帰されたりとか、そういう状況 もあったりしているという実例も伺っています ので、宮崎で働こうと頑張っていただける方に ついては、やはり、しっかり暮らしの面も、職 場の環境の面も安心して働ける状況をつくって いくのも県の大きな役割ですので、その辺のと ころはしっかり対応をしていただきたいと思い ます。よろしくお願いします。

〇川端雇用労働政策課長 済みません。先ほど 数字がわからなかった分です。

10ページの(5)の②の働き方改革アドバイザー養成事業の目標ですけれども、社会保険労務士さんを中心に220名を目標としております。

- ○前屋敷委員 結構です。
- **〇日高委員長** ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○日高委員長 次に、報告事項に関する説明を 求めます。
- **〇内野商工政策課長** 繰越明許費についてでご ざいますが、常任委員会資料で説明をさせてい ただきます。

28ページをお開きください。

今回の繰越明許費につきましては、平成31年 2月の定例県議会で御承認をいただいていると ころでございますが、繰越額が確定しましたの で御報告申し上げます。

表にありますとおり、観光推進課の東京オリパラ等合宿・大会誘致受入推進事業につきまして、繰越額5,822万3,000円であります。この事業は、合宿受け入れ施設のグレードアップとしまして、県総合運動公園内にウエイトトレーニング場の建設を行うものでありますが、9月末の完成を予定しているため、繰り越すこととなったものでございます。

説明は以上であります。

〇川端雇用労働政策課長 続きまして、雇用労 働政策課の議会提出報告書の関係分について御 説明いたします。

委員会資料の29ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについてであります。 この事案は、県有車両による交通事故の損害 賠償であります。

具体的には、平成31年1月15日に駐車場内に

おいて、公用車を駐車する際に、隣に駐車済みの相手方の車両に接触し、車両を損傷させた事業でありまして、この物件損害について和解契約を締結したものであります。

損害賠償額は3万6,228円、専決年月日は令和 元年5月16日でありまして、全額を県が加入し ている任意保険において支払っております。

事故の防止につきましては、日ごろから職員 に対して注意を喚起しているところであります けれども、今後とも、その徹底を図ってまいり たいと考えております。

雇用労働政策課からは以上であります。

〇山下企業立地課長 企業立地課の議会提出報告書について御説明いたします。

常任委員会資料の30ページをごらんください。 損害賠償額を定めたことについてでありまして、県有車両による交通事故の損害賠償につい てであります。

事故の概要でございますが、平成30年12月28日に、当課の職員が資料に記載の駐車場内におきまして、公用車を駐車する際に、隣に駐車してあった相手方車両に接触し、損傷させたものであります。

この物件損害につきまして、和解契約を締結 し、損害賠償額として16万2,500円を県が加入し ている任意保険から支払っております。

専決年月日は令和元年5月16日であります。 交通法令の順守や交通安全の確保につきましては、日ごろより職員への周知徹底を図っているところでありますが、このような事故を起こし、大変申しわけなく思っております。今後、より一層、交通安全と法令順守につきまして、指導を徹底してまいりたいと考えております。

企業立地課からは以上でございます。

〇日高委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- **〇日高委員長** 次に、その他報告事項に関する 説明を求めます。
- **〇内野商工政策課長** 県内経済の概況等につい て御報告いたします。

常任委員会資料の31ページをごらんください。 まず、1の総論についてでありますが、表に 4つの機関の経済概況報告を縦に時系列で記載 しております。左から、日銀宮崎事務所、宮崎 財務事務所、宮崎県統計調査課となります。こ の3つが本県経済に関するものでございまして、 一番右側の欄、内閣府の月例経済報告が全国の 状況となります。本県の状況としましては、表 の左下、日銀宮崎事務所の6月の欄にあります とおり、これまでと同様に、本県の景気は緩や かな回復を続けているとされております。

32ページをお開きください。

ここからは各論になりますが、まず、(1)の個人消費の百貨店・スーパーの販売額でございます。

表にありますとおり、1月から2月にかけては、全店ベース・既存店ベースともに前年同月 比マイナスとなっております。これは、宮崎財 務事務所の調査によりますと、気温の影響、暖 冬ということで、衣料品の消費などが低調であっ たとのことでございます。

なお、3月は前年同月比プラスとなっております。

続きまして、(2)の乗用車の販売についてで ございます。

表の一番右側、県全体の販売台数を見ますと、 2月から3月にかけては前年を下回っておりま すが、4月から5月にかけては、一番左側にな りますが、普通乗用車の欄が前年同月比プラス となっている影響で、県全体としても前年を上 回っている状況でございます。

33ページでございますが、(3)の観光についてであります。

宮崎市内の主要ホテル・旅館宿泊客数は、一番上の表にありますとおり、2月以降、国内客数及び全体でも前年同月比プラスとなっております。

なお、4月に外国人客数が前年同月比でマイナスとなっておりますが、これは全国的な動きとしてゴールデンウイークが10連休で、国内旅行商品の価格高騰や国内観光地の混雑などを理由として、訪日旅行者が多い東アジア市場を中心に需要が抑えられたことなどが要因と思われます。

なお、グラフの下に参考として記載しております表は、県内地区別に調査を行ったもので、 一番右側の欄の県全体は、いずれの月も前年同月を上回っており、特に4月は10連休の影響もあり、各地区で大きく伸びております。

続きまして、(4)製造業についてであります。 本県の鉱工業生産指数は、表にありますとおり、平成27年の平均を100とした場合、3月は95.9 となっておりまして、これは、汎用・生産用・ 業務用機械工業が低下したこと等により、2月 と比べ1.6ポイント低下しているものでございます。

34ページをお開きください。

(5) 雇用情勢についてであります。

アの有効求人倍率は高水準で推移しておりまして、本県の有効求人倍率は、表にありますとおり、2月が1.47倍、3月が1.46倍、4月は1.50倍となっております。

また、下のほうのイにつきましては、ハロー ワークで補足できない雇用情勢を把握するため、 県内の民間有料職業紹介事業所等にアンケート 調査を行ったものでございます。

表の右半分の4月から6月期の予想では、求 人は、約半数の企業が、ふえる・少しふえると 回答しておりまして、企業の人手不足感が続く と思われます。

説明は以上でございます。

- **〇日高委員長** 執行部の説明が終了しました。 質疑はありませんか。
- 〇中野委員 個人消費の乗用車販売ですが、5 月が12.8%とかなり前年対比で伸びています。 営業日数も連休で少なかったと思うんだけど、 その理由は。
- ○内野商工政策課長 5月の普通乗用車の増加 なんですけれども、本県で特定の要因があるか については、まだ不明なところはあるんですが、 国全体としても、5月は普通乗用車が特に増加 しておりまして、メーカーでいうと、トヨタと か、スバルが前年比の増加となっております。

特に軽自動車については、ホンダのNBOX という車が大変好調であるということでござい まして、そのほか、トヨタでもハイブリッドカ ーを中心に売り上げが好調ということでござい ます。

- **〇中野委員** 反動がまたあるんでしょうか。
- **〇内野商工政策課長** 今後、消費増税を控えて おりますが、また、このあとも状況を見ていき たいと思っています。現段階では、まだ予測は できないところであります。
- ○中野委員 景気は緩やかに回復を続けている ということで6月の評価が出ておりますが、消 費税が上がった後の10月以降は、県としてはど ういう見方をされているんですか。
- **〇内野商工政策課長** よく消費増税の反動とい うこともございますので、これらの指標を見な

がら、また御報告はさせていただきたいと思っておりますが、現時点での予測までは、まだ検討しておりません。

○中野委員 当然、落ち込みが想定されるわけですので、その対策を予算上の前倒し執行とか、 観光云々とか、これに住宅は書いていないけど、 それは国策も含めてでしょうが、いろいろできる限りの対策を打って、県内消費が沈まないようにしてほしいと思うんです。

駆け込みの裏側もあるわけですので、そうな らないように、ひとつ政策を施してください。 部長、お願いします。

○井手商工観光労働部長 消費税増税ということで、国も景気対策を当然考えていると。現時点においても、キャッシュレス化でありますとか、さまざまな施策がもう既に打たれているという状況でございます。国と連動して、しっかりと県としても対応してまいりたいと考えております。

〇山下委員 この県内経済の概況等なんですが、 総論の中で、全体としては緩やかに改善してい るという表現がしてありますが、1年前はどう いう評価をしていたかわかりますか。

〇内野商工政策課長 昨年の6月でございますが、表の上のほうにございますけれども、緩やかな回復を続けているという表現になっております。

表の上側に平成30年の4月、5月、6月とございまして、ちょうど1年前は、6月が同様に、日銀宮崎事務所では緩やかな回復を続けていると、同じ表現になっています。

〇山下委員 豊かさを宮崎県は売りにしていますよね。そして、全課挙げて、県で取り組んで、宮崎に働き手を帰そうという一大プロジェクトだろうと思うんですが、県民の所得が本当に豊

かさの中でどれぐらい上昇しているのか。今の 県民所得の推移がわかれば教えてください。

〇内野商工政策課長 済みません。ちょっとお 時間をいただいてもいいでしょうか。

〇日高委員長 その他ございませんか。ないで すか。

その答えだけお願いします。

〇井手商工観光労働部長 1人当たりの県民所得は、県内の総生産を県人口で割ったものでございますが、平成20年で200万円を超えておりまして、204万9,000円、それが順次上がってきまして、今の最新の数字でございますが、平成27年、これは県民経済計算ですので少し統計が遅れます。平成27年時点での計算で231万5,000円ということでございます。

ただ、国全体の平均としては27年度で300万円 を超えております。やはり70万円程度差が出て いるということで、非常に大きな県の課題だと いうふうに我々も認識しております。

〇山下委員 直近のデータは27年しか出ていないのかな。

〇井手商工観光労働部長 これは、県全体のさまざまな統計指標を総合して県民経済計算の結果で総生産、そして、それをそのときの人口で割ることになりますので、現在、手元にあるのは27年、もうしばらくしたら、新しい県民経済計算が出るかもしれません。厚生労働省の統計の関係で、少しことしの数字は遅れております。

〇山下委員 我々が知りたいのは、宮崎県民の 所得は、今まで聞いていたらワーストだと。沖 縄が最下位で、高知、宮崎と聞いていたんです が、我々が若者に呼びかけるときに、今、県民 所得はこれぐらいなんだと、魅力があるんだと、 それも武器になると思うんです。

だから、所得的に本当に豊かになってきてい

るのか。そこの評価をお出しいただければありがたいと思うんですが。全国順位が何番目で、ちょっと上がってきているのかどうなのか。それがわかったら、ちょっと教えて。

○井手商工観光労働部長 全国順位については、 今、手元に数字を持ち合わせておりませんが、 委員おっしゃるとおり、全国的に言うと下位の 分類にありまして、今、お話がありました27年 の数字を用いましても、九州内においても沖縄 に次いで2番目に低い状況でございます。

先ほど、これまでの経緯として、だんだん上がってはきていると申しましたけれども、同じように全国的にも上がっていくものでありますし、それぞれの県の取り組みによって多少は変動があるとしても、なかなかそれを追い抜いていくのは並大抵の努力ではないと思っております。

そういうことも含めまして、ここ数年、フードビジネスということで、県全体の産業振興を図る、いわゆる総生産を上げていかなければ1人当たりは上がらないわけでありまして、総生産を上げる取り組みをしてきたところであります。

〇山下委員 部長が言われるように、一次産業のものを何とか付加価値を高めて売ろうと。これは、総合政策、商工、農政、総力を挙げてやってきました。これだけ予算を投資しながらやってきた経済効果が本当に、着実にレベルが上がってきているかどうかの検証をしていかないと、今度は人を呼び込まないといけない。そのようなこともしっかりとデータを分析しながらやっていかないと、呼びかけるのに、自信を持ってレベルが上がってきているとか、その辺の呼びかける材料が、力強いものが、何かないのかなと思うんです。

だから、全国でみんな頑張っているんですと。 同じような形でしか来ないわけですから、もう ちょっと責任を持って、県民所得が上がるよう につないでいかないといけないと思うんですけ ど

〇内野商工政策課長 先ほど委員から御質問のありました各年の数字のデータがありましたので申し上げますと、平成25年度は225万6,000円、平成26年度が222万3,000円で、平成27年度がさっき申し上げました231万5,000円でございまして、全国では45位でございます。九州では、沖縄が一番低く、下から2番目です。

〇山下委員 ちょっと教えて。平成何年で。

〇内野商工政策課長 25年度が225万6,000円。

〇山下委員 直近でいい。

〇内野商工政策課長 直近は27年度の231 万5,000円です。

〇山下委員 順位が。

〇内野商工政策課長 45位。

〇山下委員 これが一番直近のデータ。

〇内野商工政策課長 これが直近のデータでご ざいます。

〇山下委員 わかった。

○中野委員 いわゆる個人所得が、全国で45位。 尻から3番目ですよね。この数字、どんどん上 がってきているんですが、部長は1人当たりの 個人所得をどれくらい重要視されているんです か。考え方だけ教えてください。

○井手商工観光労働部長 これは、本県の生産 全体を示す数字であります。1人当たり県民所 得と申しましても、生産額を人口で割ったもの、 豊かさそのものをあらわす1つの大きな指標だ と思っていまして、非常に重要視をしていると ころでございます。

○中野委員 私は部長の認識は正しいと思うん

です。ところが、宮崎県の一番のトップは知事ですが、過去の我々の質問に対して、この数字は企業の所得も含めてですと。尻から3番であるということを軽く感じていらっしゃいます。ずっと一般質問で聞いているけど、何人にもその回答をされているんです。

まず、皆さん方へ質問をして、我々とやり取りをして、知事に報告をして、知事の答弁となった場合に、部長を中心に担当課が前日にレクチャーをするんでしょう。そして、そこから知事の答弁が決まる。ところが、皆さん方は重要視されている答弁の内容になっているんだと思うんだけれども、しかし、知事の答弁はあまりこれを重要視しない答弁が過去には多々あったと。私はそのことを指摘したこともあったんです。

やっぱり国内の順位を決めているんだから、 現実の数字に47都道府県の比較が出ているわけですから。だから、低い順位を何とか引き上げると。企業も誘致して、どんどん上げたり、いろいろ政策を打って上げてやらないといけない、努力をしないといけないわけだから。そのことを決めて、やっぱり1人当たりにした場合はこれだけだから、何とか順位を、47を46、46を45に、40位にと。ひところはもっと高い時期もありましたから。ちょっと前のころは。それが下がっているから。

それと、これを世帯所得にしたら、沖縄県はずっと高いです。この低い数字を世帯数に掛けた場合、雲泥の差があります。だから、宮崎は物すごく低い。1世帯当たりにした場合は、1世帯数当たりの人口は沖縄はうんと高いですから。それを県民1人当たりにした場合には宮崎県のほうが高いけれども、1世帯当たりにしたら雲泥の差。

だから、沖縄は、有効求人倍率も、宮崎より

も悪い、失業率も非常に高い、それでも人口が どんどんふえているのは、暮らしやすさを見た 場合に、温度が高いばかりではないんではない かと思うんです。一戸当たりに蓄えるお金があ るからです。

その辺も含めて、やっぱりここは部長の認識 どおり重要視してほしいと。重要視すると言わ れたから正しい認識だと思うんです。知事も大 分考えが変わられたとは思うけれども、そうい うことでした。

関連として言わせていただきました。

〇日高委員長 よろしくお願いします、部長。 そのほかございませんか。

〇外山委員 この統計の結果ですけれども、緩 やかに回復しているという実感はございますか。

実際、我々も商売していて、いいところはいいです。悪いところは悪い。これは当たり前。どんな業種でも、どんな産業界でも、不況でもいいところはいい、悪いところは悪いんだけれども、何となく今の宮崎を見ていると、全般的に、果たして本当に緩やかに回復だとか、押しなべてみた場合、全体を見た場合、該当するのかという気持ちもあるんですが、部長の認識はどんな考えですか。

もちろん責任はないんだけれども、果たして これは大丈夫かと思うんだけど。産業界のいろ んな部分の格差が明らかに出始めている気がす るんですが。

〇井手商工観光労働部長 本県としての経済の 概況は今のところまだ出していない状態であり ます。これは日銀のほうが緩やかな回復を続けている、財務事務所のほうもまだ出していない。

今、内閣のほうも少し書いていますけど、生 産に弱みが見られるという部分も出てきており ますし、委員がおっしゃるとおり、実感として、 以前よりもよくなってきているのか、生活者と しての実感としてはなかなか難しいところがあ ろうかと私自身は思っています。

もちろん、いいところはいいし、悪いところは悪い。商工行政的に申しますと、やはり小規模企業、零細企業をきちんと見て、そこの生産性をしっかり上げていくような施策をやるのが我々行政の仕事だと思っています。厳しいところに光を当てながら、目を配りながら、仕事を進めていく必要があろうかと思っております。

○外山委員 部長はよくわかっていらっしゃるけれども、一言申し上げると、国のほうがわかっているのかとたまに思います。いろんな意味で、果たして零細企業の実態を、本当にどこまでわかっておられるのかと思いますけど。

〇山下委員 関連なんですが、結局、27年度の 統計といったら4年前の統計でしょう。28年は もう出ていると思うんです。

だから、多分、きょうは総務政策常任委員会 で諮っていると思うんですが、だけど、やっぱ り、大事な商工の中で28年度の結果すら出てい ないということが僕はおかしいと思うんです。

県民所得って大事な部分です。真剣に、やっぱり庁議の中で、そこの報告がまだなされていないのかと疑問に思って聞いていました。

〇井手商工観光労働部長 統計指標のお話とすれば、現時点では27年までしか出ておりません。深く調べようとすると、国勢調査と同じように経済センサスの調査が2年に1回、何年かに1回という悉皆調査によりますので、何年かに1回ぐらいしか出てこないという数字になります。

我々が行政を進めるにおきましては、それとは別に、総生産ではありませんけれども、工業 出荷額でありましたり、農業算出額という、県 民経済計算とはまた別の統計指標を用いて、足 もとの数字を見つめながら、毎年の施策、そして、次年度への対応を考えているということになります。

申しわけないことですけれども、この県民経済計算そのものは、数字がかなり遅れて出てきて、これをすぐ今の足もとの数字として使うことはできないということは、我々も認識しているところでございます。

〇山下委員 ということは、皆さん方は先手でいろんな対策を講じていきます。事業効果は、皆さん方がそれぞれ評価をしていきます。それを本当に見ていかないといけないと思うし、過去の統計数字をみて、そこでまた考えがどうだったかを想定していかないといけないので、やっぱり、もうちょっと直近の、豊かさが改善しているということを出す以上は、そこは何らかの形で。あなた方も、事業効果があって、どれぐらい所得があって、県民も豊かなになっていますということを、ある程度スピード感を持って見つめていかないといけないのかなと。その差が何か遅れているのかと思うんですけど。

〇井手商工観光労働部長 委員のおっしゃると おりだと思っております。

ただ、統計指標そのものの出てくる数字が遅れてくることを踏まえながら、先ほどの外山委員のお話にもありましたように、何を見ながら仕事をするのかという部分があろうかと思っています。そこはきちんと押さえていかないといけないと思っていますし、ちょっと補足をしますと、うしろのほうにいろいろ数字をつけていますけれども、月ごとに把握できる最新の数字もありますので、その辺も踏まえながら施策を考えてまいりたいと思っております。

〇山下委員 スピード感を持ってやってくださ

〇日高委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日高委員長 その他で、何かありませんか。 ○中野委員 9月議会では間に合いませんから、 きょうお願いをしておきたいと思うんです。毎年お願いをしている事項なんですけれども、い わゆる最低賃金のことなんですが、10月から毎年変わっていきますから、夏場からどんどんやっている。

最低賃金は国のことですから、県は関係ないといえば関係ないんだけれども、数年前からどこの県も、私もお願いをしておりますが、県として環境づくりをして欲しいと。そのことで国も捉えて、国が4ブロックぐらい分けて目安を出しますから、そのプラスアルファをしていかないと最低賃金が上がらないわけです。

我々も東京一極集中がだめだと言ってきておりますが、人口も、この前のでいったら東京は社会変動で14万人ぐらいふえたと報道しておりましたけれども、人口が集中するということは東京都の給料が高いんです。幾ら家計費がその分かかるではないかといっても、もらう金額は高いとなれば行くと思うんです。

恐らく今年度で最低賃金が東京都、神奈川県は1,000円を超えますよ、985円ぐらいでしょう、東京あたりが。毎年二十七、八円ずつ上がっているわけだから、単純に計算しても1,000円を超えるんです。そうすると、1,000円以上と1,000円以下となれば一段と給与の格差が。さっきは個人所得でしたが、最低賃金も高いんだなと。商品の198円ではないけど、200円よりも198円は安いと思う。逆に高いと思えば200円を超えたというだけで高いと心理的に思うのと一緒で、一段と一極集中が進むと思うんです。

それで、宮崎県が、今、762円。2年前から目

安にプラスをしてもらって、今、九州は大体同じ金額。鹿児島県が去年、目安にプラス1円だったので、全国で一番最低は1県だけで、鹿児島県。その前の前の年では宮崎県と沖縄県が最低だった。それで、目安にプラスアルファをしてもらわないといけないということでやって、九州が大体同じ数字になったんです。

ところが、鹿児島県が心理的に最低になったということで躍起になって、本年度は環境づくりを一生懸命して、うんと上げる可能性もあるんです。平均賃金が都道府県で固まっているのは、金額が同じぐらいなのは、九州と東北だけです。あとは、四国、中国地方、全国、県ごとにバラバラなんです。南九州とあまり変わらないような四国あたりも、ずっと以前から、4県しかないのに、ずっとバラバラ。それだけ、県が以前から目安に対してプラスアルファをやってきたんです。

だから、私は、いずれ九州も、鹿児島県も追いつくが、沖縄県も去年からは一緒になりましたから、九州もばらつきが出てくる。他と同じように、ばらつきが出てくる地域になるのではないだろうかと。その中で、全国でも最低だった、九州でも低かった、ほかの周りの県は高いとか、そうなったら一段と宮崎県は賃金の安い県というイメージがつくから。東京都、神奈川県は1,000円を超えた。九州で一番低い。そしてまた、日本でも低いとなると大変だから、ここは心していただいて、目安に思い切ったプラスアルファで、環境づくりをしてほしいと、こういう思いがあります。

それで、賃金を上げれば、使用者側は大変になりますが、私は非常に興味があるもんだから、 参考に、データ的にはわずかですが、えびのの 雇用のチラシを見ているんです。宮崎県は762円 だけれども、大体雇用のチラシを見たら、低いところで780円です。今、760円云々という低いのでやっているのは、海外から来る技術者、技能実習生、あの人たちが最低賃金で入ってくるんです。実際、雇用者の支払額はプラスアルファで高く払うんだけれども、技能実習生に対しては最低賃金で払っているのが現実です。ほかの日本人の雇用の場合は780円が最低。えびのでも、高いところは1,100円という数字もあります。

だから、その辺の実態を。あまり上げると使用者側も大変ですから、現実はどうかを皆さんが調べていただいて、どのくらい上げたらいいかを――上げなかったら政府は上げようとやっているわけだから、これに乗り遅れないように。そして、また、上げて困る業種もいろいろあると思うんです。宮崎県は宮崎県独自でそこら辺の対策をすべきだと思うんです。使用する側に対しても、どういうふうにということを。

私はそういう環境づくりをしながら、他県に遅れないように。やがて、恐らく来るであろう九州管内のばらつきに乗り遅れないようにぜひしてほしいなと。そういうことで、東京一極集中が是正されるようにやってほしいと思うんです。

ぜひ、国の政策とはいえ、担当部だから、そこ辺の環境づくりを、ことしも、やはり県が力を入れるべきだと思うんです。いろいろ賛否両論はあると思うんです。私はそういう思いがいたします。お願いしておきます。

〇井手商工観光労働部長 昨年、最低賃金が762 円ということで、九州の中では鹿児島よりは高 いところにこれたということになります。

これは、最低賃金審議会という国の審議会で、 委員おっしゃるとおり大体目安値が決められて、 それぞれの県の審議会でそこを目安に幾らにプ ラスするか、マイナスにするかを考えて答申がなされて決まる仕組みになっております。正直、行政の立場からその審議会に直接声をかける仕組みはなっていないんですけれども、それぞれ使用者側、労働者側、また、公益側の委員さんがおられて、人手不足の中でどの程度の賃金が必要か、また、国の動きも、委員がおっしゃったように特定技能という外国人労働者の関係で、特定技能の最低賃金のお話が出てきていまして、全国でどういう分割をしながら決めていくかも議論になっています。その辺も含めて、きちんと注視しながら、そういう環境づくりに努めてまいりたいと思っています。

○前屋敷委員 最低賃金に関連してですけど、 特に宮崎県は中小企業がほとんどで、中小企業 だけに最低賃金や賃金を上げることを要求する ことは無理だというふうに思います。

やっぱり、ここは国がかかわってこないとだめなわけです。ですから、地方創生と打ち出して、格差もなくしていこうという施策をするのであれば、やっぱり賃金も地方で働いてそれなりに得られる体制を整えない限りは、人口増にもならないし、地方創生にもならないという点では、やはり国の施策として、どう働く人の賃金を上げるか、最低賃金を上げるか。そこで、国が財政出動するという政策をつくらなければだめだと思います。

それは、賃金を上げるという点では、県から もそういう要求をしっかり上げていくと。やっ ぱり中小企業対策予算をしっかりふやすことも 位置づけて、国に対する要望としても、そこの ところはぜひ強めてほしいと思うところです。

直接、賃金をふやすための支援ですと、税金 投入にはならないと思うんですけど、やはり社 会保障の企業負担の割合を減らしたり、そこの ところの手当てを充てるとか、いろんなやり方があると思うんですけれど、どう中小企業を支えるかという点で、中小企業予算をしっかりふやすことをぜひ要望して、賃金の引き上げにつながるようお願いしたいと思います。

要望です。

〇日高委員長 強い要望ということです。お願いします。

それでは、以上をもって商工観光労働部を終 了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでし た。

暫時休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時6分再開

〇日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了 した後にお願いいたします。

○瀬戸長県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくお願いいたします。

説明の前に1点御報告を申し上げます。

申しわけありませんが、着席させていただきます。

今月1日に、宮崎自動車道山之口サービスエリアの店舗がリニューアルオープンをいたしました。西日本高速道路株式会社によりますと、新しい店舗は、上下線ともにこれまでの約1.5倍の売り場面積となっておりまして、今後は一般道からも利用できるよう整備を進め、全ての工事は今年度冬ごろに完成予定と伺っております。

県といたしましても、西日本高速道路株式会 社や関係団体と連携しながら、高速道路の積極 的な利活用につきまして取り組んでいくととも に、今後も引き続き、東九州自動車道及び九州 中央自動車道の1日も早い全線開通に向け、全 力で取り組んでまいりますので、県議会の皆様 の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元の商工建設常任委員会資料の表紙をめ くっていただきまして、目次をごらんください。

まず、議案につきましては、6月補正予算のほか特別議案2件でございます。

次に、報告事項につきましては、繰越明許費、 事故繰り越しについてほか2件について、最後 に、その他報告事項でございますが、次期指定 管理者の指定についてほか4件につきまして御 報告させていただきます。

続きまして、予算の概要について御説明いた します。

1ページをごらんください。

県土整備部の6月補正予算一覧でございます。 令和元年度の6月補正予算は、一般会計で、 太枠のDの欄の下から5番目でございますが、36 億1,751万5,000円であります。その結果、6月 補正後の予算額は、右のE欄でございますが、850 億7,431万1,000円で、対前年度比で121.0%と なっております。

また、今回補正のない特別会計を合わせました6月補正後の部予算合計は、E欄の一番下でございますが、868億2,075万2,000円で、対前年度比で120.3%となっております。

なお、令和元年度予算の参考資料としまして、 6ページから7ページに、未来みやざき創造プラン、アクションプラン案における県土整備部 の施策体系を記載しておりますので、後ほどごらんください。 私からの説明は以上でございますが、詳細に つきましては担当課長等から説明させますので、 よろしくお願いいたします。

○斎藤管理課長 それでは、県土整備部の6月 補正予算の公共事業概要について御説明いたし ます。

商工建設常任委員会資料の2ページをお開き ください。

まず、2の補助公共・交付金事業であります。 今回の補正ですが、右から3列目の太線で囲 んでいるDの列、6月補正額をごらんください。

増額が3事業、減額が2事業となっておりますが、これは国からの補助公共・交付金事業の予算配分の関係により、県予算で過不足の生じる事業がありますことから、今回、各課それぞれの事業費の増減をお願いするものであります。

その結果、一番下の計にありますように、5 億9,551万5,000円の増額補正をお願いしており ます。

増額をお願いしております主な事業でありますが、道路では橋梁の老朽化対策を、砂防では砂防施設の整備を、ダムではダム管理施設の改良や修繕を行うこととしております。

- 3ページをごらんください。
- 3の県単公共事業であります。

ここも右から3列目の太線で囲んでいるDの列、6月補正額をごらんください。

一番下の計にありますように、30億2,000万円 の増額補正をお願いしております。宮崎駅西口 駅前広場整備事業のほか、防災・減災、国土強 靭化対策として、補助公共・交付金事業との一 体的な整備により、一層の効果が見込まれる県 単独公共事業をお願いしております。

この一体的な整備の事例といたしましては、 道路では、補助公共・交付金事業で国道などの

緊急輸送道路の整備等を行い、県単事業では、 市町村の地域防災計画上の避難道路となっている県道の拡幅や待避所の設置工事等を行うこと で、緊急車両等の円滑な通行が可能となります。

また、河川では、補助公共・交付金事業で河道の掘削や樹木伐採を行い、県単事業では、護岸整備工事等を行うことで、全体として越水等を防ぎたいと考えております。

次に、4ページをお開きください。

一般会計の繰越明許費であります。

こちらに記載しております公共道路維持事業では、国道218号線の2つの橋梁の修繕工事を予定していますが、その工事期間が年度を越えることから、今回、12億1,600万円の繰越明許費をお願いしております。

次に、5ページをごらんください。

一般会計の債務負担行為の追加であります。

こちらに記載しておりますとおり、道路保全 課の公共道路維持事業費の2件など、合わせて 6件の工事契約において、その工事期間が年度 をまたがりますことから、債務負担行為の設定 をお願いするものであります。一番下の計にあ りますように、12億9,400万円をお願いしており ます。

それでは、次に、歳出予算説明資料の109ページをお開きください。

今回、管理課の補正額は、200万円をお願いしております。

111ページをお開きください。

内容は、新規事業「建設産業外国人材確保支援事業」であります。

それでは、詳細を御説明いたしますので、お 手数ですが、再度、商工建設常任委員会資料に 戻っていただき、8ページをお開きください。

まず、1の事業の目的については、今回の出

入国管理法改正を機会に、一定の専門性や技能 を有する外国人材を受け入れる建設業者に対し て支援を行うことで、外国人材の活用の促進及 び確保を図るものであります。

2の事業概要については、予算額200万円、財源は人口減少対策基金を、そして、令和3年度までの3カ年を事業期間として、外国人を雇用する際に必要な経費を補助するものであります。なお、下のフロー図にありますように、協会への委託で進めてまいります。

最後に、3の事業効果については、建設産業が抱える喫緊の課題である担い手不足に対する解決の一助になるとともに、中長期的にも建設業者の技術承継の推進や経営の安定が図られると考えております。

説明は以上であります。

○矢野道路建設課長 道路建設課であります。

お手元の冊子、歳出予算説明資料にお戻りく ださい。

ページは113ページをお開きください。

当課の補正予算額は3億47万3,000円の増額を お願いしております。その結果、補正後の予算 額は190億2,573万6,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。 115ページをお開きください。

(事項)公共道路新設改良事業費であります。 これは、先ほど管理課長より説明がありました とおり、国の予算配分の関係によりまして、6 億9,952万7,000円の減額を行うものであります。

次に、その下の(事項)県単特殊改良費であります。これは、宇納間日之影線など、市町村が地域防災計画で避難路として指定した県道の未改良箇所につきまして、部分的な拡幅などを行う整備費としまして、10億円の増額をお願いするものであります。

補正予算につきましては以上であります。

○森道路保全課長 道路保全課であります。

お手元の歳出予算説明資料の117ページをお開 きください。

当課の補正予算額は、28億7,902万2,000円の 増額をお願いしております。その結果、補正後 の予算額は181億2,105万3,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。 119ページをお開きください。

中ほどの(事項)公共道路維持事業費であります。これは、交通安全施設の整備や橋梁・トンネル等の点検、補修などを行う事業であり、 国庫補助決定等により18億7,902万2,000円の増額であります。

次に、下の(事項)県単道路維持費であります。これは、県が管理する道路の維持補修などに要するもので、主に、小規模な橋梁の補修等を行う経費として、10億円の増額を行うものであります。

道路保全課につきましては、以上であります。

○高橋河川課長 河川課であります。

お手元の歳出予算説明資料の121ページをお開きください。

当課の補正予算は、1億332万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、224億7,544万9,000円となります。

以下、補正の主な内容につきまして御説明します。

123ページをお開きください。

(事項)ダム施設整備事業費であります。これは、国の補助を受けてダム管理施設の機能の向上を図るため、管理施設の改良や機器の更新等を行う事業であり、国からの交付金事業の予算配分に伴い、4,332万円の増額をお願いするものであります。

次に、その下の(事項)公共河川事業費であります。これは、先ほど管理課長より説明がありましたとおり、国の予算配分の関係により、4億7,000万円の減額を行うものであります。

次に、124ページをお開きください。

(事項) 県単河川改良費であります。国庫補助事業等の採択要件に満たない、比較的小規模な工事等を県単独で行うものですが、国土強靭化のための3カ年緊急対策事業として、河道掘削等の補助公共事業等と一体的に護岸整備等を行うために要する経費で、5億3,000万円の増額であります。

河川課は、以上であります。

〇原口砂防課長 砂防課であります。

歳出予算説明資料の125ページをお開きください。

当課の補正予算額は、2億3,270万円の増額を お願いしております。その結果、補正後の予算 額は、61億2,084万7,000円となります。

以下、内容につきまして御説明いたします。 127ページをお開きください。

まず、(事項)公共砂防事業費であります。これは、土石流のおそれがある渓流で、砂防えん 堤などの整備に要する経費で、先ほど管理課長 より説明がありましたとおり、国の予算配分の 関係によりまして、7,370万円の増額を行うもの であります。

次に、(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、崩壊のおそれがある急傾斜地での擁壁、のり面工等の整備に要する経費でありますが、同じく国の予算配分の関係により、3,100万円の減額であります。

次に、(事項) 県単公共急傾斜地崩壊対策事業 費であります。これは、崩壊のおそれがある急 傾斜地のうち、補助公共・交付金事業の対象と ならない箇所において、市町村が実施する対策 事業への補助に要する経費で、1億9,000万円の 増額をお願いするものであります。

砂防課は、以上であります。

○甲斐都市計画課長 都市計画課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の129ページをお開きください

当課の補正予算額は、1億円の増額をお願い しております。その結果、補正後の予算額は、54 億6,465万円となります。

以下、補正の内容について御説明します。 131ページをお開きください。

まず、(事項) 県単街路事業費であります。これは、宮崎駅西口駅前広場整備事業にかかわるもので、3億円の増額であります。

詳細につきましては、後ほど常任委員会資料 にて御説明いたします。

次の(事項)公共街路事業費であります。これは、先ほど管理課長より説明がありましたとおり、国からの交付金事業の予算配分の関係による2億円の減額であります。

歳出予算説明資料の説明は以上であります。 お手数ですが、常任委員会資料に戻っていた だきまして、10ページをお開きください。

宮崎駅西口駅前広場整備事業の詳細について 御説明いたします。

1の事業の目的でありますが、この事業は、 民間事業者によります宮崎駅西口南側の複合ビル建設にあわせ、陸の玄関口であります宮崎駅の西口駅前広場を整備し、駅から中心市街地への人の流れやにぎわいのさらなる創出を図るものであります。

2の事業の概要であります。

(1) 予算額は、3億円であります。総事業

費は9億3,000万円としておりまして、令和元年 度は3億3,000万円、このうち3,000万円は当初 予算で計上しております。残りの6億円につき ましては、令和2年度までの債務負担行為を設 定し、事業を執行したいと考えております。

- (3) の事業期間は、令和元年度から令和2 年度までの2カ年としております。
- (4)の事業内容は、広場舗装工、シェルター―これは通路の屋根の部分になりますが、これの設置、照明等設置、植栽等整備などであります。

次の11ページをごらんください。

上段が計画イメージ図で、下段が平面計画図となっております。いずれの図も、上が宮崎駅、左が北でKITENビル、右が南で民間事業者が建設する複合ビルになっております。

下の平面計画図をごらんください。

現在の広場の平面図に新しい計画を重ねたも のであります。

西口広場の南側につきましては、タクシープールを再配置しまして、駅舎から中心市街地へ向けて広場空間を確保し、にぎわいを生み出すイベント空間や、そこで創出されたにぎわいを、その下のあみーろーどへつなげていくためのにぎわい・交流空間を整備いたします。

なお、図右上のイベント空間と表示した部分には、赤の点線の位置にJR九州が大屋根を設置することとしております。

薄い灰色で着色した部分が歩行者空間になりますが、この部分には、周辺施設に調和した舗装や景観等に配慮した照明の設置、植栽等を行います。

また、薄い青色で着色している箇所には、雨 天時などにバスやタクシーを利用しやすいよう、 シェルターを設置することとしております。 さらに、中央部のロータリー周辺については、 交通結節点としての機能向上を図るため、バス 停留所や一般車の停車位置などを改善すること としております。

なお、現在、広場整備の詳細設計を進めておりますので、整備内容が変更になることもございます。

恐れ入りますが、前の10ページに戻っていた だきまして、3の事業効果でございます。

民間事業者の開発によりまして創出されるに ぎわいをさらに大きくし、人の流れを中心市街 地へつなげるような駅前広場の再整備を行うこ とにより、中心市街地の活性化や観光・物産面 での県内全域への波及等が図られるものと考え ております。

最後に、4の今後の予定でございますが、表 の下段のとおり、複合ビルにつきましては、現 在、建設工事に着手しておりまして、令和2年 秋のオープンを目指していると伺っております。

広場の整備につきましては、表の上段に記載 しておりますとおり、昨年度末に策定された基 本計画を踏まえ、現在、詳細設計を進めている ところでありまして、詳細設計がまとまり次第、 工事に着手したいと考えております。

都市計画課の説明は以上であります。

○志賀建築住宅課長 建築住宅課でございます。 委員会資料の12ページをお開きください。

議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一 部を改正する条例」について御説明します。

1の改正の理由でありますが、今回の改正は 2点ございまして、1点目の(1)は、建築基 準法の改正により、許可等の対象となる建築行 為の類型が追加されたことなどから所要の改正 を行うもの、2点目の(2)は、地方公共団体 の手数料の標準に関する政令の改正により、二 級・木造建築士の試験及び免許申請手数料を改 正するものであります。

次に、2の改正の主な内容であります。

まず、(1)建築基準法関係の①でありますが、 建築基準法の改正に伴い、条例第3条に、手数 料徴収の対象となる建築行為の類型を追加する ものであります。

まず、405号「建築物の建蔽率の特例許可において、前面道路側に壁面線指定を行った場合等の建蔽率緩和の許可」でありますが、右側の13ページに関連資料がございます。ページの中ほどの図をごらんください。

壁面線といいますは、図の左側の米印にありますとおり、市街地の避難や消火活動の円滑化等の目的で設定されるものでありまして、図の点線のように、道路の境界線から後退した位置に建築基準法に基づいて指定することができます。図のAのように、壁面線が指定された時点で壁面線と交差していた既存の建築物は、建て替え等を行う際には、Bのように壁面線より後退して建築する必要がありますが、その際に、申請に応じて許可をすることにより、法定建ペい率を一定程度緩和するものであります。

なお、本県では、現時点で壁面線の指定事例 はございません。

左側の12ページにお戻りください。

次に、421号「仮設建築物の建築許可において、 1年以内の期間を定めて、既存の建築物の用途 を変更して興行場等として使用する場合の許可」 であります。これは、既存の建築物の用途を1 年以内の期間で変更して、興行場や店舗など、 ほかの用途として使用する場合の許可でありま す。

次に、421号の2「仮設興業場等の建築許可に おいて、既存の建築物の用途を変更して特別興 行場等として使用する場合の許可」であります。 これも421号同様、既存建築物の用途を変更して 一時的に特別興業場等として使用する場合の許 可でありますが、421号との違いは、下の米印に ありますとおり、国際的規模の会議や競技会の 用に供する場合などで、1年を超えて使用する 点であります。

次に、426の2号「既存建築物について、用途 変更に伴う改修工事を2以上に分けて段階的に 行う場合の工事計画の認定」であります。建築 物の用途変更を行う場合は、用途変更しない部 分を含む建築物全体について、直ちに現行基準 に適合させる必要がありますが、改修工事を2 以上に分けて段階的に行おうとする場合に、全 体計画を認定することで段階的な工事を可能と するものであります。

以上、405号から426の2号までの4項目につきましては、既に条例の別表に手数料が設定されておりまして、今回の改正で、それぞれの手数料に対応する建築行為の類型を追加するものであります。

次に、②でありますが、条例が引用しております建築基準法の改正により、条項ずれが生じますことから修正を行うものであります。

次に、③でありますが、条例別表第2に、建築基準法改正により手続きの合理化に関する規定が追加されたことから、次の手数料を追加するものであります。402号の用途地域等における建築等許可申請手数料の表に記載の金額を追加するものであります。

恐れ入りますが、右側の13ページの図の下に あります402号「用途地域等における建築等許可」 をごらんください。

建築基準法第48条は、用途地域等ごとに建築 できる建築物の用途を制限しておりますが、特 定行政庁の特例許可で建築できる場合がございます。

その下の表をごらんください。

従来の手続きにおきましては、公開意見聴取 と建築審査会の同意という2つの手続きが必要 で、許可手数料は18万円としております。

今回の法改正によりまして、その下の新設①にありますとおり、過去に特例許可を受けた建築物において増築や改築を行う場合や、一番下の新設②にありますとおり、日用品販売店など日常生活に必要なもので一定の要件を満たすものについては、公開意見聴取や建築審査会の同意を不要とする手続きの合理化がなされましたので、それぞれの場合の減額した手数料として、新設①につきましては12万円、新設②につきましては14万円を追加するものであります。

次に、同じページの一番上をごらんください。

(2)建築士法関係でありますが、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」により、二級建築士と木造建築士の試験及び免許申請手数料の標準額が改定されましたので、この改定に合わせまして、428号、二級建築士または木造建築士の免許申請手数料を1万9,200円から1万9,300円に、429号、二級建築士または木造建築士の試験手数料を1万7,700円から1万7,900円にそれぞれ改正するものであります。

最後に、3の施行期日でありますが、(1)の 建築基準法関係については、公布の日、(2)の 建築士法関係については、令和元年10月1日と しております。

議案第5号につきましては、以上でございま す。

続きまして、委員会資料の14ページをお開き ください。 議案第11号「建築基準法施行条例の一部を改 正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由でありますが、建築基準法の 改正により、既存建築物の用途を変更して一時 的に他の用途として使用する場合の許可制度が 追加されたことなどから、所要の改正を行うも のであります。

次に、2の改正の内容でありますが、3点ご ざいます。

- (1)は、条例が引用しております建築基準 法が改正され、「がけ」という語句の表記がひら がなから漢字に改められましたので、条例にお きましても同様に表記の修正を行うものであり ます。
- (2)は、条例が引用する建築基準法の改正 に伴い、条項ずれが生じますことから修正を行 うものであります。
- (3)は、既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途として使用する場合に、条例の一部を適用除外とするものであります。これは、仮設建築物を建築する場合、従来から建築基準法の一部を適用除外とする規定がございましたが、今回の建築基準法改正によりまして、既存の建築物を一時的に所定の用途に用途変更する場合におきましても、建築基準法の一部を適用除外できることとされたことから、条例の規定におきましても、法と同様に一部を適用除外とするものであります。

最後に、3の施行期日でありますが、公布の 日から施行することとしております。

建築住宅課は以上でございます。

- **〇日高委員長** 執行部の説明が終了しました。 質疑はありませんか。
- **〇田口委員** 宮崎駅の西口駅前広場の整備事業 についてお伺いいたします。

この中には全然出てこないんですが、もう一つできる宮交さんがつくるビルの完成はいつごろの予定なんですか。

○甲斐都市計画課長 今回、複合ビルということで、宮崎駅前とその道路を挟んで反対側の広島のほうにつくるようにしていますけど、同じ時期にできると伺っております。

〇田口委員 ということは来年の秋ごろにはでき上がるということですね。

〇甲斐都市計画課長 秋ぐらいにではできるというふうに考えております。

〇田口委員 今の計画を見ていますと、駅前だけの開発のような感じに見えるんですが、同じころにできる宮交の複合ビルとの人の流れはどのように考えていらっしゃるのか。今の横断歩道を渡っていくことになるのか、地下道でもつくるのか、そういう予定はあるんですか。

○甲斐都市計画課長 2つのビルをつなぐ間に 県道がございますけども、これにつきましては、 地下道とか、そういう計画は今のところはござ いません。

ただ、今まで以上に通過する人がふえると思います。今、詳細設計をやっているんですが、 その中で、この交差点部についても横断歩道の 大きさですとか、人のたまりができると思いま すので、そこら辺のたまりの関係とか、そういっ たものは検討していきたいと思っていますけれ ども、今のところは平面で渡ってもらうような 計画になっております。

○田口委員 宮交の複合ビルがどれだけ魅力的 な店を置くかにもよるんでしょうけれども、ア ミュプラザから出てくれるかどうかがちょっと 心配にもなるんですが、非常に流れやすくなる ような案は今のところ考えなくていいんでしょ うか。県内の宮交さんが出してくれて、今のと ころでいくと、JRだけが喜ぶような計画に見えるもんですから。

○甲斐都市計画課長 この計画に合わせて、宮崎市のほうで、今、まちづくりのための委員会をつくっておりまして、そちらで、今後、回遊性も含めて、例えば道路空間を利用するやり方とか、そういったのも考えて、一体的に中心市街地の周りに人を流していくというような計画でやっております。計画を今から立てるということになりますので、そういう中で、あみーろーども含めて、道路空間の活用も考えていくことになると思います。

〇田口委員 ちなみに、2つのビルは地下はあるんですか。

○甲斐都市計画課長 今のところ、地下はない 計画になっております。

○中野委員 事業の効果に、にぎわいをさらに 大きくと書いてありますが、何人が何人になる んですか。単位がわかりませんが、何万人か何 百万人かわかりませんけれども、令和2年度に 完成ですから、将来、予定している人数を教え てください。

○甲斐都市計画課長 今度のイベント広場で考えますと、今はイベントとかは特に行われていないんですが、新しい広場になりますと、いろんなイベント等が行われて、人が集まってくることになります。なかなか、今の時点ではどのくらい人が集まるかは、どんなイベントをするかとか、イベント会場の広さはまだこれから詳細設計を行いますので、そこはまだわからないところがあるんですけども、例えば鹿児島のアミュプラザは年間で300回くらいイベントを行いまして、80万人くらいは人が来ている状況がございます。

ただ、鹿児島の場合は、宮崎に比べますとJ

Rを使われる方も多いものですから、なかなか そこまでのとは思いますけれども、一応、そう いう状況ではございます。

○中野委員 鹿児島はどうでもいいですが、に ぎわいをさらに大きくと書いているわけだから、 現在、大体何名で、それがさらに多くなるとい う意味ですよね。少なくはならないわけでしょ う。大体どのくらいを想定しているんですか。

〇甲斐都市計画課長 今のところ、まだそういった想定までは、今後、どういうイベントをするかとか、そういうのを決める中で検討していくことになると思っております。

○中野委員 ここに事業効果と書いてあるけど、 俺らが要望すれば費用対効果云々といつも言う のに、その費用対効果をあらわすためには、人 がさらにふえるわけだから、将来このぐらいに なる、どこかふえることで費用対効果があった というふうに捉えるんではないんですか。

そこから見れば、にぎわいをさらに大きくと 書いただけで、全くそういうのは想定していな いということですか。

○重黒木県土整備部次長(総括) ここで我々がイメージしておりますのは、複合ビルが建設されることによりまして、複合ビルそのものに年間数十万人ぐらいの人がくる、はっきりした数は、まだJRと宮交のほうで言っていませんけれども、数十万人の人が、新しく映画館ができたりとか、ショッピングセンターができたりとかがありますので、まず、そのことによって一定数の人がそこに集まるというのを前提に、一応イメージしております。

その集まった方々が、このにぎわいスペース、 あるいはイベントスペースで、さらに、そのスペースのところに出てきて、その人たちがさら に中心市街地につながっていくというところ、 そこでさらなるにぎわいを大きくしていきたいということで考えておりまして、今現在で、そこの数字が示せておりませんけれども、まずは複合ビルに来る人たちがにぎわいをつくって、そこでイベントをやることによってさらに県内外からそこに人が集まって、一緒になって中心市街地の活性化につながっていくということで考えているところでございます。

○中野委員 ということは、こういう広場をつくったり、JRと宮交が施設をつくって、乗り入れをする人がふえる見通しを持っているんですか。

○重黒木県土整備部次長(総括) 去年の検討 の段階で、副次的効果として、県内から、ある いは県外からここを目指して人が来るときに J R を使ってくるだろうということも考えておりまして、 J R の利用促進につながるだろうとは 考えております。

○中野委員 そうすると、JRの利用者がかなりふえると理解したらいいんですか。

○重黒木県土整備部次長(総括) 一定程度ふやしたいということで、ここでやるイベントを目指して、外からもたくさん人が来るような、そういったイベントを宮崎市と一緒になってやっていく必要があるのではないかと考えております。

○中野委員 宮崎駅から県北のほうは来るでしょう。南も都城からは来るかもしれません。 我々は行きませんから。電車がない。

そうした場合、こういうイベント広場をつくったりすれば、JRを利用しない人も来ると思うんです。そうした場合に、駐車場とかは新しい施設のところにできるんですか。どこにとめればいいんですか。

〇甲斐都市計画課長 駐車場につきましては、

県道を渡りまして、広島通りのほうに新しいビルをつくる予定ですけども、その近くに駐車場はつくる計画はございます。そこと、あとは周辺の民間の駐車場を使うというような考えでございます。

○中野委員 JRを、線路を越えてくるわけね。 ○甲斐都市計画課長 広島通りのほうに新しい ビルをつくりますけども、駐車場はそこの近く に1つ計画はあるというふうには聞いておりま す。それと、あとは周辺の民間の駐車場を使う というふうな考えで、今、いるところでござい ます。

〇中野委員 そうしたら、この文言はおかしいですね。にぎわいをさらに大きくして、人の流れを中心街へつなげるというので、逆に広島のほうからこっちに来るわけよね。広島通りのは中心街の手前になるんでしょう。

○甲斐都市計画課長 広島通りにつくるビルの すぐ近くということで、そう遠くない、すぐ隣 につくるようなイメージでございます。

○中野委員 私は、施設には反対はしません。 賛成しますが、最近の宮交とかは、どうもけし からん。それに対する県の対応もです。こうい う大きな施設をJRがつくる、宮交がつくる。 宮交はこういうところに目が向いていて、都市 の再開発、駅前開発でしょう。人がどんどん来 る。そこに民間も投資する。それで、そこを所 有していた県も呼応して、開発をして、人の流 れをつくろうとする。それはもう鹿児島の例も 言われたけど、大都市に行けばどこもそうして いますから、それで結構だと思うんです。

こういうふうにしながら、宮交も採算が合わないとしようがないんでしょうけれども、地方の分はどんどん切り捨てていくでしょう。例えばえびの高原。宮交の施設、全部手放していっ

ているんですよ。一生懸命何とかしてくれと言ったのに。そこの道路の前に行って、岩切章太郎さんの銅像を拝んでこいと私はあそこの社長に言いましたよ。あの理念は何だったのと。宮崎県の三大観光地の1つであるえびの高原から、宮交は20年前からどんどん退いていって、ホテルの本館も別館もなくなった。そして、今、ある施設も全部えびの市に払い下げをしたでしょう。

結局、あまりもうからないから、慈善事業は 民間だからできないとは思うけれども、何とか 踏ん張れないものだろうかと。そこへ県が何か してくれるかといったら、なかなか、目立った ことはあまりしない。市に投げかけるばっかり。 皆さんは、担当が違いますけど。

東京集中はけしからんといいながら、地方の一極集中、宮崎県は宮崎市だけを中心にどんどんやっているきらいがあるんです。宮崎県としては国に対して地方と言っているならば、宮崎県は宮崎県でもっと地方を何とかしてほしいと、逆パターンでやってほしいと思うんです。

当初予算3,000万円から、今回、予算が3億円、2年度が6億円、9億3,000万円というお金を使うわけでしょう。このうちの3分の1ぐらいは、えびの高原に県も投資してもらって、あそこの足湯の施設とか、ああいうのを踏ん張ってほしかったと思うんです。

幸い、皆さん方が県道30号線は短期間のうちに完全2車線化を目指して頑張ろうという姿勢は見えておりますけれども。ところが、それも県単事業でやっている金額と、国の補助事業でやった金額は、さほど変わらない。

土木事務所の話によると、県単事業で、今度 その分だけをプラスしてやるからふえますよと 言ったが、そのふえた金額を教えてください。 ○矢野道路建設課長 委員のおっしゃるとおり、 今回、交付金になりました。それプラス、県単 で考えている金額は約2,000万円ぐらいです。

補正をいただくお願いをしている中で、先ほど言いました10億円の補正を認めていだければ、 その中からそういうふうに今のところ考えているところであります。

○中野委員 宮崎ばかりだけではなくて、宮交が退いたところをもう一度再開発するために、これと同じように、どんどん2車線化も短期間にやってほしいと思います。

あそこも4. 何キロのうち7割ぐらいしかしていない計画でしたから、それを100%に。それから、県道103号の路線見直しもお願いしておりますから、それも前に進めてほしいと思いますが。回答は要りません。

そういうことで、民間資本も都市へと移っているから、そこで県もこうしてやらざるを得ないは思うけれども、やはり県内を一律に、均衡ある発展をといつも言っているわけだから、えびのばかりだけではないですよ。ほかにもたくさんあると思うんです。そういうところも含めて、民間を動かしながら、県がこういう投資をしてほしいと思うんです。よろしくお願いしておきます。

○重黒木県土整備部次長(総括) 済みません。 先ほど田口委員からあった質問の補足なんですけれども、ビルそのものの建設は、駅側がJRで、下が宮交でということではなくて、両方のビルとも共同で事業をすることになっておりまして、そこだけはひとつ済みません、補足させていただきます。

○窪薗委員 説明にありました、8ページの建 設産業外国人材確保支援事業の200万円ですが、 この中身は、建設業協会に業務委託するという こと、また、在留資格、あるいは高度な専門特定技能士を有する外国人の雇用に際しての経費を2分の1補助するということですが、これはわかるんですけれども、午前中に説明がありました商工との関係なんですが、オールみやざき営業課の外国人受入環境整備事業がありますが、この事業と今回のこの人材確保事業の関連はどうなっているんでしょうか。

○斎藤管理課長 今、委員御指摘の商工のほうのセンターとの関係なんですが、事業的には直接的な関係はございません。ただ、外国人の方々が生活をする上で、商工のほうが今度考えているセンター構想、そういったところにいろいろ生活の相談とか、就職の相談、そういったものを多分されると思うんですが、そういったところからうちのほうに、もし建設業に興味があれば来ていただけるというような関係はあります。

また、逆にうちの事業で外国人の方に来ていただいて、日ごろの生活とか、いろんなことで相談とかをしやすい受け口になるのが、商工のほうが今考えているセンターになると思っております。

〇窪薗委員 わかりました。直接的な関連はないということですね。

○斎藤管理課長 そのとおりです。

○窪薗委員 それで、現在、全ての事業で人手不足というのがあるんですが、建設業関係は、特に人手不足ということで、実際のところ、建設業関係で、今、外国人の受け入れ状況はどうなんですか。

○斎藤管理課長 実際のところ、直接的に外国人を自分の会社に入れたいとか、そういった要望は、まだ、私たちのところには届いていないところであります。

ただ、委員御指摘のとおり、今、建設業で人 手不足、要するに働き手が不足しているという 話は当然聞いております。そういう中で、少し でもそういったものに貢献できるように、国の ほうも、今、外国人材を入れていく施策を進め ておりますので、そういったことに対して、県 も一緒になりながらやっていきたいと思ってい るところでございます。

今、委員がおっしゃっているように、どのくらい不足しているかとかは、まだ私どもはつかんでおりません。今後、私どものほうは、各企業さんに対してアンケートなりをやっていきながら、実態をつかんでいきたいと考えております。

○窪薗委員 事業はつくったけれども、実際、使う人が、これを有効利用して使ってもらわないと生きた事業にはならないんです。ですから、協会でそういうニーズをつかんで、どういった関係の技術者が必要ですかといったような細かなことまで把握してやっていかないと、建設業も、とにかく仕事は受けたいんだけど、人がいないのが実態ですから、緊急性を持ってやられたほうが僕はいいと思うんですけれども、そのあたりはどうですか。

○斎藤管理課長 協会のほうとは、意見交換等を日ごろからやっておりますけれども、協会のほうも、各企業さんがどのくらいそういった外国人材を欲しがっているとか、まだニーズを把握できていませんが、今、統計的には外国人の方々が県内に200名程度入ってこられております。そういったものを考えながら、最低限の事業として組み立てたところです。

今後は、ニーズに合わせながら、規模等を協 会とも意見交換しながら、もし広げられるので あれば、拡大していくとか、そういった方向も 考えていきたいと思っているところでございます。

○窪薗委員 外国人の方が来られて、いろんな 教育を受けられる、専門にそれぞれ分かれてい ろんな分野に行くと思うんですが、建設業の場 合はいろんな技術の習得が、資格を取ったり、 あるいは重機であったり、車であったりもある んですが、そのほか、現場監督が少なくなって いる、あとが育たない状況もありますから、そ のあたりの技術者の育成はどういうふうに考え ていらっしゃいますか。

○斎藤管理課長 今回、組み立てております外国人材確保支援事業なんですが、ここで対象としておりますのが、今、委員おっしゃられたように、技術者としてある程度知識なり、経験を持った方々にまず入っていただくというところで考えておりますので、そういった方々が来られれば、そういった方々の知識なり、経験なりを生かしてもらうと。

また、今働いている日本人の若者の方々に対しては、今後、いろいろ資格を取るような制度も別途私たちは準備しておりますので、そういったものを活用していただきながら、スキルアップなりを目指していきたいと思っております。

○中野委員 200万円は協会と話されてしたんだろうと思うんですが、これで本当に人材が確保されて、担い手確保ができるのかという気がしますが。それはそれでいいでしょう。今から年ごとに上積みしてもらえばいいと思うんですが。今回は糸口。

ところで、これは財源は書いてないけれども、 歳出予算説明資料では繰入金とあるから、これ は人口減少対策基金の中でということですか。

- **〇斎藤管理課長** そのとおりです。
- **〇中野委員** わかりました。

〇日高委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 次に、報告事項に関する説明を 求めます。

○斎藤管理課長 それでは、商工建設常任委員 会資料の15ページをお開きください。

平成30年度から本年度への繰越明許費の確定 について、地方自治法施行令第146条第2項の規 定に基づき御報告します。

このページから17ページにかけまして、繰越 明許費について会計区分ごと、所属ごと、事業 ごとに記載しております。

16ページをお開きください。

まず、一般会計の繰越明許費についてでありますが、表の一番下、一般会計合計の欄をごらんください。

中ほどの繰越額の金額欄にありますとおり、296億8,857万2,738円であります。

繰り越しの理由につきましては、各事業ごとに主なものを記載しておりますが、関係機関との調整に日時を要したことや、国の補正予算の関係により工期が不足したことなどによるものであります。

17ページをごらんください。

次に、特別会計についてであります。

上の表は、公共用地取得事業特別会計でありますが、繰越額は1億20万2,455円で、用地交渉等に日時を要したことによるものであります。

その下の表は、港湾整備事業特別会計でありますが、繰越額は1億2,822万1,000円で、関係機関との調整に日時を要したことなどによるものであります。その結果、一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の繰越額の合計は、299億1,699万6,193円となっております。

次に、一般会計の事故繰り越しにつきまして、

地方自治法施行令第150条第3項において準用する第146条第2項の規定に基づき御報告します。

表の一番下、県土整備部合計の欄の繰越額に ありますとおり、4億6,558万8,450円でありま す。

繰り越しの理由につきましては、公共河川事業において、工事施工中に見つかった不発弾の処理等に日時を要したことによるものと、公共土木災害復旧事業において、入札不調等により契約締結に日時を要し、工期が不足したことによるものであります。

報告は以上であります。

○森道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の18ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、人身及び物損の事故が1件、 そして、物損事故が7件でございます。

それぞれの事故の内容について御説明申し上 げます。発生日、発生場所等につきましては、 資料の左側の欄に記載のとおりでございます。

まず、1番目の枝落下事故につきましては、 道路のり面から落下してきた枯れた竹が車両に 直撃し、車両の前部分を損傷したものでありま す。本件は、事故の状況から運転者に過失を問 うことはできないと判断し、過失相殺は行って おりません。

2番目の穴ぼこ事故につきましては、車道上 に発生していた穴ぼこに車輪を落とし込み、車 両の右前輪を損傷したものでございます。本件 は、被害者に前方不注視の過失がありますので、 4割の過失相殺を行っております。

3番目の支障木接触事故につきましては、道路のり面から道路上に伸びて出ていた枝との接

触により、車両の左側サイドミラー等を損傷したものであります。本件は、運転者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

4番目の落石乗り上げ事故につきましては、 車道の中央付近にあった石に乗り上げ、車両の フロントバンパー等を損傷したものでございま す。本件は、被害者に前方不注視の過失があり ますので、3割の過失相殺を行っております。

5番目の落石乗り上げ事故につきましては、 車道の中央付近にあった石に二度乗り上げ、車 両の右前輪を損傷したものであります。本件は、 被害者に前方不注視の過失がありますので、3 割の過失相殺を行っております。

6番目の側溝ぶた不全事故につきましては、 大型車とすれ違う際に車両を避けるため、路肩 部分を走行した自動車が、路肩側溝の外れてい た側溝ぶたに乗り上げ、車両のタイヤ及びホイ ールを損傷したものであります。本件は、被害 者に前方不注視の過失がありますので、5割の 過失相殺を行っております。

7番目の落下物事故につきましては、自転車で走行中に、のり面上部から落下してきたモルタルの破片が自転車の前輪に挟まって転倒し、両膝打撲捻挫、右肋軟骨骨折等のけがを負うとともに、自転車のフロントリムを損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

8番目の落石事故につきましては、トンネルを出たところで、トンネルの上部ののり面から落下した石が車両に直撃し、車両のフロントガラス等を損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額は、9,864円から15万3,900円となっておりまして、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上でありますが、引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課の説明は以上であります。

○志賀建築住宅課長 建築住宅課でございます。 委員会資料の19ページをお開きください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及 び調停について、地方自治法第180条第2項の規 定に基づき御報告いたします。

家賃滞納者に対する訴えの提起についてであ ります。

表に記載しております県営住宅の入居者につきましては、家賃を長期間滞納しておりましたことから、再三に渡り納付指導を行ってまいりましたが、改善することはありませんでした。

このため、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明け渡し請求を行った結果、滞納家賃の一部は支払ったものの、その後は繰り返しの呼びかけや訪問に応じないなど誠意ある対応が見られなかったことから、住宅の明け渡し請求と家賃等請求の訴えを提起するものであります。

なお、表の右端の専決年月日に専決処分を行っております。

建築住宅課は以上でございます。

- **〇日高委員長** 執行部の説明が終了しました。 質疑はありませんか。
- **〇窪薗委員** 損害賠償を求める道路事故ですが、これは道路パトロール等を強化したら防げたようなものがたくさんあります。やっぱりこういったものを、もうちょっと強化されたらどうかという感じがいたします。そのことについて、も

う1回、ちょっと詳しく教えてください。

○森道路保全課長 今、御指摘がありましたように、このような事故が起こったということは 反省すべき点があると考えております。

道路パトロールにつきましては、民間に巡視を委託しておりまして、基本的には毎日どこかの路線をパトロールしてもらっている状況でございます。

それに合わせまして、県職員も直営で週に3 回以上はパトロールを行っております。さらに、 土木事務所におきましては、現場の監督に行っ たりとか、用地交渉に行ったりとか、いろんな 立ち会いに行ったりとか、職員が現場に出る機 会も多くございますので、その際には必ずパト ロールを兼ねていくというようなこともやって おります。

ただ、どうしても夜間とか、我々の目が届かない時間帯、例えばパトロールで回ってずっと路線を走って、奥のほうまで行って異常がないと。ただ、帰ってくるときには落石があるというようなこともございます。時期によると、例えばイノシシとか、シカが山奥を走って石を落とすとか、そういったこともございます。当然、台風とか、風が強い日とか、そういったときには、そういった現象も起こりやすいというようなことがあります。

そういったとき、例えば台風のあとにつきましては、必ずパトロールをして異常がないか、 そういったこともやっております。できる限りのことを私たちもやっているつもりですけれども、まだまだできることはないか、そういったことは考えながら、それから、民間の一般の方からのいろんな情報も入ってきます。落石があるとか、倒木があるとか、そういったことに対する対応をきっちりしながら、少しでもこういっ た事故がなくなるような努力はしていきたいと いうふうに考えております。

〇窪薗委員 事前に防げるようなものは、なる べくそういったことで対応していただきたいと 思っておりますが、市道の場合なんかも、今度 は町村がこういう形になるわけです。しょっちゅ うありました。確かにあります。

幾ら管理しても、目が届かない部分もあるんですけれども、やっぱり通報等もかなりありますので、そういったものもすぐ対応していただくということでお願いしたいと思います。

それと、次の19ページの和解・調停で、家賃の滞納ということですが、ちょっと私はわからないんですけれども、現在、滞納している人はほかにもかなりいらっしゃるんですか、それともいないんですか。

例えば市営住宅なんかは、長い間、滞納をされて、なかなか明け渡しにも応じない状況が発生しているんですけれども、こういったときの請求の仕方、それから、その対応はどのようにされていらっしゃるのか。ほかにもあれば、何件ぐらい、どのくらいの金額があるのか教えていただきたいと思います。

○志賀建築住宅課長 滞納者の現状につきましては、現在、県営住宅に入居しておられる方の中で滞納のある方は、これは5月31日現在の数字でございますけれども、17名おられます。

金額につきましては、現入居者の中で一番滞納がかさんである方は30万円弱でございます。

こういった滞納者に対する指導につきまして はルールを定めておりまして、毎月、家賃を納 付していただく日が決まっておりますので、そ の日までに納付がない場合には、必ず納付がな かった方全員に、まず督促状を送ります。それ は毎月行っております。それが3カ月連続にな りますと、一段上の催告書という紙を送りまして、それと、連帯保証人に宛てましても、あなたが連帯保証人になっていらっしゃるこの方がどのくらいの滞納がありますというような、つきましては、御本人に対して納付の指導をしていただきたいといったようなことを3カ月を過ぎるとやります。

4カ月になりますと、さらにレベルを上げまして、連帯保証人さんに対しまして、期限までに納付がなければ、あなた様にも請求をすることになりますといったような内容の文書をお送りします。さらに、5か月になりますと、正式に連帯保証人さんに宛てまして請求を行います。

こういった手続きを踏みながら、滞納整理の基本は、なるべく滞納額をふやさないこと、ふえてしまいますと本人の負担が難しくなってまいりますので、なるべく滞納額が小さいうちに押さえてしまおうということが基本だと考えておりまして、なるべくきめ細かい対応ができるように日々努力をしているところでございます。

〇窪薗委員 低所得者、そういった方にはなか なか厳しい状況があったりするんです。

大きい人で30万円ということですが、これは 期間はどのくらいの期間なんでしょうか。それ と、催告書を出したり、保証人等にも行くとい う話なんですが、こういった場合、直接誰か訪 問してというようなことはないんですか。

○志賀建築住宅課長 御本人さんには当然訪問をいたしますし、連帯保証人さんには、お近くにお住まいであれば訪問をいたします。基本的には県内にお住まいの方に連帯保証人をお願いしておりますので、なるべく訪問をするようにはしております。

〇窪薗委員 30万円の期間はどのくらいなんですか。

○志賀建築住宅課長 滞納の月数につきましては、一番長い方で1年を超えている方がおられます。

〇窪薗委員 わかりました。

○中野委員 損害賠償額を定めたことの7番目、 落下物がモルタルで自転車走行者にその破片が 当たったということですが、それは、のり面を モルタルでしていたところのなんですか。

○森道路保全課長 この事故でございますけれども、被害者の方が自転車で道路の山側を走っておられました。その斜面がモルタル吹きつけをやっておりまして、その頂上部のところが、樹木がもともとあったんですけれども、その前に台風が来ておりまして、その台風によって樹木が傾いて倒れそうになったと。そのときにモルタルが割れて起き上がったような形になって、不安定な状態でそこに存在していたということが事故の原因というふうに考えております。

○中野委員 100%過失がないということでしたが、100%で損害賠償したわけですよね。金額は8万9,201円、この金額の割合に対して発生日が平成28年9月だから2年9カ月ぐらいたっていますよね。長引いた理由は何ですか。

○森道路保全課長 和解の金額を決定するときに、いろんな書類を準備していただく必要がございます。例えば診断書とか、車検証とか、事故証明書とか、いろんな書類を準備していただくんですけれども、被害者の方がなかなか書類を準備していただけないことがございまして、準備したいけどいろんな事情でできないとか、今回の場合は、その書類が整わなかったことによって、ちょっと時間がかかっているということでございます。

○中野委員 遅れた理由は相手側にあったということですね。

- ○森道路保全課長 相手側のせいにするという ことではございませんけれども、相手側の書類 の提出がなかったために時期が遅くなったとい うことでございます。
- ○中野委員 ということは、この賠償額の支払いは、道路賠償保険といわれましたが、道路そのものを管理する以上、何かそういう保険があるんですか。これも自転車だから、道路を管理する以上は、全部保険から出るという保険があるわけですか。
- ○森道路保全課長 今、申し上げたような賠償 保険がございまして、それに加入して、その中 からこういった瑕疵の事故があった場合はお支 払いをすることになっております。
- ○中野委員 今回は合わせて15万3,900円だけども、これは四半期ごとに出したうちの一部ですが、これは四半期ごとに結果を報告されていますか。
- ○森道路保全課長 この損害賠償額につきましては、300万円未満については専決事項ということで、専決をいたします。知事が専決をいたしまして、専決ができ次第、相手方にお支払いをすると。第三者の方にできるだけ迅速にお支払いをできるような仕組みをとっております。

その専決をしたあとに、直近の次の議会で御報告することになっていますので、年に6月と9月と11月と2月の議会がございますけれども、そのときに御報告をさせていただいているということでございます。

- ○中野委員 交渉事だから専決でいいと思うんですが、私が聞きたかったのは、年に4回、我々に報告をするということですけれども、1年間の総額は大体どのくらいになるんですか。
- ○森道路保全課長 例えば平成30年度でございますけれども、総額が304万4,414円となってい

- ます。年度によって賠償額の大きな案件があればそれが大きくなる、少ないときはまだ少ないということで、各年度で波があるということでございます。
- 〇中野委員 30年度が304万円。1年間の道路賠 償保険の掛け金はどのくらいなんでしょうか。
- ○森道路保全課長 今年度の掛け金は680 万1,000円になっております。
- ○中野委員 680万円相当というのは、大体毎年 変わらないんですか。
- ○森道路保全課長 やはり、個人で入っている 保険と同じでございまして、大きな賠償をする と翌年から金額がふえるということはございます。
- ○中野委員 680万円という金額は、過去からしたら高いほうですか、低いほうですか。
- ○森道路保全課長 平成30年度と比べますと、 今回の680万1,000円は4万5,000円ほど減っております。
- ○中野委員 600万円掛けて300万円ほど払って もらっています。特定の年にはうんと高くなる から保険を掛けていらっしゃると思うんですが、 果たしてこの保険制度、こういうのでいいのか という気がしますが。やっぱり掛けておいたほ うが良いのですか。
- ○森道路保全課長 昨年度も金額は先ほど言ったぐらいなんですけれども、過去には賠償額が相当大きな年もございますので、そういったことを考えると、当然、掛けておいたほうがいいと考えております。

ほかの都道府県も同じように掛けているもの でございます。

○中野委員 これは、国道とかも発生している けれども、国道についても県が掛け金を払って いるんですか。 ○森道路保全課長 県が管理する国道でございますので、当然、県が払っています。

あと、保険に入っているもう一つの理由としては、例えば保険を介さない場合に、いろんな和解金の算出とか、そういったことをするのに、やっぱり労力を要しますので、職員の負担軽減、そういったことも考えて、保険に入っていることは意義があるんだろうというふうに考えております。

○中野委員 この保険会社というのは、会社だから民間だと思うんですが、道路を管理しているのは、国、都道府県、市町村しかないと思うんですけれども、何か別にいい方法があるような気がしますが、果たして掛ける価値のあるものだろうか、保険という対応の範囲内だろうかという気がしますが。この支払額が日本全体で掛け金以上になることはないと思うけども。

時にはでこぼこがあるけれども、保険会社も掛け金よりも多く払うことはないから。考えようによっては。多数ある中では、たくさんの発生件数がある中では、その支払い確率が非常にどこかにか一点集中である可能性があります。いわゆる自動車なんかは何百万台とあるから、そのうちにわずかでもポンと払う可能性があるから、少ない掛け金で誰かを補助するということでいいと思うんだけれども、こういう特殊なところのものに特殊な支払いをする。果たしてどうかなと。年度は1年ずれているけれども、倍の掛け金ですよね。

今の制度になってから何年になったのか知りませんが、昔、県の車両は、任意保険は掛けていなかったですよね。掛けていなかったから、聞いたことがあったんです。そしたら、掛け金よりも支払額が少ないから掛けていないということだったけれども、どういうわけか、任意保

険にも入るようになりましたが。私の記憶違いかもしれませんが、掛けていなかったです。まだ、掛けだして10年そこそこだと思います。道路のほうがいつからこの制度があったのかわかりませんが、果たしてこの保険という制度になじむかという気はしました。どうでしょうか。 〇森道路保全課長ではり、これは個人で掛け

○森道路保全課長 やはり、これは個人で掛けている保険も同じで、やはりそういうリスクがある、大きな金額を支払うリスクがあるということで保険に入っていると思います。過去には、実際に7,000万円を超える賠償額を払ったこともございます。

ですから、単年度で見るともったいないということが出てくることはあり得ると思うんですけれども、長期的にみると、掛けていることで安心感という言葉を使うと不適切かもしれませんけれども、道路の管理をしていく我々にとっては必要だとは思っています。

○中野委員 保険という制度は多数の法則に基づいて成り立つ事業だと思うんです。それになじむかなという気がしたので、転ばぬ先の杖で掛けていていいとは思うけれど、どっちかと思うんです。それで質問をしました。それはいいでしょう。

16ページ、17ページの繰越金。こんなに、300 億円近くのお金を繰り越すということで、当初 予算額全体からしたら何十%になるんですか。

○斎藤管理課長 今の当初予算が公共事業で考えると*731億円あります。うち、この繰り越しが、今言われたように297億円ですので、約4割でございます。

〇中野委員 その予算は、前も言ったような気がするけれども、道路とか、こういう公共事業で社会資本を充実していって、暮らしやすい社

※59ページに訂正発言あり

会をつくるわけです。利便性のある社会をつく るというのが大きな目的ですよね。

それと同時に、国や県が、地方公共団体がやる事業が景気対策ということもあると思うんです。毎年、これだけ繰り越しているから、平準化されているといえばそれだけだけれども、1年間、景気を見通してやっているわけだから、本来ならば、単年度で全部消化していかないと、景気対策という面からはいただけないんじゃないかと。

また、必要があって公共事業をしているわけだから、なるだけ早めに、いつも前倒しという言葉はあるわけだから、早めに公共事業はしないといけないと思うんです。繰り越した理由が関係機関との調整と。関係機関というのがかなりあったけど、関係機関とはどこだろうかという気がしてなりませんが。用地交渉なら相手が私有財産をどうするというわけだから、賛否があります。

公共性のある仕事だから、もっと何とかスムーズにいかないものかという気がしてなりませんが。なるだけこういうのを減らしていただきたいと思うんです。4割は大きいですよ。予算を組んで4割は繰り越しましたというけど。

○斎藤管理課長 どこと調整をしていて、日時がかかるかということですが、相手先は、当然ほかの市町村の部局とか、あと、警察なり、また、国の機関、それと、九州電力とか、そういったもろもろの関係機関とのいろんな調整に、日にちをどうしても要する場合も出てきております。

また、費用につきましては、当然、大きな割合を占めております。私どもも今言われた用地 交渉とか、そういう条件の調整とかはできるだけ迅速に進めて、適切にやれるのが一番いいと は思っております。

そういう点を今後、本当に気をつけながら、 公共事業を進めてまいりたいとは思っておりま す。本当に申しわけございません。こういった 繰り越しも現時点で生じているところでござい ます。今後少しでも落としながら、やっていき たいと考えているところでございます。

○重黒木県土整備部次長(総括) ちょっと1 点補足させていただきます。

委員おっしゃるとおり、県の予算については 単年度主義ですので、毎年予算計上していくと いうのが原則であって、そのとおりに、予算執 行できるのが一番望ましいというふうに思って います。

そういった中で、当県、非常に財源が厳しものですから、できるだけ国の交付金を使って、たくさん公共事業をやっていく中で、ある程度、そこは繰り越し事業もうまく活用しながら、たくさんの事業をやっていくところでございます。

特に、ことしは299億円ということで、非常に額が大きくなっておりますのは、中ほど、繰り越し理由に幾つか出てきますけれども、国の補正予算の関係、国土強靱化の関係で、去年、国の補正予算がかなりつきましたので、その予算がついて、そのためにたくさんの繰り越しがことしは生じているところでございます。

例えば道路のところでいきますと、道路保全 課のところの上から3つ目とかは37億円、公共 河川事業も国の補正予算の関係で70億円から100 億円近くそういうのがついているところがあり まして、ことしはそういった特殊事情があると いうところも、ひとつ、御含み置きいただけれ ばと思っております。

〇日高委員長 そうやって説明すればわかるんです。

○中野委員 皆さん方が一生懸命頑張ってやっていることの努力に対しては、それは理解するところでありますので、謝る必要もないんです。 現実を私はただ言っているわけですから。

補正予算ですから、年度末の2月議会で作った補正予算ならもう間に合わないから翌年度にということですが、ないと思うけど、当初予算のものを、翌年までは執行できるからと思って流すようなことがあってはならないと思うんです。また、補正予算も翌年度1年しかないですから、それも流すということはどうにもならないと思うんですが、当初予算で組んだものがあまり次にはいかないように、2年度にまたがらないように、小林土木事務所管内や振興局を見て、そういうものも多々あるから、そこも思い出しながら発言させていただきました。

一生懸命頑張っていることには間違いありませんから、ひるまず頑張ってください。

〇日高委員長 ほかにございませんか。

暫時休憩します。

午後3時42分休憩

午後3時47分再開

〇日高委員長 委員会を再開いたします。

ここで委員の皆様にお諮りします。質疑は続いておりますが、残り質疑につきましてはあすの午前10時から行いたいと思いますがいかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 御異議ないようですので、あす は午前10時の再開とし、本日の委員会を終わり ます。

午後3時48分散会

令和元年6月20日(木曜日)

午前9時58分開議

出席委員(7人)

委 員 長 之 日 高 博 副 委 員 長 坂 本 康 郎 委 昌 中 野 則 山 委 員 外 衛 委 員 窪 菌 辰 也 委 員 田 口 雄 委 員 前屋敷 恵 美

欠席委員(1人)

委 員 山下博三

委員外議員(なし)

説明のため出席した者 県土整備部

> 県土整備部長 瀬戸長 秀 美 県土整備部次長 重黒木 清 (総括) 県土整備部次長 蓑 方 公 (道路·河川·港湾担当) 県土整備部次長 明 利 浩 久 (都市計画・建築担当) 高速道対策局長 尾 吉 宏 管 理 課 長 藤 孝 斎 用地対策課長 鎌 田 紀美朗 技術企画課長 井 石 剛 工事検査課長 野 Ш 福 道路建設課長 矢 野 康 道路保全課長 森 英 彦 河 川 課 長 高 橋 健一郎 ダム対策監 野 # 隆 博 砂 防 課 長 原 П 耕 治

港 湾 課 江 藤 彰 長 泰 空 港 ・ ポ ー ト 笠 友 紀 セールス対策監 甲 斐 都市計画課長 降 彦 美し宮崎父り推覧長 部 隆 典 平 守 建築住宅課長 孝 志 賀 営 繕 課 長 藤 生 後 和 設 備 室 長 日 髙 誠 高速道対策局次長 志 多 田昌

事務局職員出席者

議事課長補佐鬼川真治議事課主任主事石山敬祐

〇日高委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項に関する説明を求めます。

○斎藤管理課長 済みません。報告に入る前に 一つ訂正があります。

昨日、中野委員から質問がありました繰越額が全体に占める割合につきまして、今年度の公共事業の当初予算731億との比較で説明いたしました。しかし、正しくは、昨年度の一般会計最終予算の750億に占める割合として、答弁することが正しいので、ここで訂正いたします。割合については4割で、変わらないところでございます。申しわけございません。

それでは、常任委員会資料の20ページをお開 きください。

宮崎県建設技術センターにおける次期指定管理者の指定について説明いたします。

まず、1の現在の管理運営状況につきまして、 (1)の指定管理業務の概要ですが、当センタ 一の業務のうち、産業開発青年隊並びに施設の 利用等に関する業務について、平成22年4月か ら、指定管理者制度を導入しており、平成27年 4月からは第2期に入っております。

指定管理者は、いずれも学校法人宮崎総合学 院であります。

なお、県・市町村職員の研修、建設資材の品質管理試験につきましては、県の直営業務としております。

次に、(2) 施設利用状況であります。

表の一番上の利用者数につきまして、今期平均で約1万5,000人となっており、上から3列目の施設使用料収入額につきましては、今期平均は約200万円と、いずれも前期に比較しまして増加しております。

また、4列目の青年隊入隊員数では、平成27年度から40名以上を維持しており、平成29年度には定員を超える61名の入隊者がありました。

次に、(3)の施設収支状況ですが、指定管理 料は年額9,620万円であります。

次に、(4)管理運営状況であります。

ア、青年隊に係る取り組みでは、高等学校や 建設業協会等の関係機関との連携を図りながら、 隊員募集や隊員の就職支援に取り組んでおりま す。

また、イ、施設の利用、維持及び保全に係る 取り組みでは、適切な施設管理に努めており、 自主事業としても、市町村や民間企業に新規採 用された一般職員を対象に、青年隊訓練を一部 取り入れた研修などを実施しております。

21ページをごらんください。

(5) 評価であります。

まず、アの青年隊に係る評価ですが、隊員募集などに積極的に取り組んでいることで、入隊者数が制度導入前の平成21年度の13名に比べて、第1期平均で約29名、今期は平均で約47名と増加し、評価できる反面、就職者数に占める県内建設関連業への就職率が60%から75%程度で推

移しており、県内への就職率向上への積極的な 取り組みが求められます。

次に、イの施設利用等ですが、第1期に比べて、利用者数で約36%、施設使用料収入額で約61%増加しており、利用者からの評価も高く、市町村職員や民間企業の新規採用職員研修も実施するなど、施設の利活用促進が図られております。

次に、2の次期の募集方針案についてであります。

(1) の業務の範囲や(2) の指定期間が5年間であることにつきましては、これまでと変更はありません。

次に、(3)の基準価格ですが、施設の管理運営等に係る費用としまして、次期の基準額は年額で1億円余と想定しております。これは、消費税率のアップや公共下水道接続等による光熱水費の増、施設老朽化による施設修繕費の増などにより増額したためであります。

次に、(4)の募集ですが、募集期間は令和元年7月1日から9月2日までの2カ月間で、県公報や県のホームページのほか、新聞・テレビ、さらに経済団体の会報など、幅広い公報に努めてまいります。

次に、(5)の資格要件ですが、アの県内に事業所等を有することや、22ページをお開きください。中ほどにありますコの土木建設に関する技術・訓練等の教育を実施する体制を確保できることなどを要件としております。

次に、(6)の選定でありますが、アの審査の流れは、書類審査の後、選定委員会による審査、そして選定会議による確認を経まして、指定管理者の候補者を選定することとしております。

イの指定管理候補者選定委員会委員は、ごら んのとおりであります。 23ページをごらんください。

ウの指定管理候補者選定会議委員はごらんの とおりであります。

次に、(7)の選定基準などでありますが、全 庁的な基準をもとに、施設の特性を考慮しまし て、イの建設技術センターの効用を最大限に発 揮する事業計画の中に人材育成などの項目を設 定しております。

24ページをお開きください。

(8) のリスク管理、責任分担につきまして は、全庁的な基準をもとに、県と指定管理者の 分担を表のとおり設定しております。

最後に、3のスケジュールですが、今月5日 に第1回目の指定管理候補者選定委員会を開催 したところであります。

今後、7月1日から9月2日までを募集期間といたしまして、10月の第2回選定委員会での審査、選定会議での確認を経まして、11月議会に議案等を提出し、県議会の御審議をいただきたいと考えております。

そして、議会の議決後、手続を整えまして、 令和2年4月1日からの新たな業務開始という 流れとなっております。

説明は以上であります。

- ○矢野道路建設課長 道路建設課でございます。 引き続き、委員会資料の26ページをお開きく ださい。
- ーツ葉有料道路に関する有識者会議について であります。

1の有識者会議の目的でありますが、本県におきましては、南海トラフ地震の発生が懸念されることから、国道218号などの幹線道路において、橋梁の耐震性能を国土強靭化に必要なレベルに引き上げるための対策の実施が急務となっております。

このような中、一ツ葉有料道路におきまして も、国土強靭化に必要なレベルに橋梁の耐震性 能を引き上げる必要があります。

今後、どのように財源を確保しながら、耐震 対策等を行っていくのか、有料継続の可能性を 含めて検討を行うために、さまざまな分野の有 識者の方々から、御意見を伺うことを目的に開 催しているものであります。

2の前回会議までの検討状況であります。

これまで、ことしの1月と4月の2回開催しております。

- (1) 第1回会議では、①の説明内容に記載 しましたように、3つの項目を説明し、御意見 を伺いました。
- 1点目が、一ツ葉有料道路及び有料道路制度の概要について、2点目が、今回、耐震対策を検討するきっかけとなりました国土強靭化に関する国の動向等について、3点目が、一ツ葉有料道路における耐震対策の必要性についてであります。

②の主な委員の意見としましては、1ポツ目と2ポツ目にありますように、耐震対策などに関する意見としまして、南海トラフ地震の発生が懸念される中、橋梁の耐震対策による安全性の確保は急務である。耐震対策はもとより、津波発生時の避難についても検討すべきとの意見や、3ポツ目の物流や観光面からの意見としまして、物流や観光面からは無料化を望むという意見があり、さらに、その下に書いておりますけれども、料金等に関する意見としまして、無料化は望むが、有料が継続される場合については料金低減を図るべき。耐震対策の費用は、利用者の料金収入で賄ってもよいのではないか。有料道路が継続されれば、定時性が確保されるなど、さまざまな御意見をいただきました。

次に、(2)第2回会議では、耐震対策に加えまして、第1回会議で御意見をいただきました 津波避難誘導対策について説明いたしました。

①の説明内容は、橋梁の耐震対策の内容について、津波避難誘導対策の内容について、そして、これらの対策に要する概算費用について説明を行いました。

ここで、右側の27ページの参考資料をごらんください。

第2回会議における説明内容を記載しております。

まず、上段ですが、橋梁の耐震対策の概算費 用といたしまして、約31億円を見込んでおります。

左の地図に、赤い線で一ツ葉有料道路を、赤 文字で耐震対策を行う橋を記載しております。

現地調査を行いました結果、一ツ葉有料道路にある①から⑬の13の橋のうち、大淀川にかかります⑦の一ツ葉大橋を含む3つの橋で対策が必要となります。

右側の上の表には、3つの橋について、それぞれ必要となる対策内容を丸印で、表の下には対策のイメージとしまして、ほかの橋で行われました対策工事の写真を掲載しております。

上の写真は、コンクリート巻き立てによる補 強の事例で、現在の橋脚を太くすることにより、 地震に対する強度を向上させます。

下の写真は、橋桁を支えている支承という部分の拡大写真ですが、地震によって橋脚が受ける力を小さくするため、揺れを吸収します制震ストッパーなどを設置いたします。

次に、中段の津波避難誘導対策であります。 対策の概算費用としましては、約7億円を見 込んでおります。

左の写真は、新たに設置します道路情報板の

イメージ写真で、速やかに津波情報を提供することで避難を促し、右の写真のように、有料道路から避難していただくために、取得済みの用地を利用しましてUターンスペースを確保するなどの対策を講ずることとしております。

再度、26ページにお戻りください。

今の説明に対します②主な委員の意見といたしましては、1ポツ目に書いておりますけれども、いざという時のために、即時の道路情報板による情報提供や本線への進入を防止するための施設整備は重要であり、実施すべき。

2つ目ですけれど、南海トラフ地震に備えた 耐震対策や避難誘導に関する内容は必要と認識 しているが、国土強靭化の予算で行うべき。

3つ目ですけれども、これらの対策は必要で あり、スピード感を持って実施すべき。

最後のポツですけれども、有料を継続した場合の通行料金の設定や徴収期間について説明をいただきたいなどの御意見をいただいております。

ここで、再び、27ページにお戻りください。 一番下に、次回開催します第3回会議での説

明内容を記載しております。

第2回会議で御意見にありました道路情報板 や進入防止柵の機能向上につきまして、検討内 容を説明することとしております。

写真は設置した場合のイメージ写真ですが、 道路情報板では、津波発生時に迅速かつ確実に 情報発信を行うための遠隔操作装置や無停電電 源装置を付加することを検討しております。

また、写真のピンク色のものが車両進入防止 柵のイメージですが、津波発生時にインターの 入口などから本線への進入を防止するために、 遠隔操作で一斉に作動するような柵の設置につ いて検討しているところであります。 再度、26ページにお戻りください。 一番下の3、第3回会議であります。

開催日は7月1日を予定しており、説明内容としましては、ただいま説明いたしましたように、第2回目の有識者会議の意見を踏まえ、追加しました津波避難誘導対策の内容及び概算費用についてと、料金及び料金徴収期間に関します試算結果について説明を行い、御意見を伺うこととしております。

道路建設課につきましては以上でございます。

○森道路保全課長 道路保全課でございます。

続きまして、委員会資料の28ページをお開き ください。

宮崎県自転車活用推進計画の検討状況につい てであります。

自転車活用推進計画の策定につきましては、 昨年9月の常任委員会で説明したところですが、 現在の検討状況について説明させていただきま す。

まず、1の背景についてであります。

平成29年5月に自転車活用推進法が施行され、 その後、平成30年6月に国の自転車活用推進計 画が閣議決定されております。

自転車活用推進法におきましては、(3)にございますように、都道府県や市町村など地方自治体においても、国の計画を踏まえ、地域の実情に応じた施策を定めた計画を定めるよう、努めることとされております。

次に、2のこれまでの取り組みについて御説 明いたします。

まず昨年11月に、知事、副知事、関係部局長による、第1回の自転車活用推進本部会議を開催し、ことしの1月には庁内の関係課長による第1回幹事会及び学識経験者や活動団体で組織する第1回検討委員会を開催いたしました。

これらの会議での意見を踏まえました案を作成し、今月6日に第2回幹事会を開催したところです。

次に、3の宮崎県自転車活用推進計画案の骨 子について説明させていただきます。

まず、(1)の総論についてでございます。

計画の趣旨としましては、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的としまして、本県の地域特性を生かした目標や施策の方向性を示すこととしております。

次に、計画期間でございます。

国の計画では、長期的な展望を視野に入れつつ、令和2年度までとなっておりますが、本県の計画としましては、2026年に本県で開催されます国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会等も見据え、10年後の令和10年度までとしております。

次に、(2)の自転車活用推進計画の施策体系 及び具体的な取り組みについてでございます。

この計画において、長期的視点で目指す姿と しましては、「誰もが安全・快適に自転車を活用 することができる「自転車パラダイスみやざ き!」の実現」としております。

29ページをごらんください。

計画に関する目標は4つ定めております。

まず、目標の1つ目が、サイクルツーリズム の推進による観光振興と地域活性化。

2つ目が、自転車を利用しやすい都市環境の 形成。

3つ目が、自転車事故のない安全で安心な社 会の実現。

4つ目が、自転車を活用したスポーツ活動と 健康づくりの推進としております。

それぞれの目標を実現するための施策につき ましては、記載のとおり12の施策を位置づけた いと考えております。

例えば、目標1の施策につきましては、地域の魅力を生かしたサイクルツーリズムの推進とスポーツキャンプ・合宿の誘致を位置づけておりまして、主な取り組みとしましては、モデルルートの設定と整備等の推進やサイクリスト受け入れサービスの充実などを考えております。

その他の目標や施策、主な取り組みについて は記載のとおりでございます。

次に、(3)の計画の推進方策について御説明 させていただきます。

この中では、施策の推進にあたっては、国、 県、市町村や関係団体と連携して施策を推進し ていくこと、進捗状況に関するフォローアップ を実施することとしております。

最後に、4の今後のスケジュールについて説 明いたします。

本日、説明しました案につきましては、今月 末に予定しております検討委員会の御意見を踏 まえまして、最終的な素案を作成いたします。

その素案につきまして、7月にパブリックコメントを行い、その意見を反映した後に、最終の案を作成し、8月に幹事会、9月に本部会議を開催し、推進計画を策定する予定としております。

その後、9月議会の常任委員会で計画策定に ついて御報告させていただく予定としておりま す。

道路保全課は以上でございます。

〇平部美しい宮崎づくり推進室長 美しい宮崎 づくり推進室でございます。

資料の30ページをごらんください。

私からは、広域的景観の保全及び創出に関す る方針(景域マスタープラン)の策定について 御説明いたします。 1の概要でございますが、本県では、美しい 宮崎づくり推進条例を制定し、地域固有の景観 を県民共有の財産として、守り、創り出し、生 かしていく取り組みを推進しているところでご ざいます。

良好な景観の形成に当たりましては、地域の 特色に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効 であることから、各市町村が景観行政団体とし て中心的役割を担っております。

一方、本県には緑豊かな山々や清らかな河川 の景観、歴史や文化によって形づくられた田園 景観など、市町村の区域あるいは県境を越えて 広がる広域的景観も存在しているところでござ います。

近年では、霧島ジオパークやユネスコエコパーク、世界農業遺産などの認定を契機に、広域的な景観への関心が高まっているところでございます。

そこで、県といたしましては、今回の景域マスタープランを策定し、市町村間の調整や市町村に対する技術的な助言、情報の提供などの支援を行うものでございます。

次に、2の方針の内容でございますが、1つ目は地理的、生態的、歴史的、文化的に同様な特色があり、また市町村の区域あるいは県境を越えて広がる一定のエリアを景域として設定しまして、連携を図るべき区域を明らかにいたします。

2つ目ですが、景域内の市町村が連携した広域的景観づくりの方向性であります広域的景観 形成の基本方針を示すものでございます。

次に、3の策定の効果といたしましては、1 つ目に、魅力ある広域的景観が県民の共有の財産として再認識されること、次に、景観計画を 生かした統一感のある広域的景観づくりが図ら れること、そして、良好な広域的景観づくりに よって観光地の魅力がさらに向上することの効 果があると考えております。

資料の31ページをごらんください。景域マスタープランのイメージ図になります。

上段の宮崎県で囲っている中の赤い字、赤い 部分が、今回策定する景域マスタープランでご ざいます。

下段の景域、これは下の写真のようなエリアをイメージしているところでございます。枠内の丸印につきましては、先ほど申し上げました策定の効果でございますが、2つ目の丸をごらんください。

景域内にある市町村におきまして、A・B・Cそれぞれの市町村が独自の景観計画を策定しておりますが、関係する市町村が建築物や工作物の色彩、高さなどの行為の制限を景観計画を活用し、調整・連携することで、景域内おいて統一感のある広域的景観づくりができるものと考えております。

県といたしましては、今回のプランを策定し、 これらの市町村の取り組みに対して、広域的調 整や支援を行っていきたいと考えております。

資料の30ページにお戻りください。

最後に、4の今後のスケジュールでございますが、7月から8月にかけて、有識者や市町村に意見を伺い、10月から11月にパブリックコメント、その後、来年2月の推進本部会議を経まして、今年度中に景域マスタープランの公表をしたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

〇中尾高速道対策局長 高速道対策局でございます。

同じ資料の32ページをごらんください。

高速道路等の整備状況と主な課題について御

説明いたします。

初めに、1の整備状況の概要についてであります。

図の中に丸数字で、①から②まで、各区間に番号を振っておりますので、その順番に説明したいと思います。

まず、北から順に、九州中央自動車道につい てであります。

①にありますとおり、15.9キロが供用済みと なっております。

②の雲海橋一平底間の5.1キロは、国において現在事業中でして、このうち、雲海橋一日之 影深角間の2.8キロが昨年11月に開通しております。

③の五ヶ瀬東一高千穂間の9.2キロは、昨年度 新規事業化され、国において事業中であります。

④の蘇陽一五ヶ瀬東間の約8キロ、⑤の高千 穂一雲海橋間の約3キロは、昨年2月に計画段 階評価が完了し、事業化に向けて調査中です。

⑥の平底一蔵田間の約16キロは調査中でございます。

次に、東九州道についてです。

昨年3月に県南区間初となる⑦の日南北郷― 日南東郷間の約9キロが開通し、大分県境から 清武南までの127.8キロと合わせまして、⑧にご ざいますように136.8キロが供用済みとなってお ります。このうち、延岡南から清武南までが有 料区間となっています。

⑨の清武南一日南北郷間の17.8キロは、国が 事業中であり、早期供用を目指しているところ でございます。

次に、⑩の日南東郷―油津間の*3.7キロメートルでございますけれども、これは28年度に事業化され、今年度から工事に着手する予定であ

※75ページに訂正発言あり

ります。

⑪の油津―南郷間の6.4キロ、⑫の奈留―夏井間の14.1キロは、今年度新規事業化されたところであります。

③の南郷―奈留間の約13キロは国が調査中であり、新規事業化を目指してまいります。

個の宮崎西一清武間の一部3.7キロは、今年度、 4 車線事業化されたところであります。

次に、都城志布志道路についてです。

国土交通省、宮崎県、鹿児島県で事業を進めておりますが、⑤の国土交通省施行区間についてでありますけれども、この13.4キロのうち、横市・平塚間の2.8キロが、ことし3月に開通しました。供用済み延長は4.7キロメートルで、現在事業中区間8.7キロのうち、乙房一横市間の3キロが令和3年度に開通予定です。

⑩の宮崎県施行区間8.6キロメートルですが、 梅北一金御岳間の2.5キロが昨年2月に開通しま して、供用済み延長が5.7キロ、現在事業中の金 御岳一県境間の2.9キロは令和2年度に開通予定 です。

①の鹿児島県施行区間22.3キロのうち、有明 北一有明東間の4.3キロが昨年3月に開通しまして、供用済みの延長は12.6キロとなっております。現在事業中区間9.7キロのうち、県境一末吉間の2.9キロ、有明東一志布志間の3.6キロは令和2年度に開通予定であります。

次に、®番になりますけれども、山之口SAについてですが、昨日、部長から説明しましたとおり、一般道からも利用できるように整備中でして、ことし冬頃に完成予定です。

⑨の国富スマートICについてですが、今年 度完成予定であります。

②の川南PAについてですが、隣接地におきまして、川南町が情報発信施設や物販施設を整

備中でございます。

以上が整備状況です。

次に、下の2のところに、主な課題について 整理をしております。

南海トラフ巨大地震などの大規模災害への対応の観点ですとか、物流の効率化の促進など県内の経済活動の基盤をつくる観点から、(1)に書いておりますように、事業化されていない区間の早期事業化がまず課題であります。

(2) ですけれども、事業中区間を早期に供 用開始することも課題でございます。

次に(3)ですが、暫定2車線区間においては、物流拠点である細島港への定時性を確保したり、物流の効率化を図るとともに、大規模災害により被災した場合において、迅速に通行機能を回復できるよう早期の4車線化が課題だと思っております。

次に(4)ですが、地域の活性化や高速道路 利用者の安全性・利便性向上の観点から、休憩 施設のさらなる充実が課題だと思っております。

最後の(5)につきましては、全体に関係する話になりますけれども、高速道路利用による物流の効率化や利便性向上等のため、アクセス道路の整備促進を図るなど、利活用を促進することが課題だと思っております。

説明は以上です。

〇日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

○中野委員 順次質問していきたいと思いますが、この次期指定管理者の指定についてですけれども、まず青年隊員の数が、27年度が書いてありますが、このうち県内と県外を分けた場合、県内だけで何人かというのがわかりませんか、県外者も居るのかをお聞きしたいと思います。

○斎藤管理課長 入隊者の内訳になりますが、 県外の入隊者数を申しますと、まず、ことしが 5名、昨年が4名、一昨年が3名、県外から来 られています。残りは全部県内になります。

○中野委員 県内で大変必要性があったという ことだと思いますが。もう1点、今度が3期目 の募集ですけれども、過去1期、2期はどこか ら申し込みがあったのか。1社だけだったのか。

○斎藤管理課長 過去、最終的な申請は、この 宮崎総合学院のみでございます。ただ、申請の 前に現地説明会とかも行っているんですが、そ のときには、ほかのところも来られておりまし た。ただ、最終的には1社のみとなっておりま す。

○中野委員 その説明会は大体何社くらい来たの。1期、2期。

○斎藤管理課長 2期目はもう1社来でおります。2期目が2社。1期目は結局*1社でございました。

○中野委員 それで、指定管理にしてから1期目で平均で29名、2期目で47名、29年度は61名となりましたよね。非常に利用がよいわけで、指定管理にして、うまくいったんだなという評価ができると思うんですが、逆に、県が直営のときは13名で、廃止しようというところまでいったんです。うまくいったのを批判はしませんが、なぜ、前は閉鎖しないといけないぐらいの状態であったのが――よかったということはいろいろ書いてありましたが、その辺の反省というか、何かありませんか。

○斎藤管理課長 指定管理者になりまして、入 隊者数がふえたところなんですが、その前は、 今委員御指摘のとおり、少ない時期もあった。 当然、県としても入隊者を呼び込む活動はして いたんですが、ノウハウがあるところとの、やっ ぱり違いが若干あったのかなというところがあって、県としてはなかなか入隊者をふやすことができなかったと。そういうこともありまして、平成22年に指定管理者の制度を取り入れて、民間のノウハウを活用して、施設の向上を図ったところでございます。

○中野委員 全国でもこういう青年開発隊は、 宮崎県と、あと1県か2県しかないという話で すが、宮崎県は技術員が少なくなったときに、 こういう技術員を養成する学校があるわけです が、他県はないわけですよね。他県のことを心 配する必要はありませんが、ないのに、それが そのまま来ているということと、あるからいい んですが、あるということで、そういう技術員 を養成することができるのに、なくて何も問題 ない、あって当然といえば当然なんだけれども、 いい感じにきているんですが、うまく表現はで きませんが、本当に必要性ですよね。必要だと いうのを前提で言っているんですが、ないとこ ろはそれで済まされているわけですが、そこ辺 はどうしているんでしょうか。

○斎藤管理課長 各県の詳細なところまでは ちょっと把握はしておりませんが、ただ、九州 各県で見ますと、平成の十何年までは各県ある 程度続いていたというところで、うちの県もそ の時期あたりから、大分入隊者が減ってきた状 況で、ほかの県では閉じたという判断、逆にう ちの県は、議会からの応援も大分あったんです が、指定管理者制度を入れることで残すことが できたと、そういった面が違うのかなと。また 後は国が1つこういった機関を持っております。 あと、九州では、宮崎、沖縄の2県がこういっ た青年隊の制度を持っているところでございま す。

※69ページに訂正発言あり

○中野委員 いい制度だから、これはぜひ続けてほしいというのが大前提で言っているんですが、非常に技術員が少ない時代に、養成機関がないのに、それで済まされているところに何かがあるはずだから、その辺も把握して、これからの指定管理者の開発青年隊の運営のあり方も進めてほしいなと思うんですよね。ぜひ、そういうことでお願いします。

〇日高委員長 関連はありませんか。この青年 隊に対して関連。

○窪薗委員 今言われるように、非常に歴史のある学校ということで、県内さまざまな地区で、 この卒業生の方々が、非常に活躍をされております。

卒業された方々が、今もう中堅以上になっておりまして、あとがなかなか育っていないのが現状だろうと思います。一時期、そういう時期があったということですので仕方がないですが、今回、47名ということで非常に喜ばしいことなんですけれども、この中で、県内の土木関係の企業、それから学校との関係はどういうふうになっているんでしょうか。例えば、企業さんとの義理もそうですが、入る方たちへの連携は何かされているんでしょうか。

それと、やはり学校訪問なんかもされている のかどうか、そのあたりをちょっと教えてくだ さい。

○斎藤管理課長 入隊の募集につきましては、 関係団体、あとは地区の協会及び高等学校等の 生徒さんを幅広く呼び込むための活動を随時 やっております。

また、今はオープンスクールなり、そういったものも定期的に行って、興味のある生徒さんに幅広く呼び込んでいくということで、活動はやっております。

○前屋敷委員 就職率は100%なんだけれど、県内で就職される方が60から75%程度だということなんですが、そのほかの方々は県外で就職をされているということだと思うんですけれども、その大きな要因はどのように掴んでいらっしゃいますか。

○斎藤管理課長 先ほども話しましたように、 県内就職率が6割から7割という状況で、残り が県外に行かれていると。ただ、それ以外で公 務員になられた方とかが県内ではおられるんで すが、どうしても県外に何名かは出られている 状況があります。これにつきましては、本県と いたしましては、できるだけやっぱり県内に残っ ていただこうということで、県内の企業さんの PRも兼ねまして、夜間の時間帯を利用して、 各企業さんに来ていただいて、受講企業のPR を兼ねた研修の時間を夜間授業で、現在、随時 設けているところです。そういったことを踏ま えて、県内企業への就職率のアップをやってい きたいと考えております。

○前屋敷委員 せっかく技術なども学ばれたことですので、やっぱりそれは県内での仕事で生かしてほしいなと思うんですが、きのうからずっと論議にもなっていますけれど、労働条件といいますか、給料も含めて、やはりそういったところで県外に出ていくのかなと思ったんですけれど、その辺の把握はされていらっしゃらない一もちろん、それぞれの企業のPRをして、社員を獲得するのは大事な仕事なんですけれども、そういったものも背景にあるのではないかなと思うんですけれど。

○斎藤管理課長 やっぱりそういった県外の状況、あと県内の状況を私どもも今後きちんと整理しながら、生徒さん方にそういったものを指定管理者を通じてお示しして、幅広い県内での

採用状況を知らせて、できるだけ残っていただくように頑張ってまいりたいと考えております。 〇田口委員 済みません、商工建設、私、11年 振りなものですから、ちょっと基本的なことを 教えてください。

まずは、この青年隊入隊数のところでいろいろ話が出ておりますが、これは研修期間は1年ですか、2年ですか。

- ○斎藤管理課長 一応、研修期間は1年、それ と専攻科ということでもう1年、専門課程を学 ぶということで、最長2年が教育課程としては ございます。
- **〇田口委員** 先ほどから定員が多いときは61名 いたというけれど、まず定員は何人なのか、そ れと、生徒さんは授業料を払うんですか。
- ○斎藤管理課長 定員は60名で想定しております。

それと、授業料については何十万かいただく ようにしているところでございます。

- ○田口委員 ちょっと漠然としていますけれど。○斎藤管理課長 授業料は年間10万円でございます。
- **〇田口委員** 当然スキルアップのために、資格 も皆さんよく取っているのではないかと思うん ですが、大体皆さんどれぐらい資格は取られら れるものですか。
- ○斎藤管理課長 幾つくらい資格を取るかなんですが、国家試験といたしましては大体3つ、あと免許関係で大型自動車、普通自動車の免許、それと技能関係で小型のクレーンとか玉掛け、そういったものがございます。

それと、特別なものといたしましてはアーク 溶接とか、足場の組み立てとかいったものを学 んでいくというところでございます。

〇外山委員 ということは、今更ですけれども、

この青年隊はほぼほぼ県からの指定管理料のみで運営されているということですね。県の収入はこの授業料470万円だけということですか。

- ○斎藤管理課長 県に入る収入は、今、委員が 言われた以外には、要するに施設の使用料が、 それとあと入隊宿泊料とかそういったものが県 の収入としては入ってまいります。
- ○外山委員 宿泊料なんかも県に入るわけですね。総合学院が指定管理料9,600万円の中から、施設使用料を県にまた払うわけですか。どういう仕組みなのかな。
- ○斎藤管理課長 指定管理料の中には、施設の 運営費は、県から指定管理者に出して、それを もとに指定管理者が施設全般を運営してもらう と、施設を貸した収入等は使用料として、県の ほうに入ってくる仕組みになっております。
- **〇日高委員長** ほかに質問はございませんか。 それ以外でも。
- ○斎藤管理課長 済みません。先ほど中野委員からの質問で1期、2期、どれぐらいの応募があったのかというところで、私が、1期は説明会に来たのが1社という話をいたしましたが、今ちょっと調べてもらったら、最初のときは8社来られていたということでした。申しわけございません。訂正いたします。(「2期目は」と呼ぶ者あり)2期目は2社でございます。
- ○中野委員 一ツ葉有料道路、これは悩ましい問題ですよね。継続をするか。ここで有料道路から一般道路にするか、結局、有料道路を継続することと、これをもう一般道路にするということで、今からこういう、維持管理のいろんなお金はどっちみち必要なんでしょう。

橋梁の耐震対策で31億円とか、津波避難で7 億円とか言われましたが、有料道路であろうと なかろうと関わらず、このお金は必要だと思う んです。そうした場合に、県の直接の持ち出し はどっちが幾らずつになるんですか。

○矢野道路建設課長 金額についてはちょっと わかりませんけれども、まず、有料道路、これ は高速道路もなんですけれども、道路整備特別 措置法という法律に基づきまして、通行または 利用について、料金を徴収することができる道 路としまして、国土交通大臣の許可を受けてつ くる道路です。

一ツ葉有料道路も今の特措法に基づきまして、 国土交通大臣の許可を受けて、料金をいただい てつくっている道路でありまして、この有料道 路につきましては、やはり料金徴収期間満了日 までは、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を 全てこの料金の中で賄うと決まっております。 ですから、有料道路として継続している間は全 て料金の中で賄うと。無料化になれば、通常の 県が管理しております一般の維持管理費の中で 賄うことになっております。

○中野委員 平たく言えば、今までは県の持ち 出しではなかったということですよね。この一 ツ葉有料道路は、一銭も。

○矢野道路建設課長 *全て有料道路の料金の中で賄っております。

〇中野委員 この一ツ葉にかかわらず、今、道路は高速もそうですが、山間部やあちこちどこもですが、将来、非常に維持管理がかかる道路が多いですよね。これから50年後、100年後先、前も1回言ったような気がするけれど、かなりの維持管理費がいると思うんです。これもその1つだと思うんですが、そうした場合に有料道路はそうして有料にして料金から出せば済む話ですが、そうでないところ、農免道路とかいろいろつくって、そっちは農政になるけれども、つくったのを市町村に払い下げて、市町村道に

なっていますよね。えびのにもある大きな橋を 例えば50年後、100年後に一自治体で本当に維持 管理ができるんだろうかといつも思うんですよ。 そのことを含めて、スピード感も図らなければ、 利便性を考えないといけないとは思うけれども、 どうかなあと思いますがね。これもこのまま利 用者負担だけで済ませようか、それとも一般道 路にすれば県も持ち出す、国も補助をするので しょう。そういうふうにしていくか、非常に悩 ましいことだと、僕は思ってきたんですよね。 こういう状況は今からいろんな市町村に、宮崎 県にだって、高速道路だって来ると思うんです よね。山間の激しい谷底にある、トンネルと橋 だけで道路ができるというところは多いですよ ね。考えものだなと思いますがね。そうした場 合に、どのぐらい今後維持できるものかですよ ね。そういうことを考えて、どっちがいいか判 断してください。有識者の意見を聞いて。悩ま しいです。

○矢野道路建設課長 ありがとうございます。 そういうふうにして、判断していきたいと思っております。

〇前屋敷委員 ちなみに、今後、有料で続けた場合、そこに31億円と7億円という経費が予定をされるということなんですけれど、料金徴収期間はどの程度を試算されているんですか。

○矢野道路建設課長 今、第2回会議の内容で、38億円という数字が上がっております。先ほど説明しましたように、第3回会議では、第2回でもう少し機能を付加してほしいというお話がありましたので、まず付加する機能向上のお金を弾いているところであります。

あと、その金額に対して、どのぐらいの徴収 期間がかかるかなんですけれども、第1回会議 ※75ページに訂正発言あり でも、有料を継続するのであれば、料金を下げてほしいという御意見もありましたので、いろいろなパターンについて、現在、試算しているところでありまして、幾らで、何年というところは、まだお示しできないところであります。

また、いずれにしましても、料金設定と料金の徴収期間については国の許可がいるものですから、うちのほうで試算した結果を踏まえて、また国とは情報等いろいろ得ていかなければ、最終的には決まらないというふうに考えております。

- ○前屋敷委員 でも、7月1日の第3回会議までには示すことができるわけですね。
- ○矢野道路建設課長 今、鋭意試算しておりまして、7月1日はあくまでも試算の結果でお示しして、意見を伺うこととしております。
- ○前屋敷委員 私も、特に県北に行くときには、よく有料道路は使うんですよ。とっても便利はいいですし、渋滞に巻き込まれなくて行けるというのがあって。だから、国道10号線を緩和するという点では、役割はとっても果たしている道路だと思うんです。ですから、やはり国道の補完的な道路として、今、使われているのではないかなと思いますので、有料道路を使う人だけで、そこを負担するという話もありましたけれども、その辺のところもいろ考慮に入れながら、今後どうするかという点では、かなり今言われました悩ましい課題だなあというふうに私どもも受けとめているところなんですけれど、今後、見ていきたいと思います。
- ○矢野道路建設課長 有識者会議の中でも、有 料制度が継続すると定時性が確保されるのでは ないかという御意見もいただいております。
- 一方で、もちろん無料化を望む声もあります。 ただ、今、有料道路の料金については、先ほど

説明しましたように法律上でいきますと、やはり利用者から徴収することになっておりますので、今の制度上では、やはり有料道路を継続した場合については、利用者から徴収する形になるかと思うんですけれども、ほかに術がないかについては、ほかの制度についてはいろいろ考えていきたいと思っておりますが、今のところはこの法律にのっとってやるしかないかなというふうに考えているところです。

- ○窪薗委員 ちょっと教えていただきたいんですが、ちょっと私もわからない部分があります。一般の道路維持とかは社会資本資金で大体やられているということですが、ここに国土強靭化の予算が出ているんですけれども、これはどういった特典があるんですか。例えば、交付税で返ってくるとか、そういった、資金的なものはどうなっているのかを教えていただきたいなと。起債する、そうすると今度はそれが補助というんですか、交付税で返ってくるとか、そういうのが一般的にあるんですけれど、これはどういう仕組になっているんですか。
- ○矢野道路建設課長 国土強靱化については、 今、国から交付金をいただいて、その中で支出 しておりますので、交付率によって、県の持ち 出し分はその分少なくなるというような制度に なっております。
- **○窪薗委員** 最初、交付金でくる――後ですか、 前ですか。
- ○矢野道路建設課長 交付金として予算化されます。初めに。
- **〇日高委員長** この件についていいですか。次、 質疑はございませんか。
- ○中野委員 自転車活用推進計画の検討についてですが、これは「自転車パラダイスみやざき!」の実現という、目指す姿が書いてありま

すが、結局、目標1から4まで書いてあるけれ ど、自転車が通りやすい道路をつくりたいとい うことなんですか。わけがよくわからなかった が。

○森道路保全課長 この活用推進計画につきましては、目指す姿ということで「自転車パラダイスみやざき!」と記載しております。

そもそもこの計画を策定する意義といいます か、目的でございますけれども、御承知のとお り、自転車につきましては幅広い年齢、そして 男女問わず使われてきた交通手段でございます。

従来は通学とか通勤とかで使われることが多かったと思うんですけれども、近年はサイクルツーリズムということで、観光面でも脚光を浴びているということでございます。

観光振興とか地域振興にも役立つのではないかということで、新たな自転車の可能性が出てきたところでございます。

それらに加えまして、従来から持っている自転車の特性、環境負荷の低減とか、健康増進、こういったことを、またこれまで以上に広げていこうということで、そういったトータル的な部分で、自転車が利用しやすい社会構造をつくるということで、この計画をつくっているところでございます。

当然、その中には自転車が走りやすい環境、 自転車道の整備とか、そういったことも含まれ ているところでございます。

○中野委員 そうであれば、道路は車が通ると ころ、人が歩くところ、そして軽車両が通ると ころ、当然必要なことですよね。これを令和10 年まで区切って何かする必要はないような、継 続でずっと昔から今日まで、これからも未来永 劫で必要な話ですよね。これをわざわざ区切る 必要があるんだろうかという気がしたんです。 自転車競技がありますから、国体に向けて、 それをやりやすくするために何かつくったのか なという気もしたんですが、どうでしょう。

○森道路保全課長 計画期間として、今、中野委員がおっしゃられたように10年ということで、 国民スポーツ大会をにらんで設定しておりますけれども、当然、これはこの後も引き続き計画を改定しながら、将来的にも続けていくということで考えております。

○中野委員 目標1のサイクルツーリズムは我々があちこち調査して、取り組んでいるところがありますから、こういうのを目標1に掲げてありますが、商工観光労働部とも何か協議をされたんですか。

○森道路保全課長 サイクルツーリズムにつきましては、観光推進課が主管課になってくると思います。

当然、サイクルツーリズムをやるに当たって、いろんなルートの設定とかが出てまいります。例えば、日南海岸で日南のサイクルツーリズムの協議会がございます。こういったところに県とか国とか市町村が入って、そして、その中で10のルートを定めてございますけれども、そういったものを決めるときは、観光部局とも調整しながら、当然、我々も一緒に入って、やっているところでございます。

〇中野委員 では、今これを進める中で商工と 協議をしたことがあるの。

○森道路保全課長 幹事会のメンバーに商工の ほうにも入っていただいております。推進本部 にも、商工観光労働部長にも入っていただいて おりますし、担当レベルでも細かく調整しなが ら、この計画をつくっております。

○中野委員 自転車だけではなくて、オートバイを活用した、こういうのがあったんですよね、

我々が調査した中で。そういうことは頭にないですかね。

〇森道路保全課長 今のところ、オートバイに ついては考えておりません。

〇日高委員長 ほかにありませんか。

○中野委員 次に、景観マスタープランについて、さっきもわけがわからないと言いましたが、一段とわけがわからないのがこれなんですよ。何を言いたいのと──結局、国立公園もあれば国定公園も県立公園も、市町村の公園やらもありますよね。都市公園もありますが、結局、この条例ができたら──霧島ジオパークの韓国岳から見たような写真が張ってあったり、棚田とかもありますが、この条例に基づいて、県土整備部はここをどんなふうにしたいのですか。何かやるわけですか。この霧島をモデルに、ちょっと具体的に説明していただけませんか。イメージが湧くように。

〇平部美しい宮崎づくり推進室長 説明が分かりづらく、申しわけございません。

この取り組みでございますけれども、そもそも景観と言いますのは、景観法に基づいて取り組んでおります。景観法に基づきまして、やっぱり景観はそれぞれ地域の特色に応じて行うべきということで、市町村が主体的になって、景観法が平成16年にできたところでございます。それから15年ほど経つんですけれども、ちょっと問題が出てまいりましたのが、それぞれの市町村でいろんな条件を決めなさいというとと、市町村間をまたがるような広域的景観、霧島みたいなそういう景観を、やはり隣接する市町村でいないといけないのではないかということで、それにつきましては国のほうが、県

が主体的となって、市町村間の景観の基準を整 えていくようにという指導も出てきているとこ ろでございます。

今回、これでどういうふうになるかと申しま すと、例えば、霧島の山々であったりとか、海 岸線であるとか、そういうところに、鮮やかと いいますか、派手な色の建築物が建ってという ような場合があったりとか、いろんな視点場か ら非常にいい景色のところに、何かそういった 建物が建ってしまうということがないように、 市町村が決めている景観計画の中で、ちょっと 色合いを制限する、落としていただくことで、 ほかの風景になじむようにするということが、 この景観計画でできることになっておりますの で、この色合いとかで制限していくことで、広 域風景を守っていく。また、広域的になります ので、1つの市町村が取り組むわけではなく、 複数の市町村で基準がそれぞれ違いますので、 そこは調整してやっていこう、それを県として 支援していこうというものでございます。

今回、その目指すべき方向性となるものの方 針を定めようとしているところでございます。

〇中野委員 美しい宮崎づくり推進条例はいつできたんですか。

○平部美しい宮崎づくり推進室長 平成29年にできております。

○中野委員 この条例と、今言われたことは、 どうもいまいち理解できません。マッチしませ んね。この条例がなくても、今言われたことは 当然できたことではないんですかね。

私はこの美しい宮崎づくり推進条例はもっと 別な意味でつくられたような気がしたんですが、 今言われている景域マスタープランをつくるた めの条例だったんですか。

○平部美しい宮崎づくり推進室長 この美しい

宮崎づくり推進条例でございますけれども、景観を守る、保全するとか、創出するだけではなくて、景観をいろいろと活用していこう、観光とか地域を振興していこうとか、それといろんな活動団体、いろんな事業者、市町村も連携して、宮崎づくりをしていこうということで、ごみ拾いであったりとか、花壇の清掃であったりとか、そういうのもしていく、また、人材づくりをしていこうというような大きなものでございます。

その中で、やっぱり景観もしっかり守っていこうという部分もございまして、景観法に基づく、市町村が取り組む景観についても、美しい宮崎づくりの条例の一環として取り組んでいこうというものでございます。

- ○中野委員 沿道修景美化条例だったですか、 あれはまだいきているんですか。
- **〇森道路保全課長** 沿道修景美化条例につきましては、昭和44年にできていますけれども、現在もいきております。
- ○中野委員 今、景域マスタープランは、この条例の一つだということで、私はまだ条例が、全てこのことだけをつくるための条例だったかなと思っていたので、ちょっと理解できませんでしたが、そのうちの一つだということがわかりました。そして、この美しい宮崎づくり推進条例が、まだ別もいろいろあるということを聞きまして安心しましたが、沿道修景美化条例もまだ残っているということでした。

それで、1点お尋ねしますが、飯野駅前からずっと飯野の街までは県道ですが、あそこに並木ができて50年ぐらい経つんです。ある日突然、ばたばたと300メートルぐらいかな、両サイド、伐採されたんです。切られたんです。それで、数名の方からどういうことかという抗議があり

ました。そして、地区の代表、自治会長さんに もすぐ話を聞いたら、私にも抗議があったんで すよねということでありました。それで、美し い宮崎づくりではありませんが、皆さん方は道 路・河川の担当ですから、あそこは、舗道が狭 くて、今はシルバーカーとかいろいろ通るから、 それが通りにくいとか、いろいろあったんだろ うということで、後日、聞いたから納得はする んですよ。しかし、50年近くも並木があって、 生まれた子は50歳になるわけですから、そうい う環境というか、沿道修景に慣れ親しんだ人が 住んでいるわけですよね。その人たちが、何か 庭木を切られたような気持ちになられるんです よ。だから、もっと地域に落として、伐採しな ければならない理由を述べて、整理してからやっ てほしいなと思うんですよね。

私もすぐに見に行って、明るくなったなとは 思いましたが、どうかなあと思いましたから、 せっかく、こういう美しい宮崎づくり推進条例 があって、いろんなことを多岐にわたってやる 対策室まである、沿道修景美化条例もある宮崎 県、観光を農業に次いで裾野の広い事業だとい うことで、基幹産業にしている宮崎県ですから、 その辺のところは心して、直接これとは関係な いかもしれませんが、2つも条例をつくってやっ ている、道路行政している宮崎県だから、やっ ぱりその辺のところは、住民の意向も聞きなが ら進めてほしいなと思うんです。

〇平部美しい宮崎づくり推進室長 この美しい 宮崎づくりの取り組みでございますけれども、 全庁を挙げて取り組んでいるところでございま す。

沿道修景の事業も、美しい宮崎づくりの核となる事業、取り組みでございますので、しっかりと沿道修景のほうとも連携して取り組んでい

きたいと思います。

○中野委員 飯野駅前、京町もそうしてあるんですよ。国道も県道も私は毎日、ほとんど行き帰りしますが、どんどん植栽したのを抜いてシートを張ったり、いろいろしてありますが、それが時代のはやりなのかどうか知りませんが。

〇森道路保全課長 沿道修景美化につきまして は、沿道修景美化の推進計画を策定しておりま す。

沿道修景を始めて、長い年月も経って、道路 交通網の流れがかわったりとか、社会状況の変 化、そういったものがございますので、今まで 行ってきた沿道修景を見直して、もっと手を入 れていく部分、それから、例えば交通がほとん どなくなって、もう今はここまではしなくてい いのではないかという部分、そういったものを 整理して、めり張りをつけた沿道修景をやって いこうということで、今やっているところでご ざいます。

各土木事務所ごとにワーキンググループを設けて、地域の皆様を含めて話し合いをしながら、どういった方向性でやっていくかを話し合っています。そして、その話し合いの中で方向性を見出しながらやっていこうということで進めているところでございます。

ただ、今、中野委員からお話がありました、 そういった件について、例えば地域の皆様に下 ろさずに、勝手にそういった長年親しんできた 木を伐採するようなことはあまりどうかなと思 いますので、もっと丁寧に地元の方と連携を取 りながらやっていく必要があるとは感じており ます。

〇日高委員長 ほかございませんか。では、これ以外で。

〇中尾高速道対策局長 さっき説明させていた

だいたことに、ちょっと誤りがありましたので訂正させていただきたいと思います。

32ページの⑩、東九州道の日南東郷―油津間のところですけれども、ここの事業中が3.2キロメートルと書いてありますけれども、3.7キロと申し上げてしまったようです。失礼しました。訂正させていただきます。

○矢野道路建設課長 先ほどの一ツ葉有料道路 のところで、中野委員から、これまで有料道路 の維持修繕について1円も使っていないのかと いう御質問に対して、使っていませんとお答え したんですが、今は全く使っておりませんけれ ども、過去、調べますと、ちょうど有料道路の 利用が減ったときに、どうしても応急的に必要 な修繕費について、県が支出した事例はあるみ たいです。訂正させていただきます。

〇外山委員 もう1点だけ。これは来年で、全部償却終わるんですか、建設費が。

○矢野道路建設課長 新設でかかりました費用 については、来年の2月28日が償還期限となっ ておりまして、これに関してはもう返しきる予 測になっております。

○外山委員 今の問題は、その後、東京の首都 高速もそうだけれども、無料にする、有料を続 ける、受益者負担でもってですね。今、審議会 で決めかねているところですね。今、方向性と しては、意見の大勢はどういう理解にあります か、有料を維持するほうなのか、無料化するの か、どんな感じですか。

○矢野道路建設課長 今、まさにそれを議論しているところでして、第2回会議までも、やはり両方の意見がございます。今度、第3回会議で先ほど説明しましたように料金の試算結果と、それから料金の徴収期間、延伸期間ですね。来年の2月以降、何年延ばすのかをお示ししたと

ころで、また御意見をいただいて、そういうと ころを踏まえて、最終的には判断したいと思っ ているところです。

○外山委員 もう1点だけ。仮に無料化しますと、補修等全てのことが完全に県費になるわけですね。いわゆる収入がないわけですから、でも、今、使用料でもって全部を賄えることでもないんだよね。通行料でもって、今後かかるいろんなお金が賄えることではない。それほど利用者がないんでしょう。

○矢野道路建設課長 今後、耐震対策で必要に なる費用と、それでかかる間をずっと維持管理、 修繕等をすることになります。

その辺の費用は全部試算しまして、全部通行 料金で賄うので、維持管理費も入ります。

- **〇外山委員** 結構です。賄えるんですね。
- **〇日高委員長** ほかはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 それでは、その他で何かござい ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 私から1つよろしいでしょうか。 部長に質問したいんですけれども、この補助 公共にかかる国の内示差のことなんですけれど、 ずっと平成27年からあって、内示差が結構出て いたんですけれども、平成30年に15億ほどに下 がったんですけれど、また今度31年に25億、内 示差が広まったということで、内示差は国に要 望していく中で、積極的にやっているというの も十分わかりますが、内示差が出たら、これが 不用額に上がる部分も考えられますので、今後、 補正予算とかで、いろいろとこの内示差をどう にか埋めていくように努力してもらいたいんで すけれど、その辺の部長の考えをお聞きしたい と思います。 ○瀬戸長県土整備部長 今、委員長から話がありましたように、ことしの内示差でございますけれども、当初予算で、この商工建設常任委員会の資料の2ページにありますけれど、令和元年度当初予算額Cの欄の一番下にあります約461億円を今回当初予算であげさせていただいておりまして、今回、国土強靱化の3か年緊急対策もございまして、435億円の内示をいただいております。昨年に比べまして、約130億円ふえている状況でございます。

委員長から話がありましたように、当初予算 から約26億円の内示差が今生じている状況でご ざいます。

本県は財政が非常に厳しい、また社会資本整備も非常におくれている中で、この公共事業の 予算の確保は非常に大事だと考えております。

今、言いましたように内示額の差が26億円ございますけれども、今後の対応でございます。まずは、この追加内示をいただくことが大事かなと思っておりまして、国に対しまして強く要望していきたいということ。あと、現在、補正予算の話が全く来ておりませんので、まだ不明な状況ではございますけれども、補正予算の話があれば、私どもはスピーディーに対応していきたいということで、今言いましたこの26億円の差を少しでも縮小していきたいと考えております。

〇日高委員長 よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもって県土整備部を終了い たします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。 暫時休憩します。

午前11時21分休憩

午前11時24分再開

〇日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、21日に行いたいと思います。

再開時刻は13時10分といたしますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 それでは、そのように決定いた します。

そのほか、何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 何もないようですので、以上で 本日の委員会を終了いたします。

午前11時25分散会

令和元年6月21日(金曜日)

午後1時9分再開

出席委員(8人)

員 委 長 日高博之 副 委員長 坂 本 康 郎 委 員 中野一則 委 員 外 山 衛 委 員 山下博 三 委 員 窪 菌 辰 也 委 員 田口雄 前屋敷 恵 美 委 員

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課長補佐鬼川真治議事課主任主事石山敬祐

〇日高委員長 委員会を再開いたします。

まず議案の採決を行いますが、採決の前に、 各議案につきまして賛否も含め御意見をお願い いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇日高委員長 それでは、特にないようですので、これより議案の採決を行います。

議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろ しいでしょうか。

- 〇前屋敷委員 議案ごとに。
- 〇日高委員長 暫時休憩します。

午後1時10分休憩

午後1時10分再開

〇日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、議案により賛否が分かれておりますので、まず、議案第5号について採決を行います。議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者举手]

〇日高委員長 挙手多数。よって、議案第5号 については、原案のとおり可決すべきものと決 定いたしました。

次に、議案第1号、議案第11号、議案第14号、 議案第17号、議案第18号の各号議案について一 括して採決いたします。各号議案につきまして、 原案のとおり可決することに御異議ございませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 御異議なしと認めます。よって、 各号議案につきましては、原案のとおり可決す べきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。 委員長報告の各項目及び内容について、御意見 をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時11分休憩

午後1時12分再開

〇日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副 委員長に御一任いただくことで御異議ございま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 それでは、そのようにいたしま す。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいた します。商工観光振興対策及び土木行政の推進 に関する調査については、継続調査といたした いと思いますが御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○日高委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同 盟会総会についてであります。

今年度は7月29日月曜日に開催を予定しております。

当同盟会は、当委員会が主体となって活動を 行うこととなっており、昨年の総会以降の経過 を中心に、委員長が報告を行うこととなってお ります。

この報告については、お手元に配付の委員長報告骨子案をもとに行いたいと思いますが、御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 それでは、総会における委員長報告につきましては、正副委員長に一任していただくことで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 それでは、そのようにいたしま す。

なお、総会当日は、午前11時から総会における委員長報告を協議するための全員協議会、午後1時30分から基調講演、午後2時10分から総会となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の委員会についてであります。

7月は、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会の4日前、25日木曜日に、総会における委員長報告について協議を行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、県外調査についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時13分休憩

午後1時22分再開

〇日高委員長 委員会を再開いたします。

県外調査の調査先につきましては、正副委員 長に御一任いただくことで、御異議ございませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 それでは、そのように決定いた します。

そのほか、何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日高委員長 何もないようですので、以上で 委員会を終了いたします。

午後1時23分閉会

署名

商工建設常任委員会委員長 日 高 博 之